

第三十四回国会 社会労働委員会 議 録 第三十五号

昭和三十五年五月十一日(水曜日)

午前十一時五十三分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

委員外の出席者

参議院社会労働委員長 加藤 武徳君

警視庁警備局長 倉井 潔君

警備第三課長 長 澤君

検事 川井 英良君

専門員 川井 章知君

五月十一日

委員倉石忠雄君、岡本隆一君、山口シヅエ君及び木下哲君辞任につき、その補欠として田井莊一君、多賀谷眞穂君、田中織之進君及び田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中織之進君及び田中幾三郎君辞任につき、その補欠として山口シヅエ君及び木下哲君が議長の指名で委員に選任された。

五月十一日

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第三号)

同月十日

結核療養所、病院の建築費に関する請願(原健三郎君紹介)(第三四三三号)

遺族給与金の審査裁定促進に関する請願(山口好一君紹介)(第三四三三号)

未帰還問題の早期解決に関する請願

(荒船清一郎君紹介)(第三四五二号) 戦傷病者のための単独法制定に関する請願(大橋武夫君紹介)(第三五二二号) 同(星島二郎君紹介)(第三五二二号) 医療施設不燃化等の建築費助成に関する請願(賀屋興宣君紹介)(第三六二二号) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

身体障害者雇用促進法案(内閣提出第五五号)

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第三号)

労働関係の基本施策に関する件

○永山委員長 これより会議を開きます。

身体障害者雇用促進法案を議題とし審査を進めます。質疑の通告がありま

すのでこれを許します。八木一男君。

○八木(一男)委員 政府提出の身体障

害者雇用促進法案について、労働大臣

並びに政府委員に御質問を申し上げた

と思います。

身体障害者の雇用を促進して、その

自立をはかるということでは、非

常な法案を出されたこと自体は、非

常にけつこうなことだと思ふわけでござ

います。その内容については非常

に乏しいものがあると私も考えざる

を得ないわけでございます。このよう

な身体障害者雇用促進をやるという空

気が、政府内部でも各政党でも世の中

でも出てきたというときに、ごく微温

的なものをなさいますと、それをまた

改正するという機運が盛り上がるまで

には相当時間がかかりますので、やは

り最初のスタートのときに相当しつか

いことを進めるといっておかれないと、そ

うことは確かでございます。けれども、

結果的に見て、進める機運のときに少

ししか進めないと、その問題を進める

ことにブレーキをかける、こういうこ

ともなるかと思ふわけでございま

す。その点で、このような不十分な法

案を出されたことについて非常にも

足りないわけでございます。が、労働

大臣はいかがお考えであるか、伺いた

と思います。

○松野国務大臣 この法案が非常に微

温的でなまぬるいという御批判もある

ことは承知しております。しかしその

議論の焦点をどこに置くかというもの

さしの置き方で、いい法案であるいは

微温的だということが違ふのではなか

ろうかと思ひます。私たちは、今まで

過去の実績、今日の現状から見ても、

適当だという判断でこれが適当だと思

うのであります。逆に言うならば、

もっと促進したいという方から見れ

ば、微温的だという御批判もあるかも

しれません。それじゃその議論をどこ

で調整をするかというところになります

と、やはり現実を受け入れられる姿の

中において最高なものを作るべきだ。

現実の姿を無視して理想にのみ走って

は、理想ばかりではありませんし、

そういうものじゃなしに、現実雇用促

進法が通りましたら、あすから実施し

たいという現実をつかさどっておる

労働大臣としては、私もいろいろこの審

議中に考えましたけれども、現実を受け

入れられて促進になるといふ姿を前

提にいたしますと、今回の政府提案とい

うのが一番妥当だ、現実には私こそ考

えました。その御批判は十分私も承知

しておりますが、それじゃ雇用を義務

的にやれるか、雇用主はこれを実施す

るか、実施せぬときには罰則をかけ

るか、いいじゃないか、こう言いまし

ても、雇用というものは罰則をかけて雇

用させるようなことは、これは避けな

ければならないことではあります。そ

うなとやはりその限度というものは、

今回の「努めなければならぬ」とい

う言葉は、これは義務であります。

従って同じ義務にしても、今日の立場

に合ひ得るものにする、今日がいん

じやなかろうかということ、私はこ

の案が最適だと信じております。

○八木(一男)委員 現実を動かすとい

うような立場もあることも、私も政治

を考へております。そこでは知ってお

りまして、引っぱり方の強さあるいは

やや強くないという程度の問題で、非

常に考へるべきことがあると思ふわけ

であります。そういう点で大体身体障

害者というふうな労働能力がいささか

欠けるものが多い、それからまた欠けないにしても、欠けるといふふうに思われている人たちが多い。そういう人たちが雇用する問題は、むずかしい問題でありますから、世の中を政治であるべき姿に引っぱるといふ、たとえば道路をよくするとかあるいはまた教育をよくするといふような問題は、比較的スムーズにいきやすい問題ですから、ちよつとした吸引力でそういう問題がよくなくなりますけれども、こういうむずかしい、しかもその国民のことを考えるとき、やはり引っぱる力を相当に強くしなければ問題が解決しないのではないかと思つておられます。そういう意味でこの種のものは、引っぱる牽引力を極端に強くすべき部類に属するものだと思います。まず具体的な問題に入りたいと思つておられます。率の問題で五島委員の御質問に対する御答弁で、各国の例をあげておられました。たとえばユーゴスラビアは一〇%、ドイツは八%、イギリスは三%、アルゼンチンは一%、ほかの率はどうか知りませんが、ここで御答弁になりました率はそういうふうに出ております。ところでアルゼンチンという国は第一次大戦はもちろんでございすが、第二次大戦では全然戦争に介入しなかった国であります。従つて戦争といふものがなかったから身体障害といふようなものが起る要因が非常に少ないわけでありまして、日本とかアメリカのように自動車で事故が起るといふような要因も、アルゼンチンは相当車も多うございすけれども、ああい

う広大なところで、道が相当広いといふようなことで、一般的に身体障害が起る要素が少ないわけですから、従つてそういうところが一%であつても、これは日本の一・五とか一・三よりは実態に即してはるかに身体障害者の雇用度が多いと言へると思つておられます。たしますと、やはり日本と比較しなければならぬのは、戦争で身体障害者が起る要因が多かつたあるいはほかの要因で起る要因が多い、そういう国と比較をしなければならぬと思つておられます。そういう意味で、ユーゴの一〇%、ドイツの八%あるいはまたイギリスの三%といふようなところは、日本の今のこの法案からしてはるかに程度が高いわけですから、私もは即時これをオーバーするようなところまで、少なくともイギリスをオーバーするところまでしなければ、今まで問題がなおざりにされていただけに解決できなかつたと思つておられます。まあまあ漸進的といふような政府の立場を加味して考えましても、それに近いものにならなければ、少なくともイギリスぐらいの程度にしなければ問題が推進できないと思つておられます。それについて政府側の御見解を伺いたいと思つておられます。

○松野國務大臣 八木委員御指摘の通りであります。私たちイギリスよりも上にしたいと思つておられます。従つて、今回の雇用量設定は、さしあたり初年度において〇・七五—今日の現状が〇・七五ぐらいでありますから、これを倍にして一・五にしたいといふのが初年度であります。その次にはやはり一・五が三%になるといふことを目標としておりまして、今回特にこの法案に何%と書かなかつたのは、基準をだんだん上げていきたいといふ趣旨のもとに、私の念願は少なくともイギリスの三%より上に持つていきたい、しかしいきなり法律で初年度に書くのは現実にはむずかしい点もございまして、さしあたり初年度の目標は今日〇・七五の比率をございすから、これを倍にして一・五といふものを初年度に計画をいたし、それから次年度においてこれが三%という目標に進んでいきたいといふ意味で、私も堅持としていてイギリスの三%を下らざる範囲においてこの対策を恒久化して参りたいと思つておられます。これは趣旨説明の当時からそういうふうな御答弁をしております。なお、比率の高いところはいろいろな困難がございす。あるいは軍人に対する国民感情といふもののおのづからございまして、軍人優先といふ感じの国では一〇%ぐらいのところもございす。イギリスでは特に軍人といふ感じは抜きにして、やはり日本と同じように身体障害者といふだけで大体三%程度のものをやっておられるように、これは国柄の特殊性も多少ございしますが、平均しまして三%といふのはやはり常識的に身体障害者の中に吸収できるのじやなかろうか、実は私もそういうふうな感じを持っております。

○八木(男)委員 初め一・五にして、あるいは民間は一・三にして、しかしそれは少ないこと、現実のところは少し少ないような御計画ですけれども、翌年度では三%あるいはそれ以上にするといふことであれば、非常に——非常にじやありませんけれども、けつこうですが、やはり翌年にすることをしたら、翌年にそういうふうなことをするということを明らかにしておいていただきたいと思います。そうでない、使用者側なり、あるいは公的機関の使用側でもそういうことはあるけれども、経営者の立場からはどうもあまりやりたくないといふようなこととが起る。一・五ぐらいといふこと、三だから一ぐらいでございまして、このように考へる使用者がないでもないといふところが相当出てくる。その次に三にしたときには、その差が一・〇であつたときには二・〇と大きいわけです。そこでその間に雇用が促進されない身体障害者の不幸はむしろ減少しないわけがございしますが、それとともに受け入れ態勢としても、最初一・五、一・三ぐらいで、これが二、三年続くといふような考え方でなまけています。今度は翌年いきなり三になつたといふときには、受け入れ態勢もなまけたせいではあるけれども、それをほんとうに計画に合致していくにはやはり苦勞が要るわけでありまして、初めからこのくらい階段を上がらなければいけません。どちらにとつても示しておかなければ、どちらにとつても困る。そういう意味で、一年目に一・三、一・五だつたら、二年目に三と三・五にする、三年目にはさらに上回るといふような御計画があるんでしたら、やはりはつきりしておいていただいた方がよいと思つておられます。

○松野國務大臣 大体第一次計画として〇・七五を一・五にすることは、少なくとも國家機関及び地方機関の各省間においては一致をしております。従つて、一・五の第一次計画といふのは、この法案提案の当時の一つの目標として政府部内で一致しておるわけでありまして、それが第二次計画として三にする計画を早く出せばいいじやないか、御趣旨の通りであります。たまたま実は雇用経済計画といふものをただいまやっております。この中には雇用と経済の計画といふものが十一年計画でいわゆる倍増計画をやっておりますので、この中の雇用計画の策定がきまらぬ、将来の身体障害者の吸収計画がきまらないわけでありまして、従つて、それ以上のものは、実は経済成長及び雇用成長といふものに合せて何年かに三%にするといふ計画を私はきめたいと思つておられます。しかしながらただいま政府部内では経済成長計画と雇用計画といふものをまだ発表しておりませんが、計画を立てまして、その雇用量の増大に應じて一・五以上の計画を私は何年計画にいうものできめて参りたい。本年の第一回の一・五までは各省は一致しておりますけれども、それから先の第二次計画は、実は長期経済計画と合せてやります。各省とも空論だけではいけませんので、やはり経済の雇用成長率に應じて今後やつていかなければなりません。それが、それには暫時雇用計画、経済計画といふものを見たとて、それから先は立たない。私は少なくとも第二次計画は三%にするように、それもなるべく延長せず、短かくするようにしていきたいといふように考へております。大体基本的な経済計画、雇用計画がきまつた上でやりたいと思つております。経済計画の策定もわれわれは準備しておりますので、今年中には全部でき上がるので、その上でさらに今度は身体障害者の吸収率もきめて参りました。

い、こう考えております。

○八木(一男)委員 そういふようなお考えもあろうかと思いますが、全体の雇用計画と、その中の身体障害者の雇用率の問題はびたつと直接に結びつく問題ではないわけですか。やはりこういうような障害のある人が勤労の場がなくて困っておられるという問題は別個に先に推進されてしかるべき問題だと思ふのです。そういう点で、労働大臣はさらに積極的になつていただいて、雇用計画がきまるときに入れていただくのはけっこうですけれども、その前に、雇用計画のときに十分に勘案されるように——政府部内でそれと一緒にやつてもいいけれども、それに関連なしにでも、とにかく翌年は三%以上にする、さらにその後はその倍にするのだという御推進をぜひ願ひたいと思ふのですが、それについて……

○松野国務大臣 八木委員の御趣旨のように、私もこの法案が通りましたから——本年の一・五は大体提案の当時各省一致しておりますが、この法案が通りましたら、さらにこれに添うる計画をさつそく推進して参りたいと思ひます。いかんせんまだ法案審議中でありますので、各省ともいろいろな意見もございます。しかし法案が通りますれば、この法律条項に従つて各省もそれをもちと積極的にやらざるを得ませんので、願ひくは法律が通りましたら御趣旨のように早い時期に三%計画を実施して参りたい、こう考えております。

○八木(一男)委員 これは審議中でありますが、もちろん労働省のこれを出された御趣旨なりはよくわかりますけれども、国会の審議でこれはもう少し

進め方がよいというように、なにより、率をもう少し高めようということがこの委員会なり、国会全体の意思としてそういうふうな傾向になりました場合には、雇用促進に熱心な労働省とされましては、国会の論議と一緒に、各省が理解されるように、たとえばこの率が上がりましたときには、いろいろお立場はありますけれども、この国会の場でもぜひ御努力願ひたいと思ひますけれども、それについて御所見を伺ひたい。

○松野国務大臣 私はこの法律が通過しますと、やはり順次そういう問題が迫めていけると思ひます。ここに百人以上の労働者を使用する民間工場あるいは職種を指定します。そうしたときには、いろいろな議論があるようでありますが、雇用率をふやそうと思へば労働大臣の指定する職種をなるべくふやしていけばいいのですから、行政で相当今後の推進はできる。今考えております以上いろいろな職種を指定すれば、それだけふえるのですから、一・五というのは政府機関すべてが一応きめたもので、民間の方はこの法律が通りませんと、実はまだ強い協力を得られないが、今度はこの法律であくまで義務ですから、これが通りますと民間産業は今度はしようというので、八木委員のおっしゃるような推進の行政は相当上がると私は自信を持っております。

○八木(一男)委員 御答弁非常にけっこうですけれども、私の申し上げたこととちよつと違つております。私の申し上げ方が言葉が足りなかつたせいですが、実は実質的に申し上げたのは、

国会の審議の場で、こういうことについて政府案と反対ではないけれども、政府案をさらに推進するような修正運動が与党なり野党なりが一致して出た場合には、往々にして今の法律のところで、各官庁はただ法律を出したという面子にとらわれて、その精神が前進する場合もブレーキをかけられることがある。ほんとうの政治家である松野さんはそういう立場をおとりにならないと思ひますけれども、やはり政府与党なりいろいろな御関係があると思ひますので、その場合に表に立たれることは無理かもしれませぬけれども、実質的に原案の通りよくても悪くてもそうしてくれというふうなブレーキをかけられないで、この法案自体がこの国会の場で前進することを實質的に御協力を願ひたいということなんです。

○松野国務大臣 まだこの法律がなまぬるいから、もつと修正をして、もつと労働大臣をバックしてやれという御厚情かと存じますが、ただこれは行政をやりますときに、相当強い義務的なものを課せられても、それが実行できないようなことは非常にまたこれも困つてしまうのです。私はいろいろなことを考へて、今回の法律案は日本では初めての問題ですから、私もできるだけ前後左右上下を見て、これなら一番最高だと実は思つております。実は私も堅持としてはこれ以上強い案も出したい。出した結果、じゃこの法律が実行されるときはどうか、といつて罰則をかけることはできません。そうすると何のことはない、法律はできた、そして雇用者はそれをな

とになると、結局あふはちとらずになつてしまふと困る。従つて実行できる一番強い案を私は出したつもりなんです。どうか一つそういう意味で、修正というところは一回これを通して実行の上で、なおかつ疑義があるならば政府も修正案を出しましょうし、皆さん方から修正案が出てもけっこうですが、さしあたりこれは第一回ですから、雇

用者の方も非常に不安を持つ方もおられるのだから、そういう不安をなくして円満に運営していきたいという意味で、あまり修正されたいということとは、私は公平に言つてきついです。またそれは自信がないのです。私は何も政府案を固持するわけじゃありません。実際私はいろいろな場面を考へて、幅のある言葉も書いてある。行政でしようというところになつてゐる。それをこうしようということになつて、それが実行できるかといふと、私はこれは最高だと思つております。これは何も政府案を固持するとかどうか、政策とか、党の面子を私は言うのじゃありません。これは身体障害者ということはこの党においても同じ立場です。ただその感覚が——義務づけられることを行政でやることは努めなければならぬと思ひます。その感覚が相違があつても、私はこれがほんとうに一番よい案だと思ふ。今日はこれ以上やられても、私はこれはなかなか実施がむずかしいと思つております。

○八木(一男)委員 いろいろお立場があつて苦心して御答弁なさつておられる状態はわかるわけなんです。これはもしそういうふうなことになる場合には与党の方も御一緒にしなければならぬといふことでございますから、そんなに飛び離れてばんばんと離れたことにはならないと思ひますけれども、身体障害者の雇用促進に熱心な方がいろいろと論議をして政府の方で苦心されて原案を作られたけれども、それに加えてこれくらいのことではやつた方がいゝんじゃないかという御意見にもしなりましたときには、国会でどうなつたというところは、労働省単独で御交渉になつたときよりも、諸官庁にそういう計画を作ることにしようという空気を作ると、一つプラスになると思ひます。諸官庁がそうならば民間にもそういう影響がありますし、そういう意味でプラス・アルファをつけるというふうな運動がありましたときに、御答弁を求めるとは無理かもしれませぬけれども、今までに間々ありましたような面子にこだわつて前進を阻むというふうなことが、ほかの省で昔の大臣にありましたけれども、そういうふうなことなしに、ほんとうの労働行政が進むという意味で、熱心な大臣としての松野さんの建設的な善意と好意をぜひ一つお願いしたいと思ひます。これは御答弁いただければけっこうですけれども、御答弁があれでしたら、御答弁をしていただかなくてもけっこうです。

○松野国務大臣 私は自分で提案したのだから修正されるというやだ、そんな意味でこの法案は思つておりません。皆さん方のお気持があれば、それを百パーセント了承するのには私はさつぱりしております。ただ逆に文章にこだわつて現実を無視されるようなことは困る。文章はつづばにできておつても、現実を無視されるような文章の修正私ははかえつて身体障害者の方にも御迷惑をかけるということもお考へ

上でこの問題を取り上げていただきました、こう考えます。

○八木(一男)委員 さらに、先ほどもう済んだ問題でけれども、イギリス並みでも少し足りない点があると思うのです。というのはイギリスには社会保障が相当整備しておりまして、障害年金その他の問題が完備しておるわけですから。従って雇用政策以外のお点で身体障害者の問題が解決する部分がございますけれども、日本の場合にはそういう点が多々ないと言われるくらい不完備な状態です。その不完備な状態であるというのは、そういう人たちに社会保障がなしに働いて食え、そういうような今の政治の状態になっておるわけですから、特にそういう点では身体障害者雇用促進という問題についてほかの同じ状態にある国以上にやっていたら必要があると思う。その意味で、もしイギリスそのままでの同じような実質でもこれはわが国の実態としては少ないと思います。

それからもう一つの観点は、雇用促進とか社会保障というような問題は大きな制度ですから、どの国でも初めのときにはばばばと直さなければならぬけれども、どの国でも二年とか三年とか五年とかそういう区切りで段階的に上がるというふうな実情があります。それでですから結局前の国で低いように見えても、あとの国でそれよりオーバーした制度を作りまして、三、四年するとほかの国がまた改正して、低くなるわけですから。それから改正のときにはほかの国のペース以上によくしておかないと、全体的に問題がなくなるということになろうかと思ひます。そういうふうな意味

で、これは率の問題だけではないかもしれませんが、改正のときには——今現状に合わせたというお考えがございませうけれども、その点と別に相当勇断にやられても、それでほかの国のペースと同じになるということになろうかと思ひます。そういう点でぜひこの問題の推進にさらに強力にやっていたらいいと思います。

それから具体的な問題といたしましては、一・五とか一・三にするという場合には、これをまた来年度三にするというふうな場合には、今までの量はこれだけじゃないわけですから、これから新規採用についてはそれ以上の率を持つていかないと早く全体に対するそういうパーセンテージにならない。そういうし、新規採用者中の何%を身体障害者を使うかというふうな考え方をいれていただかないと問題が進展しない。その点についての労働大臣のお考えを一つ伺いたい。

○堀政府委員 だいまの問題は先生が御指摘の通りであると考えます。現在において官庁が大体〇・七%、民間が〇・六五%くらいの雇用率でございまして、これを一・五%程度にするためには、新規採用者につきましては相当の高率をもつてしなければ、全体としてこのような率にならないということになりますので、そのため官公庁の場合におきましては、各官公庁において採用計画というものを作りまして、そしてそれを政令の定めるところによつて労働大臣に協議もしくは通報させるという手続をとらせまして、労働省でこれをチェックしていくということにしたいと思ひます。民間につきましても安定所長は採用計画を作成する

ということを事業主に命ずることができることになっておるわけでございます。この条文を活用いたしまして、新規採用計画を立てて、それを通報を求めるといふような方法で規制いたして参りたい、こういうことによつて現在の〇・六五%ないし〇・七%をまず倍増させるというのを最初の計画にしたいと考えておるわけでございます。

○八木(一男)委員 そういふふうな新規採用者の率をふやして至急に一・五とか一・三、また来年度あたりは三くらいにするというふうな考えであることとを伺つて、それは非常にけっこうだと思ひます。ただその率は相当高くなるとそれは達成できないと思ひますし、それから今労働大臣が言われましたように、一・五、一・三は出だしたから、それで来年にでも三にする、さらに上にするといふようなお考えは当然だと思ひますし、正しい考え方だと思ひます。そういたしますと、やはり今の一・五、一・三を実現するために早くしてしまわなければ次の計画がおくれますから、少なくとも身体障害者のことを考えたら、今までにそういう雇用促進の十分な手が打たれておらなかったのですから、一〇%以上とか、そういうような新規雇用率で考えなければならぬ問題が進展しないと思ひます。それについてのお考えを一つ承りたいと思ひます。

○堀政府委員 この法案が成立いたしましたならば、われわれがいたしましては、さつそこの法案に規定してあります身体障害者の雇用促進審議会、これを招集したいと思つております。それからそれと同時に各官公庁、これも今まで事前の予備協議はいたし

ておりましたけれども、さらに法案がいよいよできたということになりますと、それを実行する段階になるわけでございますから、この法案が成立いたしましたならば、至急にそのような手続をとらしまして、関係者の意向を十分聞きまして、われわれの考えておる理想を一步でもよりよく前進させて参りたい、このように考えております。

○八木(一男)委員 その雇用計画のときに、一〇%以上になるようにぜひ一つ御配慮を願いたいと思ひますけれども、それについての御意見を伺いたいと思ひます。

○堀政府委員 これは現在身体障害者を雇用しておる状況が、各官庁もしくは事業所によつていろいろの違ひがあると思ひます。いずれにいたしましては目標をたてたいまのような倍増、総人員に対する身体障害者の率を倍にする、各官庁もしくは事業所ごとに大体倍を目標にするということになりますので、その事業所なり官公庁によりまして新規採用の率というものはそれぞれ違つてくるわけでございますが、われわれがいたしましては、先生の御趣旨のような線に沿つて、なるべく一歩でもよりよい方向に向かつて新規採用計画が立てられますように推進するつもりでございます。

○八木(一男)委員 その勢いでぜひやつていただきたいと思つたのですけれども、とにかく来年度あたりから三%に推進していただくわけですから一・五は一年くらいで完成しないと次の計画が結局おくれますから、そういう点で非常に勇断にやつていただきたいと思ひます。勇断にやつていただきたいと思ひます。今までこういう法案が出ており

ませんときでも身体障害者雇用促進を申し合せてやつておられましたけれども、非常に少ないものしか採用になつておらないわけですね。たしか四%くらいだったと思ひます。特に推進しなければならぬ官公庁の方で去年あたりでは七百五十人くらいしか採用になつていないわけですね。そういうことでパーセンテージとしてははるかに低いのです。今までも雇用促進の措置はとられておりながらそういうことになつておる。これは五島委員の御質問にもございましてけれども、今の官公庁の〇・六九%という数字は、その自体に勤めておられた方が職傷を受けたり事業場で労災を受けたり何かしてつうなつた方、それで〇・六九になつておるわけですから、新規採用者については相当強力にやられませんか、そういうことが推進できないと思ひます。ぜひそれを強力にやつていただきたいと思ひます。

しなければならぬと思ひますし、勸告を行なうことができるという言葉では非常に微温的であつて、少なくとも行なわなければならないというような言葉にしていただく必要があると思ひわけでありまふ。また第十四条の方でも同じこととございまして、著しい困難というような言葉では、著しくないという判定でそれが実施されないことがございまして、それから「することができる」ということだと、現状のむずかしさに負けてしまふことがあつたわけですから、やはり勸告しなければならぬという程度なものになさらないと実効が上らないと思ひわけでございますが、それについての御意見を一つ伺ひたいと思ひます。

○堀政府委員 官公庁及び民間に對するところの採用比率に達するための措置でございますが、十二条及び十四条では事後の問題につきましてこのような規定を設けておるわけでございます。実は十一条の本文におきまして、官公庁の場合には政令で定めるところにより身体障害者の採用に関する計画を作成しなければならぬ、こういうふうな義務づけております。そうしてこの政令によりましてこの計画を作成する前に、あらかじめ労働大臣に協議もししくは通報しなければならぬというような規定を設けるつもりでございます。ここにおきまして、われわれ労働省といつたしまして、適當か適當でないかという点を事前に把握いたしまして、その段階において各省に對して意見を言う。あとその計画ができましたならば、この十一條におきましてこの計画を作成しなければならぬとありますが、この計画を作成することは、

その職員の数とその身体障害者雇用率を算得した数以上となるようにするために計画を作成しなければならぬ、こういうことになつておるわけでありまふから、労働大臣に連絡協議いたしまして、その上でこの計画ができる。これは実行する義務を負ふことは当然でございます。われわれといつたしましては今のような考え方でやつていけるのではないかとこのように考へております。さらに、それを万が一実行しなかつたような場合には十二条で勸告できる。これは言はずもがな規定でございますが、つけ加えたわけでございます。

○八木(一男)委員 ただいまのような観点で言つと、前のようにされなければならぬといふ書いてあることはけつこうでございますけれども、あとの方により以上強力な規定が必要だと思ひます。作成義務があつてそれを実施しないのは話にならないのであつて、こういうことをしますよというやうな宣傳だけで実施しないのはしり抜けなんです。実施のところは強力に縛らなければならぬ。そこで「特に必要がある」といふことだと、「特に」といふことで——松野労働大臣や堀安局長は御熱心でおられるけれども、これは松野さんが総理大臣になり堀さんが次官になられるというやうなことになる。いつはかの方にわかるかもしれない。そういう場合に、今は「特に」と書いてあつても、必要なときはどんどんやるんだ、「できる」と書いてあつても絶対やるのだというお氣持はお持ちでしょうけれども、立案した人と違つて、人が違えばはやつとしてしまつて、この言葉通り読んで、一応は言つ

てみるけれども、相手側の抵抗が強いれば、めんどろくさいからこのままにしていこうといふことになりがちなんです。ですから、法律を作るときには、特に念には念を入れた方がいいのです。特に実施について強く縛らなければ、計画だけでも身体障害者は何も助からないのですから、この点で十二条の二項あるいは十四条というものをもうと強く縛つておかれる必要があると思ひます。それについての御意見を一つ。

○堀政府委員 この十二条の二項は、他の法律にもこれに似たやうな例がございまして。各官庁間の問題につきましては、たとえば鉱山保安法等で労働大臣の通産大臣に對する勸告規定を設けております。しかしこの法文に基づくと勸告といふ問題は、これはいわば形式的なものでございまして。それで、この十二条の二項は、今までのいろいろな法律等にもあります例にならしましてこのやうな規定を設けたわけでございますが、結局問題は、各官庁が計画を作成する、その計画が適當であるか適當でないかといふ点が最も問題になるわけでございます。これは、十一條におきまして、政令で定めるところによつて、計画を作成しなければならぬといふ書いてございまして、政令ではわれわれは先生の御趣旨と同じやうな規定を設けるつもりでございます。その面で規制をいたしまして、この計画を作成しましたならば、その計画は結局一定の雇用比率以上にするために作らなければならぬわけでございますから、各官庁としては當然義務があるわけでございます。そういう意味でわれわれは十二条をこのやうな形式にしたわけ

でございます。いろいろ形式的な問題について御意見があるとは思ひますけれども、われわれとしてはただいまのやうな氣持でこの条文を書いたのであるといふことを御了承願ひたいと思ひます。なおこの勸告等につきましては、われわれは身体障害者雇用審議会をさそく招集いたしますから、どういふ場合には勸告をしなければならぬいかといふやうな基準も作りまして、協議会の御意見を伺つた上で、それに基づいて十二条等の措置も行なうようにいたしたい。決して労働大臣もしくは職業安定局において、相手の出方を見て、非常に強ければやらないのだというやうな恣意的なものにならないやうに、その点は政令を定める場合、それから基準を定める場合におきまして、はつきりと規定いたしたい考へてございまして。

○八木(一男)委員 鉱山保安法の例を言われましたけれども、あの勸告は——私、知識は少ないのですけれども、出されたのはたつた一回ぐらしかない。ですから非常にしり抜けなんです。そんなものは、もつともつと出されていい事態がたつたあるわけなんです。ですからこれは松野さんや堀さんの善意と努力と熱意は認めるとしても、やはり法備上はしつかりしておかないと、どんななまけ者が労働大臣や堀安局長にならないとも限らないといふことになるわけですから、やはり初めにきつちりとやつておく必要がある。前段の十一条で縛つていただくことは最もけつこうです。ですから、労働省のところから縛らなければしり抜けになつてしまふ。しり抜け法案では、労働省として、御自分でもあまり御満足にならない

いことではないかと思ひます。そういう点せひともそういうやうに變える必要があるとわれわれは思ふのですけれども、これは政府側の立場です。それから、雇用審議会の方でそういう規定を作られるのだつたら、嚴重に作つていただくやう、それから労働省の行政としては「特に」といふ文句とか、あるいはまた「著しい」といふやうななにととか、「できる」といふことに縛られないで、ほんとうにそういう問題の促進されるやうな行政を断じてなさるやうな基準を雇用審議会で作るやうにしていただかないと思ひます。その点についての松野労働大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

○松野労働大臣 各行政官庁より地方及び国の行政機関に對しましては、実は作成をする義務を負ふといふことが非常に大きな義務であります。これに違反したらどうだ、ごもつともな話であります。行政官庁同士の違反といふことは、勸告といふのは、一番きつていふやうな、各省間にしてみればこれは相當なものであります。一つの役所から一つの役所に勸告を受けるというところは、これは非常に大きな制約だ。むろん行政機関ですから、罰則をどうこのやうな以上、勸告を受けることは非常に大きな罰則であります。従つてこれは鉱山保安法の例をとられまして、労働大臣、労働省、通産省が、労働省といふやうな、保安法に従つて勸告を受けないうに、保安法に沿つた場合には勸告を受ける。勸告を受けなければ結果を必ず労働大臣に報告しなければならぬ。勸告によつて

こういたしましたということは、行政官庁同士から見ればずいぶん大きな罰則なんです。従って行政官庁同士です。則ち、いわゆる罰金とかいろいろな罰則ではないにしても、これは非常に大きな罰則です。一方から一方に勧告を受けるという法律文章、身体障害者においてはその一番きついやつを入れたわけで、各省間には勧告というのは非常に大きな罰です。従って人命及び非常に大きな被害のある鉱山保安法にだけこれが入っているわけです。そう年中あつるものじゃない。各省に対して勧告をするということ是非常に少ないのです。従つて私は、行政機関同士についての勧告は最高の罰則だと言ってもいいくらい各機関ともそういう氣持でこの勧告というものを考えておるわけでありますから、私はこれ以上に書くということはなかなか無理じゃないだろうが、またむづかしい、ことにこの性質からいってむづかしいと実は思っております。

○八木(一男)委員　そういうふうには、勧告を受けるということは、諸官庁から見れば非常に大きな打撃であるだろうと思います、今の官庁同士のつき合いいと思いますか、そういうものからいって。それだけに各官庁の局長さんから局長さん、次官さんから次官さん、あるいはまた大臣同士で面子がありますから、そんなことは出さぬでくれよという話し合いが行なわれると思います。そうなったときに、鉄壁の意思を持つている労働大臣とか職業安定局長じゃないと、やはりおつき合いいについて、これは「特に」ということにならないというようなことで勧告をしない。「できる」ということになってい

て、しなければならぬことになっていないから、しなくても別に法律的にめちやくちに笑き上げられないといふようなイージー・ゴーイングな考え方、おつき合ひ的な考え方から問題が推進できない危険性があると思う。それで特にやはり縛る必要があるのか、「できる」という言葉は法律的に――私は法律のことは知識が少ないのですけれども、できるというのは今の内閣の法制局の慣用語らしい。これは最もけしからぬ慣用、習慣です。できるといっているけれども、やはり役所の方の權威を保つような考え方がここに残っているわけです。できるといって役所の方がほしいときはする、したくないときにはほうっておいてなまけても大丈夫というようなことで、お役所は權威があるものだから、するときは必ずやる、したくないときにはしないという考え方で立てられた条文であつて、こんなものは非常に封建的な旧時代的な書き方だ。それを内閣法制局の連中は、こういう前例があるからこういうふうに書きましようということを必ず言う。松野さんや堀さんは、おそらくしなければならぬという考え方でこられたけれども、法制局に回してみたら、どこでもこういう文章を書いていきますよということになつてしまつたのだと思う。われわれは法制局で法制を作るときにいつでも言われる。ところがそれではいけないのだと言へば、国会の法制局はしなければならぬといふ書くのですが、内閣法制局は前例々々というようなことでやつてしまふ。この前例は、やはり役所は絶対に間違ひないが、絶対に怠慢がない、絶対におつき合ひ的なことでほんやりし

ないという建前でやっておるのですけれども、役所も人間のことですから、そんなにすばらしい人ばかりがいつでもあるわけじゃないのですから、そういうことで行政的に停頓する。それを法制局の連中が頭の切りかえが悪いから、前の通りやっておればつつかれたときも前にありますからということで大丈夫だ。新しいことをやれば、それをするときには確信を持って答弁しなければならぬから、つつかれたときに困るから、そのくらいでやっておけ、ということ、できるならば前例でありますということを必ず言う。それが法制局全体の空気で、法律をしつかり作らなければならぬ機関である法制局が、そんな空気になってしまうのは困る。そういうことで、その点はなればならないということにすべきだけれど私は思う。これは松野さん、堀さん、そういうふうにしますという御答弁を期待することは——していただければなかなかそういう御答弁は期待できないと思いますが、少なくともそういうような危険性のあることから、松野行政やあるいは堀職安行政のもとでは、断じてそういう条文であらうとも特にと、いうようなことでルーズなことではない、しなければならぬ、という意味でできる、というのを解釈して、とんとんやる、絶対にやる、そういうふうな決意を持っておられると思いますけれども、それについての強力な意思を表明していただきたいと思えますし、それから雇用審議会の方で、そういう基準をやはり行政的に作られる、というお気持ちを表明していただいておきませんと——それでも私どもは安

心はできまけんけれども、そうじゃな
いとちよつと困るので、その点で松野
さんから一つ強力な積極的な御答弁を
願いたいと思います。

○松野国務大臣　これは勧告すること
ができるとうかりに書いたといいたし
ますと、行政はどうなるのだというこ
とですが、要するにこれはそれだけの
雇用率を設定して、それを実行させる
ことがねらいでありまして、勧告する
ことの方がねらいじゃないはずです。
従つて勧告することができ、勧告し
なくてもそれを実施してくれば、勧
告よりも実は実施の方がねらいであ
りますから、やつてもらえるのじゃな
らうか、勧告さえすればいいというの
じゃなしに、勧告しなくても、もしそ
れを実施してくれるなら、それに越し
たことはない、私がかりに行政を預つ
たときにはそう思います。その場合、
大体計画を策定するときには、これは
守るのだという約束のもとで策定をす
るわけで、それをどうしても守るの
だ、こう言えば、おそらくそれは守ら
ないでいいとか、ごまかすということ
は役所としてあり得ません。一番役所
の弱いところは、法律に関しては絶対
で、これはだれがどう言おうと、法律
に関しては役所が一番忠実なんです。
妙な法律でも忠実過ぎることがある
ので、よく官僚的だという言葉が出る
くらいです。法律に関しては官僚ある
いは役所は絶対です。従つて絶対に作
成しなければならぬということ、こ
れは法律ですから、どうしてもやる。
やつた以上、守らなければならぬこ
とは当然で、もしも何かのことで守ら
ない場合には勧告するぞ、勧告するとい
うことになれば天下に周知する。労働

大臣が勧告すれば、閣議で宅の役所はこれを守りませんよと言えば、これはなかなかきついことなんです。そういうことは行政上においては非常に大きなブレイキとか、罰でありまゝです。従つて勧告することが出来るから守らなければ勧告するぞ、こう言へば、どの大臣も必ずそれはやるよと言ふにきまつてゐることなんです。守らなければ、閣議で私が大臣に法律を何省は守つてくれぬじやないかと云へば、これは非常な罰です。従つて年じゅうそればかりやつていたずらに警察を起こすよりも、勧告するぞ、早く守りなさいという方が私は強みがあると思う。それで勧告しなければならぬというところで勧告する、するとそれに反発するというわけ、そういう文書が往復するだけであつて意味がないじやないか。私はそう考へて勧告をすることが出来るというこゝで、そう勧告しないでもいい、その方がベターな行政だと思ふ。どうしても悪質なものがあつたときには勧告するぞ、こういう意味ですから、勧告がねらふことはない、雇用率をそれだけ守らせることがねらいですから、これで私は行政上十分だと思つております。それをまたあまり年がら年じゅう勧告しなければならぬというこゝで勧告文書を乱発する、それに対してまた反発文が乱発されるというのは行政上円満なことではないだらうということ、行政官庁間においてはこういうものは慣例かどうか知りませんが、私の気持はそれで十分だと思ふ。ことに鉱山保安法のようなきつもののでさえ、やはり勧告することができるといふ条文で十分やつてゐる。

それでもなかなか勧告はやっておりません。やらないのは、勧告しないでも労働省の意向を守るからということ、それで通産省は十分守っていたに對する往復文書の乱発、それには意味がないので、私は勧告しないでも、勧告すると言え、守ってもらえる、行政というものは大体そんなものだと思ふ。また役所間において法律をたてにやれば、どの役所でも、あれほどきつい大蔵省の主計局でも法律というのに対しては絶対ですから、ましてやほかの役所、ことに問題が身体障害者という問題ならば、どの役所でも守ってもらえる。実は雇用率の作成のときに非常な議論が出るわけで、作成したあとにはあまりおそろしくない。作成のときに議論の出ることはこの行政上の一番大事なことではないか。しかし作成すれば必ずやれると思ひます。従つてそのあとの罰則よりも、作成の方に一番義務づけをしておるといふことがこの行政の一番のポイントではなからうかと考えております。

○八木(一男)委員 松野さんは非常に御熱心らしいのですが、何か法律条文を変えてはいけないというやうなことで、非常に巧妙な御答弁をなさるので困るのですが、これは作成自体も非常に不十分です。たとえば率をはっきり三%とか五%とかきめて、それを何年間でやるために毎年何パーセント以上を雇用するというものを作らなければならぬし、作つたものを実施しなければならぬ。そこまで強力に縛らなければほんとうはしり抜けだと思ひます。雇用計画の作成のときにそれを労働

省に相談するということになつておりますから、労働省が熱心である限りにおいては相当実効が上がるだらうと思ひますけれども、そこでもやはり抵抗がある。だから率をばちときめてしまつて、これ以上の計画を作らなければならぬというところで計画をはっきりきめて、その計画の作つたものを必ず実施しなければいけないと法律に書いておけば、法律に非常に強い役所で守ら順守する。そういう点で、一番大事なところでしり抜けがあるわけですから、その点は非常に不十分です。私もそれが作るとすれば、その点を作らなければいかぬと思ひますが、その点はさておいて、そういう状態ですから、そういうときに今度は勧告することができるといふことで実際にやつてくれるであらうといふことは少しぬるいのですから、少なくともこの法案がそのまゝも通つたとしたならば、これはやはり特にとつたことではなく、必要があるときにはびしびしとやる。それから勧告することができるといふ文言になつてゐるけれども、勧告しなければならぬといふことで、法律に縛られ

たやうな気持ちで積極的に行ふ。その前にそんな勧告をしないでもやらせるやうな努力は、これはもちろん労働大臣の政治性で、熱心なお気持ちでやつていただいて、勧告しないでもびしとやる方がよいことは間違ひありませんが、それでもやはり怠ける官庁もあるだらうと思ひますから、官庁ばかりでなく、公共企業体はまた別な立場ですが、そういうものもありますから、強くやるのだ、絶対にやらせるのだという意思表示をしていただかないと、しり抜けがさらにしり抜けになつてしま

まう。労働大臣のおっしゃるやうに、しないでもやつてもらふという努力をしていただくことが一番肝心ですが、しないところにはきびしくやるのだ、そういう意味で特にはなしに、必要のあるときは勧告を絶対にするのだというやうな意思表示をこの際お願いしたいと思ひます。

○松野国務大臣 八木委員、非常に愛情を持ってこの問題を御理解しておられますので、その立場から非常に強い御指示もよくわかります。私も法律で年じゅう強いことばかりが必要じゃありませんけれども、しかしねらひは、この雇用の精神を生かすことですから、生かすことには最大の熱意を持って、この法律ができましたら、十分順守したいと思ひます。

○八木(一男)委員 私の直前に申し上げたやうなことも同じ気持ちでやつていただけると理解してよろしうござい

ますね。

○松野国務大臣 計画を作成しまして、それを守らないときには十分私が話をいたしまして、できないときにはもちろん勧告もできるのですから、びしびしやるつもりでおります。

○八木(一男)委員 それから十四条の問題ですが、今度これは民間の問題であります。民間の問題は諸官庁とまたニュアンスが違ふと思うのです。これは勧告されたら面子があるからという問題ではなしに、今の日本の状態では、ほんとうにさせることをきびしく縛りませんと、やはり商賈の工合が悪い、工場の工合が悪いといふことでなまけがちですから実効が上がるやうな

思ひます。これはもつときびしくやらないといけないと思ひます。この勧告とかい

いうことは公共職業安定所長が関与する、もちろんそれについて労働大臣が最高責任者でありますけれども、直接の指導は職業安定所長です。こういう意味で、これが「著しく」といふ文

言であるそれがしり抜けになつてされない、またしなければならぬといふことにならないと、現場の人が民間の人も無理解な圧力に屈してしないといふ場合が多分にあると思ふ。それをさき上げました官公庁に對するより以上に問題を推進する強力な態度で進めていただかなければならぬと思ひます。これについて安定局長の御答弁をお願いしたい。

○堀政府委員 この職業安定所長の勧告が安定所長個人々々によつてどうにでもなる、やつてもいいしやらぬでもいいのだ、その人の主観にまかされるといふことがありましては、熱心な所長のいるところはそれでいいわけですが、かりに不熱心な所長のいるところでは、この法律をせっかく作りました実効が上らないことになるだらうと思ひます。私もどなたか作りました、この勧告につきましてもどういふ場合に勧告するかという基準をなるべくびつたりと作りまして、このやうな場合には必ずやるというやうな態度で運用して参りたいと思つております。

○八木(一男)委員 十四条の場合に、著しいといふのは、計画の作成の方もそうですか、それについても同様の御意見ですか。

○堀政府委員 さやうでございます。○八木(一男)委員 職業安定所長の御答弁になつたこと、労働大臣も同じお氣持だろ

うと思ひますけれども、一つ……

○松野国務大臣 その通りでございます。○八木(一男)委員 私どももいたしましては、今のことをすべて計画の中にはつきりした実施の率をきめて、それで作成し、実施義務をきつととして、そのための罰則規定とか奨励規定とか、そういうものを入れなければしり抜けになると思ひますけれども、少なくともこの法案の建前においては、しり抜けにできないやうに労働省関係でほんとうに強力に推進されるというやうなお約束をいただいたものとして、一応法案修正の問題は別として、ほかの問題に移りたいと思ひます。

賃金についての差別待遇というように
ことをしておりません。してございませ
んけれども、中には身体障害者である
というだけの理由をもって、能率その
他同じであるにもかかわらず、適当な
注意をすれば同じような能率を上げら
れるにもかかわらず、不当な偏見を
持つて差別待遇をするというところに
問題があるとわれわれは思っておりま
す。こういう点についてはわれわれは
今後強力に啓蒙宣伝していかねれば
ならないと思います。また法律的な問
題といたしましては、ただいま御質問
の中にもありましたように、身体障害
者福祉法において、身体障害者なるが
ゆえをもって差別待遇をしてはいけな
いということになっております。でこ
ざいますからこれに反するような措置
がありましては、身体障害者福祉
法の違反となるわけでございませ
ん、われわれ労働関係の機関といたし
まして、これは是正させるという方
向で進みたいと思っております。これ
につきましてこの法律の中にさらに
はつきりとそういうような措置を書い
たらどうかという御議論もあると思
いますが、御承知のように現在の段階
におきましては、賃金は労働間の協議
によってきめるという一般的な原則に
なっております。これに對しては最
低賃金があるわけではございませ
ん。最低賃金をきめず場合には、やは
り身体障害者なるがゆえをもって差別
待遇をするような例外、これを設け
ることは理由がなければいけないとい
うことで、これは最低賃金の施行に関
しまして中央最低賃金審議会ができま
して、その関係の基準も御審議になっ

てきめておるわけでありまして、今の
ような身体障害者なるがゆえをもって
の不当な除外ということはさせない、
またこれをやる場合には、監督署長あ
るいは労働基準局長の許可が必要であ
るといふように、許可にしなければお
りませぬ。でございませぬから最低賃金の関
係においては今のようなことで処理で
きるのではないかと。それから一般的に
は、結局が賃金について関与する
というような法則はないのでございませ
ん、身体障害者なるがゆえをもってす
る差別待遇というものについては、こ
れは当然違法でございませぬから是正
する、この方向で進みたいと思いま
す。○八木(一男)委員 最低賃金で縛られ
るとおっしゃいますけれども、現在の最低賃
金は残念ながら非常に低いものであり
ます。ですからこれが十八才くらい
の人も解決したと言えませんが、さら
に十八才というようなことではなしに二
十五才、三十才、子供のある人はな
しという場合には最低賃金では明らか
に解決がつかない。これは労働大臣も職安
局長もお認めになるように、この前五
島委員に対する御答弁にありましたよ
うに、一万円以下の人が半数に近い
高給者はほとんどないというような状
態ですから、実際の不利な賃金に
なっております。これは否定できない
と思う。差別してはならないという条
文があつても、それが実際に運用され
ていない以上、やはり法律的な何らかの
規定を置いて、不当な賃金にならない
ようなことをしなければ問題は解決し
ないわけですね。その点についてはこの
法案は一つも配慮がないわけですね。や
はり賃金問題が解決するような条文を
入れる必要が絶対にあると私は思

うわけでありまして、それについての
労働大臣の御意見を伺いたい。
○松野国務大臣 今までは雇用者に対
する特別な法律というものはありませ
んでしたから、従つて一般雇用の中に
おいて、いわゆる非常に不利な立場に
置かれた。今回は、こういう法律の一
つの柱がございまして、雇用者という
ものはある程度雇用の義務づけをされま
す。それだけ今度は勤続年数とか勤務
状況というものが安定するのではない
か、今後のこの法律後の採用者とい
うものは安定していく。そうすれば年功
加算という日本の賃金制度から見ま
すと、おのずからだんだん高給者に
なつてこられる。今まではこういうも
のがありませんでしたから、やはり不
利な状況に不利な立場で不利な仕事を
させられておられた方が多数あつたの
ではなからうか。今回はこういうもの
ができれば、おのずから今日の賃金体
系としては高い給料になつてこられる
というところは、私は当然だと思いま
す。

もう一つは、まだ日本には賃金決定
というものを法律で定めたものはござ
いません。さしたつて一番明らか
なものは国家公務員の給与表で、これを
適用されますと、これは身体障害者で
あろうがなかろうが、そういう差別は
ありませんから、賃金の一つの決定規
格というものがございまして、国家公務員
に關しましては、少しの差もなく今後こ
の運営が賃金に及ぶと思ひます。
そのほか最低賃金法というものがあ
ります。これも法律で定めて賃金がき
まされる。これも身体障害者を除外でき
ませんから、平等な立場に立つ。そのほ
かには実は賃金決定の法律はどこにも
ないのです。従つて、一般にもない
ところに身体障害者の賃金をきめるとい
うこと自身が実はむずかしいなつてく
るものであります。どこをどうやってき
めるかというところ、結局最終的には身体
障害者を差別してはならないという身
体障害者福祉法のその規定が同じよう
に生きる以外はないのであります。
従つて、お氣持はわかりますけれども
最賃法とか国家公務員の給与表とい
うものを今日当てはめますと、今回のも
のは全部入つておるわけでありませ
ん。そのほか除外とか差別はできません。
そのほか基準法及びすべての労働法を
ごらんになれば、そういうものは大体
で、法制上今日あるものにはすべて今
回のこの法律は適用になるし、その運
営もできる、こう思つております。

なお、能率が悪いのじゃないかとい
うので適度訓練というものをやりまし
て、その訓練期間中は政府が一ヶ月五
千円あるいは千円、合わせて六千円を
事業者と御本人に補助して、能力の差
をなるべくなくしていこうという適度
訓練制度をこの法案の中に入れまし
て、予算を組んでおりますから、そうい
うことから自然に本人の賃金の上昇と
いうものを期待していかねれば、い
きなり法律で賃金をどうのこうのとい
ふふうにきめることは、今すべて賃金
法というものがございまして、従つ
てこれはむずかしいのではなからう
か。そういうような現行の上に私たち
は基準を設けて進む以外にはなからう
かと考えております。
○五島委員 今の賃金の問題に關連し
て、二点ばかり質問をしておきたいと
思ひます。先日、私質問をしたのです
が、やはり身体障害者雇用の法律案が
提案されるということは、身体障害者
が雇用の機会均等に浴してない、従
つてこれに雇用の機会を与えることが第
一であり、そして身体障害者に雇用の
機会を与えて生活を保障するというこ
とが第二の目標であらうと思つたので
す。そうすると、今八木委員が質問さ
れたように、賃金の問題が規定されて
ないというやうなことに對しては、最
低賃金などによつて差別をされないよ
うにしよというやうなことなんです。現
在最低賃金法があるのですけれども、最
低賃金法は、やはり今言われたやうに
業者間協定である。身体障害者は何と
いっても身体に障害がある方ですか
ら、労働能力には差がある。そうす
ると、一般民間あたりでどれだけ雇用し
なければならぬ、あるいはどれだけ
の事業所についてはどれだけの雇用
していくというやうにきましても、や
はり民間の業者というものは、この間も
ちよつと触れたのですけれども、能率
のいい人を雇用して能率を上げて、そ
して利潤を得よう、これが一般の企業
者の考え方であるから、身体に障害の
ある方を雇用するということは、現実
の問題としてなかなか促進できないん
じゃなからうか。従つて、この間も例
に引っぱり出したのですが、社会党の
案では、どうしてもやっぱり差がある
から、これを民間業者に同一の賃金で
雇用せよというところは、少々ばかり矛
盾があるのではなからうかというこ
とをおもんばかりましたから、実際身体
障害者のポケットに入る賃金は一般の
方たちと同じやうな賃金が入つていく
のだ、しかしこれを民間の業者に対し
て同一に払ふというところは、また一部

矛盾があるだろう。従ってその差額について、一体どうして補償すべきかというような問題を考えましたとき、どうしてもこれは別途の方から身体障害者の方たちの給与は補償すべきじゃないか、そういうところには思いをいたせば、やはりこれはある一定の差額というものは国が補償することによって生活を保障してやらなければならぬ、こういうようなことを考えたわけですが、従って、身体障害者は今まで雇用の機会がない。しかしこれはやはり人道上の問題からでも雇用を促進する。しかも仕事をすれば、人間として値するところの生活を完全に保障してやらなければならぬ。そういうような差額の問題をどうするかというのを考えて、国家補償、国庫補助、こういうような形をとったわけですが、これも、そういうような考え方は政府にはないかどうか。

それからもう一点、関連ですから一緒に質問してしまいますが、身体障害者の方たちで仕事がない、就職しようと思っても就職できなくて、家庭経済が非常に逼迫する、そうしてたとえ配偶者の方が主人にかわって仕事をするとしようという場合、その配偶者の方が就職したいと思ってもなかなか就職ができない、こういうような状態である場合、身体障害者の夫の方にかわって奥さんをその会社あるいは官庁に優先的に雇用せしめていくことが、すなわち家庭経済の安定になるのではないかと、こういうような私たちは考えているわけですが、その場合がこれには全然触れられていないわけですか。そういうような場合、身体障害者の方たちは気の毒だ、働く意思があっても働けない、

そして元氣な配偶者の方があっても、雇用の機会がないから、そういうような意思のある方たちに対しては、夫にかわって奥さんを優先的に雇用していく。しかし奥さんは女性ですから、やはりそこには賃金の格差等々もあるだろう。そういうような場合、一体政府はどういうように考えていかれるかという問題ですけれども、この法律にはそれが無いわけですか。こういうことについて、どういうように大臣あるいは局長はお考えになっておりますか。あわせて関連して質問しておきます。

○堀政府委員　ただいまの五島委員の御指摘になりました点、非常に問題があるわけでございます。われわれとしても、そのような問題についてさらに今後研究しなければならぬ問題であるとは考えております。今回の法律の提案につきましてもわれわれが考えておりますところを申し上げますと、われわれは基本的な考え方として、まして、身体障害者であれば一般の者に比べて能率が落ちるのだ、このような考え方をむしろ打破していかなければならぬと思っております。われわれは、いま全国の職業訓練所、それから身体障害者職業訓練所、そこで身体障害者に対する職業訓練を行なっており、その就職をお世話しているわけでございます。私も、私どもが実際に扱っております身体障害者で、必要ならば保護具等を使いまして補って参りますれば、一般の人と区別される理由はないのではないかと、能率の点においても一般人同様の能率が上がるというふうに思っております。この点につきましては、要するに使用

者側において、こういう点の研究が足りないというふうに考えます。今回の法案におきましては、そういうような問題について、労働省その他関係機関において、そういう点の研究を行なうことになっております。でございませうから、私は考え方としてはあるいは一般の賃金の八割を支給しなければならぬというような制度も考えられなくては思いますが、それは、ええ、身体障害者の立場から言いますと、おかしな問題になっていくのではないかと。私はやはり身体障害者というものは、適当な訓練を受け、適当な施設、適当な職場において働かしてもらい、すなわち、一般人と変わらない能率は上げ得るものである。これはわれわれの体感からしても、そのようなことは言えるわけでありまして、そういうような基本的な考え方から立て、この法案を作ったわけでありまして、しかしそれにもかかわらず、雇用主が同じような能率が上がっているにもかかわらず差別待遇をするということになれば、これは身体障害者福祉法の差別待遇禁止の原則にも反するものでございまして、そういうような場合にはどうするかというところでございまして、この法案にも職業安定所は、その求人者に対して求人条件について指導をするということを明示しております。この点においては、まずわれわれが行ない得る余地はあるわけでありまして、それから次に労働基準法の面におきまして、就業規則法令に違反するような場合においては、法令違反してはならないというところが、御承知のように基準法の九十二条にはつきりと書いてあります。それ

から法令に違反するような就業規則については監督官庁は変更命令を出すことができるというような根拠規定もあるわけでありまして、これらを併用して参りますれば、われわれの考えておるところが達成できるのではないかと。しかしこの問題は法律だけで参りまして、なかなか解決がつかない。結局私が最初に申し上げましたように、今の経営者の一部に、身体障害者というものは何か一般人に比べて低くするの、能率は上がらぬ、だから低くするのだ、こういうような偏見を除いてもらうための強力な啓蒙運動が並行していかねばならぬ。この点についてはわれわれ大いに関係者とも御相談申し上げまして、審議会、協議会等を通じて、これを強力に啓蒙して参り、これと相待ちまして、われわれの考えておるところを達成したいと考えております。

それから二番目の問題につきましても、たとえば非常に重度な身体障害の方について、自分では働けないという場合に、奥さんが働くという場合には、それで身体障害者を雇ったものと同じに見なして、雇用比率の計算の際に入れるというような立法例も実はあるわけでございます。そういうような点についても、われわれ検討は十分いたしておるのでございまして、そのような考え方もあるのでございます。それと、結論としてこれをとらなかつた。なぜとらなかつたかという考え方は、要するにあまり苦がこまかくなり過ぎるのではないかと、たとえば産業災害等に参りまして、御主人が大きなけがをされるという場合に、奥さんがかわりに働かなければならない。それを認めるというところは、それで成り立つわけでありまして、そうしますと、御主人がたとえ死亡された場合どうなるか、そうすると寡婦の方なんかについて、同じことが言えるのではないかと、そういうことになりまして、なかなか制度上、重症の方について、奥さんが出た場合にこれを換算するというような考え方を制度上踏み切るの、少し苦がこま過ぎるのではないかと、そういうふうに考えまして、われわれは入れなかつた。ただ運用につきまして、たとえば雇用比率の達成についての指導、変更の勧告、計画作成に対するところのわれわれの指導という場合には、おきましては、ただいまのような場合は、十分運用に取り入れていくというように考えられるのではないかと、こういうような点は、身体障害者雇用審議会等ともよく諮りまして、関係者の御意見も聞きまして法律と並びまして雇用がうまくいきますように、われわれとしては考えて参りたいと思っております。

○本島委員　関連して、今の御答弁を聞いておりますと、苦がこま過ぎるのではないかと、こういうことですけれども、現実では重度の障害者の奥さんたちは、内職が何かしかないのです。それで、内職が非常に逼迫してきて、それで生活が非常に逼迫してきて、運用の面でできるとおっしゃるなら、やはり職安等を通してこういう方の奥さんがある程度の適職に付けさせていくというようにことをやってもらわないと、今日の状態ではまずいい職業は得られない、そこで非常な生活困窮に

陥っているわけです。ですからそのところ、この法案にうたうことができないければ、何か職安を通してそういう面の保護を加えてやるということがなければ安心していけない、こういう点を一つどういふに今後されていくか、もう一度お聞かせ願いたい。

○堀政府委員 ただいまの御意見まことにごもっともでございます。われわれはこの法案の施行にあたりまして、重症の方の配偶者あるいは子供さんという方について適職をせむ並行してあつせんするようにしたい、これは強力にやらなければならぬと思っております。また運用と申し上げましたのは、たとえば雇用比率等の計算等にあたりまして、重症の方を雇うかわりに奥さんを雇ったのだというように面がありまして、雇用比率の実際の算定についての指導等にあたりまして、それは現実にあつてよいのでも、それは職業安定所も接してよいのでも、機械的に、たとえば重症の方についてその奥さんが働けば、それを一人もしくは二人として勘定するというようなことは、ちょっと云がこまか過ぎるのではないかと、こういう意味で申し上げたのであります。現実の運用にあたりましては、ただいまの御指摘のような線に沿ってわれわれは強力にやっております。いかなければならぬと思っております。

と云われる、立法例がないと言われるけれども、大体身体障害というものは人間の状態としては異常な状態なんです。異常な状態の人が、片一方に障害年金等が十分になくて食っていくか、年々暮らしていけないか、暮らしていけない、生きていかなければならぬ、生きているか、生きていかなければならぬ、これは労働によらなければならぬ、そうすると、雇うと同時に、賃金その他の労働条件が十分なものになければいけないと思つて、そういう問題を解決するという気持があれば、立法例がないといううなことは済ましていけないう問題である。そういう点で賃金についての条項が入っていないのは、法律としての重大な欠点だろと思う。労働大臣が言われたように、あるいは局長の言われたように、働いていて、それだけのいろいろな作業について、そういうことをやっていけば、十分の労働量があるから十分の賃金がもらえるに違いない、また今低賃金であつても、今まで雇われていなかったから低賃金なのであつて、これから雇われてすつといけば年功加算で多くなるといふ現象はもうある、残念ながら、使用者というものは、残念ながら日本の今の無理解の人の多い使用者は、労働者というものを低賃金で使いたいというふうな資本主義そのものの性質もありまして、またそれをほんとうにいい意味の労働管理をやつていこうという考え方がなくて、何かの事情にかこつけて、非常に低賃金にして、それだけ搾取しよう、それだけうけを多くしようという傾向が今の使用者にあることはこれは否定できない。

そうならば、同じように一生懸命仕事をしても、君は足がどうだから、手がどうだからいろいろなことがうまくいっていないのだという理由のもとに、昇給をばばむとか、最初の採用のときに賃金を低くするということは、現実にはその方が多いぐらに残念ながら行なわれる。その場合に、やはり賃金についての規制をしなければならぬ。その意味で雇用の量の方の面でも前進したとしても、賃金の面では一つも前進しないということになる。そういうふうな、賃金について文句を言うなら、ほかの人を雇おうというふうな状況にあつてしまふ、どうしてそういうふうになつてしまふ。そうならば、やはり賃金についての規制をしなければ、法律としてその面が大きないというふうなことで、この問題を糊塗されては問題が進まない。これもこの法律に入つておられません。御承知の通り、参考にしていただいた社会党の案には、そういうものは書いてあります。それだけが一つの方法であるかどうかはわかりませんが、一生懸命に、わが党のそういう熱心な人が考えた、しかも法制局の手で法律案になつたのですから、現行のいろいろな法制の、立法上の体制とそこしないものが一つ例としてあるわけです。労働省自体が本腰に考えられれば、もっといいものが出てくるかも知れません。そういう点で、この立法に、そういうことをお考えにならなかつたのは非常に遺憾でありまして、お考えになつたという考え方で問題を進めていただかなければ困ると思つて、その点で一つ、労働大臣のお考えを承りたいと思つてます。

○松野国務大臣 賃金の問題を一般的にきめることが不適当だと私は申し上げたのじやありません。今日ある法律には全部入つております。最賃法というものが民間にある。国家公務員の場合には給与法がある。これには全部今入るので、今日あるので十分だと私は思うという意見を申し上げたのであります。従つて、全然不適当だということ意味はありません。今日ある法例上における賃金決定の問題については、全部今入るので、差別はいたしません。従つて、私は、これで十分であるという意見を申し上げたのであります。

なお、先ほどのお話の中の、労働能力が落ちるからという話であります。大体身体障害者のうちで、手足の悪い方が六〇％ぐらいであります。その次の次が視覚、その次は聴覚ということであつて、大体手足の御不自由な方というのは、身体障害者の六割ですから大部分というものである。従つて、今回私の方は、能力の差というものをなるべくなくしたい、そして賃金を平等にしたいという方向からやってきました。そのために、足の悪い方たちの中でも、すつて事務をとられるには少しも差しつかえない、かえつて有能な方さえあるじやないか。あるいは手が片一方不自由な方で、歩く方に不自由なという方は、いろいろなところに適合する管理人とあるのはウオッチ・マンとか、いろいろなものがあるの、これは何も足さえず夫ならはいいいじやないとかいふふうなことで、職種によつて私は能率というものの差をなくすると思つて、従つて、職種決定

というものは、まあ手足が不自由でも何

というふうな観点から、私たちはお助けをしようというのであります。その方向が実は、先ほどから御議論の焦点になった。私は、重い荷物をかつぐというなら、これは賃金差が出て参ります。しかし、そういうものは、身体障害者の適合職種じゃないのです。かえって事務をとる方は、足の自由な方は方々出歩いて困るというなら、足の不自由な方は出歩かないから、より以上に能率が上がる。従って賃金差というものは、そこで私はきめるべきだ。そういうものは私は考えていないというのじゃありませんが、そっちの方向から私たちはこの問題を解決していきたいというのであります。

○八木(一男)委員 非常に巧妙な御答弁で、そのまゝ聞いておると、もうとにかく完全にこの法律でいけるように聞こえるのですけれども、それは一つの面です。指定職の問題、次に御質問申し上げるのですけれども、指定職が完全に、もうそういうような重度の障害者が完全に収容できるような広範なものをきちんときめていただくというのであれば、一たんは解決するでしょう。しかしそれについて私は、今の政府の決心は、それほど百パーセント完全ではないと思う。そういうようなことは完全であれば完全であると言っていたけれども、こうですけれども、そういうことがやはり政府の今の漸進的、微温的な態度で、完全ではないのじゃないかと思う。そうなければ結局、賃金は——そういうふうにならずに労働能力が、完全に補助の方でできているから大丈夫だ、また指定職種でそうなるから同じだというふうになるのは望ましいでしょう。それは労働大臣のおっしゃる通り、それでけっこうです。ところが、このむずかしい問題を政府の片面だけで完全であるというお考え方は、これは自信のほどが過ぎると思う。そういう問題では解決ができません。あらゆる問題に——そういう問題で解決する面も、進めていただくのはけっこうだけれども、やはり実際に低賃金で人をこき使おうというふうな使用者がはびこっている時代においては、因縁をつけて、それでやはり下げるといふことがあ

る。因縁をつけて昇給をさせないということがある。極端に言えば、そういうことで因縁をつけて、首を切る。一回計画に従って雇ったけれども、首を切る。また次に身体障害者を雇う。そうすると、定期昇給をしなくてもいいのです。臨時工みたいな扱いをする使用者が出ないとは断言できない。この問題については、解雇していいないというのにしなければならぬと思ひます。考えられるわけですから、今労働大臣のおっしゃったような意味で、賃金が上がるように考えていただく、そうしてそれを推進されることは、もちろんけっこうですけれども、それ以外に、世の中がそうではない状態にあるというのを考えて、あらゆる面から賃金の問題をささえるという考えをしていただかないと、このほんとうに不幸な人が生活をしていく点において十分ではないかと思う。ですから、それがいいという御確信があることはいけれども、それ以外の方法も、あらゆる面から水が漏れないようにしていただくという意味で、賃金の問題も、法律規制の問題を積極的に考えを願ひたい。今の差額がいいかどうか議論がありましようけれども、それは使用者が全部かぶらなければいけないということでもけっこうです。しかしそういう実態があるから、社会党の今の案では、差額というものを考えておる。それがよろしくないというのにならば、使用者に全部同じものを、無理やりにも、どんなことをやっても、刑罰に処してもさせるということでもけっこうです。そのどちらがいいか議論があります。そのどちらがいいか議論を法的に規制するというのを、やはり進んで、質的な面で漏れないように考えていただくという気持をぜひ持つていただきたいと思う。ただいま現在、どの方法がいいかということについては、その問題について今まで完全に御検討になったわけではありません。さうから、どういう方針をきかすかというところは、労働大臣あるいは職安局長の方面からの御答弁は無理かと思ひますけれども、賃金問題について、ただいまお考えになった以外の面でも、低賃金にならないように御配慮をするような研究を至急にされたい。そういうことを推進せられたらというふうなお氣持を表明していただければ、非常にしあわせだと思います。

○松野国務大臣 今回の雇率の設定及び職種の決定の際に、やはり賃金というの、行政指導としてはいいわけであり、常識的に、いわゆる一つの職業をきめたときに、身体障害者たるがゆえに非常に低いのだという民間産業の決定というものは、これは職安及び基準局を通じて、それは不当じやないかということ、これは当然作戦的にしていきます。もしも差額補給というのになりますと、非常に悪例が出てくる。どうせ差額は補給してくれるのだから、一万円のもは五千円で雇えばいい。あるいは三千円にしよう。そうすれば、七千円補給してくれるのだということになれば、いたずらに低賃金を促進するのじゃなからうか。そういうふうになれば、これは非常に財政上、国家的に考えても無理な話。民間産業というものは、なるべく自分の負担を軽くせんがために、やともしれば、一万円払うべきものを、どうせ補給してくれるのだから、三千円でもいいでしょう、御本人に差がなければいいじゃないかということになる。今度は、退職金は、表面賃金によって退職金の基準がきまるのでありますから、そのときは非常に無理な賃金決定をするのじゃなからうか。やはり民間の今日やっておられる常識的なあるいは妥当な賃金に当てはめるといふことを、私たちはやるべきだ。また今日一応最賃法にも書いてあります。あるいは先ほどの身体障害者福祉法にも書いてあります。差をつけてはいけないと書いてあります。それを運営していけば、おそらく今度雇用の計画が立ったときに、身体障害者たるがゆえに賃金差というものは私は認めることではないかと思ひます。特に事情があるという場合は別ですが、一般的には私はあり得ないことだと思ひます。また、そういうような職種を指定すべきだと私は思ひます。身体障害者たるがゆえにどうしても賃金決定の場合に差があるのだ。重い荷役をする、沖仲仕をするということは、これは差がありま

しょうが、そういう職種は不適当だと思ひます。従ってそれを特に指定する気はありません。差のない職種を指定する。賃金の差は出ていないはずで、もしも出てくるならば、基準法あるいは今回の職業安定所を通じて、その差を十分監視して保護しなければならぬということ、これは法の精神であります。そういうふうなことからいふと、特にここに賃金問題を書くというところは、書いたところで、はたしてその実効効果というものを考えるとき、これで十分やれると私は思ひます。

○八木(一男)委員 今差額の問題をおっしゃいましたけれども、これは五島君の質問でございします。私は差額の問題に固執して申し上げているわけではない。これはいろいろな観点があるでしょう。われわれも研究しますけれども、政府も御研究願ひたい。結局、たとえば基準法があるからというけれども、基準法違反が各所に頻発しておるとは労働大臣十分御承知の通りです。基準法があるから安心してきるといふことはありません。最低賃金法というものは業者間協定で、これはほんとうの意味の最低賃金法じゃない、これは世の中の議論に多分にあることも御承知であります。そのような基準法と最低賃金法があるからいいのだ、行政指導があるからいいのだ、そういうふうな形式的な御答弁では困る。ですから、今はっきり賃金について法律にどう書くかというこの御意見を求めているわけではないの、法律に賃金についてどう書くかというのをあらゆる面で御検討願ひたい、今政府の御答弁になった面以外で、

すが、それについて総合的に労働大臣から承りたい。

○松野国務大臣 指定職種の内容その他は審議会でおきめいただきますが、今私たちが考えておられますのは、諸外国にもよくありますけれども、エレベーター、それから監視人、あるいは案内人、受付、それから職業としては足の悪い方には手を使う手工業的なものをずっと洗って参りたい、そうすると、相当な職種が出てくるだろうと思います。しかし、その内容及び設定比率等は審議会でご覧の方にお願いをいたしまして、提案までにはそういうふうなことが相当あると私は思っておりますが、まだ私も詳細にどことどこと言えませんが、審議会でも職種及び率をきめていただきたいというふうに考えております。

○八木(一男)委員 私は社会保険制度審議会の委員をやっておりますが、審議会の運営というものはやはり関係の官庁の熱意でずいぶん違ふわけですから、それができても、おきなりでいいかげんにやっておきたいと思うと、審議会の方でいいかげんなこと——おもとに公益と称する人がいいかげんになつてしまふ。大体学識経験者と公益と称する人がリードする例が多いわけです。そこで非常に熱心な方もあるけれども、幾分役所の考え方にする引っぱられてきておる人もある。そうではない人、一部には熱心によつておる人もあるけれども、一般的にはそうじゃないというふうなことで、ごちゃごちゃにされてしまつて、公益委員にリードされることが多いわけでありまして、この審議会は公益委員がリードする審議会であつてはならない、身体障害者の代

表がリードするものでなければならぬのですけれども、公益委員というものが相当の力を発揮する。そこで、労働省側の決意が強いのかどうかという

ことで、この審議会も結論は表通り、言葉の上では筋の通つておるようなことを書きます。そんな作文を書く人はたくさんおります。しかし、それはほんとうにその中に骨が入つておるか、血が通つておるかというところは労働省側の決意いかんによつて違ふわけですから、審議会をほんとうに熱の入つたものにする、ほんとうに実行のできるようなものにする決意を労働大臣自身が示されないとだめになると思ふのです。その点についての理解ある御答弁をいただきましたけれども、指定職種をあらん限り広範に、その率をできる限り高率にするという決意、率直に推進しようという労働大臣自身のお考え、またそういう意味で審議会してもらふという審議会に対する意思表示、そういうことをなさるといふ労働大臣の御所信を強く御発表になつておいていただきたいと思ひます。

○松野国務大臣 最近産業の発展を見ますと、相当な数が私は出ると思ひます。もちろん全部が身体障害者じゃありませんが、最近計器を非常に使う。化学工場あたりに参りましたも計器をずっと見ておる、これが一つの産業の基盤になつてくるというならば、目さえ丈夫であれば手足の問題はなくなる。しかし、ここに十人なら十人の者が身体障害者という意味じゃありません。十人のうち一人おつても作業率は少しも落ちない。逆に言うならば、それが全部じゃないと思はれる部分があるから、何も産業は重工業でな

ければだめだという觀念は持つていません。重工業の中でも計器を見ると、か、そういう方の方がより以上能率が上がることもある。ついせんだつて鉄工場を見に行きましたけれども、鉄工場でも大体計器によつてやられる。化学工場も大体メーターを見る。それが非常に重要な仕事になつておる。そういうことで、私は相当広範の職種が出てくると思ひます。これは一がいには言えませんが、私は一がいには感じを持つて審議会にも諮つて参りたいと思ひます。あるいは私の予想以上に多種多様の職種が出てくるんじゃないかというふうに感じておりますので、この法律の運営は相当明るくやれるんじゃないか、こういう考えで、これに對して産業人の方も反対はおそらくなからうと思ふ。この問題は、研究すれば、技術革新が進むにつれてかえつてもっと進むんじゃないかならうかとさえ思はれておる。そういう熱意で私は参りたいと思ひます。

○八木(一男)委員 非常に明るいことを言われましてけっこうですけれども、その中で、ほかの方が明るいからうまいかどうかというところは、邪推で伺えるようなことであつては困ると思ふ。ですから、ほかがよければいいのですから、ほかはどうあろうとも、労働大臣としては、指定職種はできる限り広げて、できる限りその率を高めておきたいと思ひます。端的に言葉で、そういうふうな労働省としてはやつていく、それから雇用審議会の方でもそういう点で計画を作るように労働省の方の意向を述べられるということをはつきりと一つお述べ願ひたいと思ひます。

○松野国務大臣 端的に申しまして、先ほどの答弁は、産業が伸びるからという意味じゃございません。産業技術が進むにつれてこういう方の雇用の道は多くなるという意味であります。雇用が伸びるからそれにつれてという意味じゃないわけですから、しかし身体障害者の方々も最近どんどん雇用が伸びる職種が出てきた。従つて、雇用の数量のいかにかわらずこの問題は促進できるので、私はこういう趣旨で申し上げたので、八木委員の趣旨と同じであります。

○八木(一男)委員 どうも少し回りくどい邪推をして済みませんけれども、そういうことです。

それから、具体的に主官局長にお伺いしたいのです。たとえばマッサージ、あんまというものを視覚の方で考へていますが、そのほかに思ひついたことですが、たとえば盲人のいろいろな機関、盲学校であるとか、そういうようなところはやはり目の悪い人を相手ですから、視覚の悪い人でもいろいろな教育なり、事務連絡ができるわけですから、それは全部が重度の人ばかりじゃ困ることもあるかもしれませぬけれども、そういうようなこととか、また結核の予後の人もこの中に入れるということはこの間労働大臣から明言していただきました。その場合に、結核の予後の人が結核の關係の療養所であるとか、アフター・ケアとか、そういうところで使うということも、一つの指定職種を広げる道だと思ふ。そういう点についてはそのほかに一ぱいいろいろなものがあると思ふ。そう

いうものを広く考えまして実施、実現していただきたいと思ひますが、これは松野さんでも、堀さんでも、どちらからでもけっこうです。

○堀政府委員 ただいま労働大臣から答弁されましたこととわれわれは同じ氣持でおります。従ひまして、審議会に對して、われわれは問題になりそうな職種をできるだけ広範に探つてみて、そしてなるべくこれを拡大していくという方向で御審議願ひたいと考えております。

○八木(一男)委員 今申し上げましたようなことも思ひつきですけれども、一つ参考にしてぜひ実現していただきたいと思ふ。

それから時間がありませんから先に進みますが、重度の障害者をその指定職種でやつていただくのはいいですけども、それだけではやはり大ぜいの重度障害者の全部の解決がつかないと思ふのです。一般の身体障害者の雇用の中では、やはり重度の障害者の方でも、いすを工夫するとか、いろいろ工夫するといふようなことをすれば、どんな人とも入つていけると思ふ。ただ入つていかなければ無理な状態があるわけですから、それを解決するためには、やはり社会で考え抜いたことですけれども、重度の障害者を一人雇用なさつたならば、軽度の障害者を二人雇用なさつたと同じようなことで、計画においても職務においても、考えらる。そういうようなことは具体的に非常にいいじゃないかというふうな思ふ。もう一つ、障害者の奥さんの場合、に半人分に勘定するといふような法律案もありますけれども、そういう点

で、一般の職種の中に重度の障害者が入っているように、今のようなことを考えていただきたい。それについて一つ政府の方の答弁を伺いたい。

○堀政府委員 そういふような御意見が出ておりますこと、われわれ重々承知しております。そのような面を考慮してこの法律の運用をはかつていかなければならないと思います。われわれ、この法律の運用におきまして、ただいまのような御意見、十分取り入れて運用して参りたいと考えてございいます。

○八木(一男)委員 そういふふうに入りますときに、重度の障害者が、からだの自由なところがありませんから、いろいろな作業をしているとき、危険なことがある。危険防止を考えなければならぬ。それから足が悪い、手が悪い、耳が悪い、目が悪いということのために、補助具とか、いろいろなことで補えば、十分その仕事はできるといふことがあるわけですから、危険防止や、能力補給のための作業設備とか作業補助具、そういうものをどんどんやっていると、そういうことをやるときに、雇用される方が、そういう施設、いすだとか補助具とか、いなければならぬ。そういう施設をさされる場合に、そういう問題についてや

は、国家的に補助を出すというところが、問題を具体的に進める道ではないか、そういう点について一つ積極的に、お考え願いたいと思いますが、どうですか。

○堀政府委員 この法案の中にも、政府はこの身体障害者の雇用促進のため作業補助具、その他いろいろな問題に

ついて研究を行ないまして、これを周知、徹底、普及していくということが入っているわけではございません。われわれといたしましては、これが根本的な問題であらうと考えているので、今、不十分でございまして、補助具の予算もとらざるで、委託研究というふうな道も設けております。それによりまして、労働関係、その他関係の機関の適当な方に御依頼をいたしまして、われわれの方でもやりますが、今のような研究を促進いたしまして、そういう適当な結論を得ましたならば、これを普及徹底していく。これはまたさらに来年度以降において、この関係の施策を充実していく。これは根本の問題としてぜひ拡大していきたいと思っております。

○八木(一男)委員 このような研究や何かをどんどん推進されることはけっこうでありまして、実際にそれが使用されて、雇用された人がどんどん労働していくことになるわけではならぬ。ですから、その補助作業設備とか補助具、それをやる民間の業者の方に、やはりそれだけのものが必要で、それから、政府が補助をするという道を開いていただかないと、問題は具体的に進まないと思う。補助具の研究をされることはいいけれども、こういう補助具があったら、こういう労働ができるというものも、すでにわかっているものもあるわけですから、そういう問題、研究だけでなしに、すでにわかっているものは実施できるようにしていただきたい。そういうふうな意味で、民間の人がそういう設備をするときに補助をするという道を急速に開いていただく必要があると思う。それ

について一つ……。

○堀政府委員 この法案の中に適応訓練の章を設けました。適応訓練は、要するに適当な事業主に対して委託をして、身体障害者を使うための環境を整備してもらおう。そしてそこに定着できるように、能率を上げられるような適当な施設、装置等につきまして改善を加えて指導してもらいたい。こういう考え方でございまして、これにつきましても国と都道府県が半分ずつ負担して補助を行なうということも制度を設けております。そうしてまず現場において身体障害者を雇う際、どのような施設、どのような設備をどう改善したらいいかという事例が出ておると思ひますので、初年度においてこれを活用して参り、この関係の予算を中心にして、来年度以降においてさらに充実して参りたいと考えております。

○八木(一男)委員 適応訓練についてのお話でございましたが、それは訓練だけであつて、実際に雇用されて作業に入る、そのときに補助具やそういうものが要ります。それがなくして使えないということがある。そんな設備が要つて金がかかるような人では、ごめん、だということになっては困るし、またそれがなくては十分な労働ができない。だから、それと、使用も困る。だから、そういうものが訓練だけでなく、実際の作業上に必要なら、それが、作業上、そういうことをやる者に対して、国が補助することを考えていた。前段だけは進んでも、実際は進まない。それをこの法律ではまだ考えておられない。それを考えて実施するように進めていただかなければ問題

は進まないと思ひますので、それについて政府側の積極的な考えを伺いたい。

○堀政府委員 まず第一に適応訓練の問題であります。名前は訓練といふ文句を使つておりましたが、これはわれわれは一般の職業訓練とは異質のものであると考えております。一般の職業訓練につきましては、御承知の職業訓練法に基づきまして、各地の職業訓練所及び民間の職業訓練といふものに対して施設を拡充し、あるいはこれに補助を行なうという方法で進めて参りました。それと並行して、要するに現場において働かせる場合に、うまく働かすような施設と環境、設備の改善をしてもらひつゝ定着させてもらふという問題を、この適応訓練の一つの大きなねらいにしておるわけではございます。従いまして、名前は訓練となつておりますが、目的とするとこれは普通の訓練とだいぶ違つております。これを一つの柱として進めて参りたい。それからそれと同時に、今八木委員御指摘のような問題についてさらにこれを広げることにつきましては、これは審議会等にも御検討願ひまして、先生の御趣旨が実現できますようにわれわれは全力をあげて努力したいと思ひます。

○八木(一男)委員 今の御答弁、大体けっこうですけれども、適応訓練といふのは標準作業です。標準作業以外にやはりそういう作業具をつけてやる仕事があるわけですから、ですから適応訓練だけでは、そこで実際の仕事をし訓練をするということだけでは、解決つかない。そういう点で一般的に作業設備、作業補助具に対する補助の道を急

速に開いていただきたいと思う。その点について松野さん、積極的に進めていただくという御答弁をぜひお願いしたいと思ひます。

○松野国務大臣 身体障害者のこととございまして、適応訓練及び補助具については、政府も積極的にその労働能力に応ずるよう、不自由のないよう、研究、勉勵をいたします。

○八木(一男)委員 言葉じりを捕えられないように非常に上手な御答弁をなさいます。大した金じゃないです。補正予算と言ひたいけれども、来年度予算ではそんなことは完全にやってみせる、松野労働大臣の発言は閣議で通るのだという確信を持つて、来年は絶対にやるのだという御答弁を願ひたいと思ひます。

○松野国務大臣 なお御質問が明確になりましたから、私の方もなお明確に御趣旨のように努力いたします。

○八木(一男)委員 次に、身体障害者のいろいろな問題についてやるということに法律の条文で書いてある。それからいろいろなことを行政的にやる。それから、少くないと思ひます。身体障害者職業指導官といふものを置いていく必要があると思ひます。それについてどううにお考えになつておりますか。

○堀政府委員 現在身体障害者の相対存在するような管轄の大きな安定所におきましては、身体障害者の指導、それから相談に当たるための特別の係を設けまして、専門の職員を常置しております。それから身体障害者につきましては、一般の求職者と違ひまして、特にこれはまず求人への開拓をする、それから雇用された場合にそのあとも就

戦後の指導を行なわなければならぬ。それから万が一不幸にしてその戦場から離れたような場合にも、今度はまた新しいところにお世話するようにしなければならぬという意味で、一般の求職者と違ひまして特別な登録制度を設けて、カードも永久保存するということ考へ方指導しております。今度の法律が成立いたしましたならば、さらにこのような考へ方を拡大して参ります。さしあたり今年度の予算におきましては、職業紹介官の制度が認められておりますので、適当なる身体障害者専門の信頼できるような人をこれに充てて参りたい。

それから民間関係、役人でありませんでも、この問題について専門的な知識と体験と熱意を持っておられますような方々を、実はこれも本年度の予算において職業安定協力費という制度を設けて――全体で二千人でございしますが、この二千人のうち相当部分は農村の二、三男対策のための指導、それから非常に環境の悪い、たとえば同和関係なんかの方についての職業相談の指導というようなものに向けるつもりでございしますが、このうちの相当部分の方もやはり身体障害者関係の今のような専門的な体験と知識を持っておられます方を御委嘱申し上げまして、官庁と民間の経験者が共同しまして、相談、指導に臨むという態勢を整備して参りたいと考えております。

○八木(一男)委員 たえば職業安定の協力員を置いて、身体障害者の特別な事情、障害者の雇用されるべき人自体に対する指導、またそれに対する向こう側の、雇う側の人には、一般的には違ひ知識、進う技術が必要だと思

う。それで身体障害者職業指導官といううようなものがぜひとも必要だと思ふのです。現に昨年度の労働省の案ではそういうものを考へておられたわけですが、ですから、そういうことが必要であると認めておられると思う。ただ、これが予算が何かの関係だと思ふ。ですから、そういうことを積極的に進める指導官を置く方向で強力に進めるということになっていただきたいと思いますので、それについて一つ……

○堀政府委員 本年度におきましては、ただいまのような考へ方でありあえずやりますけれども、さらにこれを充実、発展させるため、われわれは全力をあげて努力したいと思ひます。

○八木(一男)委員 労働大臣も同じお考へでおられると思ひますが、来年度予算で一つ実現してもらいたいと思ひます。

○松野国務大臣 全く同じでございします。

○八木(一男)委員 もとへ戻ります。来年度で、たとえば諸官庁や何かで一・五、それから民間の一・三、そういうことを実現する自信がございするかどうか、お伺いしてみたいと思ひます。

○堀政府委員 第一次の計画におきましては、これはいろいろ関係者と今までも相談しておりまして、非常に困難はありますが一つやりますよという機運に大体関係者の方がなりつつあります。しかしわれわれこれは大いに努力しなければ到達できないのであります。そこで、しかし、関係者もいろいろこれについて、積極的な方もあり、消極的な方も率直に申してあるわけでございますが、われわれは第一次計画

として今のうような率を考えたわけでございますから、この程度なら大いに努力しようという関係者の機運が盛り上がりつつあります。われわれは第一次計画としてこの目標を達成して、その模様を見まして、さらに率を引き上げようという方向で努力しております。

○八木(一男)委員 現在の身体障害者の数は官庁〇・六九というの、身体障害者雇用手帳をもつて身体障害者として勘定されているのだからと思ひますがどうでございしますか。

○堀政府委員 さようでございします。

○八木(一男)委員 そうしますと、今度の法律では対象者が約三〇%ふえるわけですね。ですから、そのように私どもは推定をいたしておりますけれども、とにかく〇・六九だから倍にしてほしいといううようなことをして、おると、ほんとうにその倍にならぬと思ひます。今度は対象者がそれだけふえるわけですから、ただ形式的に〇・六九になつたといつても、そういうものがふえていないで、次の年に今度は新しくふえた部分の数がふえて、雇用がほんとうにふえていないのに、それがふえたから、それを勘定すれば率が倍になつたといううようなことであれば、これは問題が進みませんけれども、そういうことは断じてないやうに、ほんとうに問題が進むやうになさる御決意があると思ひますが……

○堀政府委員 計画の作成と実施に当たりまして、われわれそのようなことを十分計算に入れています、具体的に指導して参りたいと思ひます。

○八木(一男)委員 結核とか、胸腔部疾患について積極的に入れるというう

うな御答弁を労働大臣から伺いました。これは非常にけっこうだと思ひます。もう一つ、精神薄弱者の問題があります。精神薄弱者は、薄弱の程度が非常にきついつきにはなかなかわすかしいと思ひますけれども、その中でやはり労働能力についていろいろの訓練をし、またそういう状況を勘案すれば、労働能力がある人が相当にあると思ひます。精神薄弱者に関しては、特に福祉関係でも法律ではそういう点に非常に手が打たれておらない。従つてやはり雇用の方で相当考へていただかないと、そういう大ぜいの精神薄弱者が助かりませんし、関係者のほんとうに深刻な悩みもこれどうにもなりません。その点で相当訓練をし、いろいろのことを考へれば、労働能力のある精神薄弱者をやはり雇用促進法の方で対象にして、その人たちの家族の生活がなり立つやうに、積極的に考へて願ひたいと思ひますが、それについて労働大臣のお考へを伺いたいと思ひます。

○松野国務大臣 精神の方も今回はその対象に入れます、そうして精神と

いふものは、当委員会でもいろいろ議論がございしますが、そういう議論は別として、一般的に精神というものはこの保護の中に入れるという考へを持って

おります。精神の内容については、また審議会等に諮りまして、その度合いとか、これは当委員会でもおそろくいろいろ議論が多かつたことと思ひま

す。私の方は一応そういう議論はあるにいたしまして、精神の方も一応保護を加えるべきだという考へでやつております。

○八木(一男)委員 さらに民間の方の規制は非常に実効をあげていただけ

ばけっこうですけれども、なかなかあがらない場合もあると思ひますので、やはり相当強制をすることを考へなければならぬと思ひます。社会党の案では、御承知の通り、一つも雇わない場合には、そういう身体障害者を役所側で指名して、これを雇わなければならぬといううようなことで問題を進めようという考へ方がございします。また、さつき申し上げましたやうに、身体障害者を形式的には労働省の政策に従つて雇うけれども、ほんとうはいやなんだ、難くせをつけてほかんと首を切る。あるいは首を切つて交代して低賃金でこき使うといううようなことをやらないとも限りません。そういううな意味で、指名した者に対する強制的な雇用とか、あるいは解雇制限、解雇禁止といううようなことを積極的に考へていただく必要があろうと思ひます。この条文には入つておりませんが、それ

も、そういうことを大いに検討されて、雇用審議会においても、おそらく来年度には改正案を出されると思ひますけれども、そういうときにさういう具体的なものをに入れていただくやうに一つお考へをいただきたいと思ひます。それについてのお考へを伺いたいと思ひます。

○堀政府委員 ただいまお話し例は西ドイツその他におきましてはあるわけでありまして、一つの非常に進んだ考へ方ではあると思ひます。しかし現実問題としていろいろ問題点がござい

ますので、われわれこの法案の実施とに

らみ合わせまして、審議会におきま

しても、これらの問題につきまして十分

ます。

○八木(一男)委員 まだまだ御質問申し上げたいことがあるのですが、だいぶ時間もたつておりますので、一応これで質問は打ち切りますけれども、なお後の機会にさせていただきますかと思

います。ただ雇用審議会の方で、社会党案を十分に御参考になり、ここで与党の方、あるいは野党の社会党や民社党から出たいろいろな意見をどうぞ御考究になつて、これはほんとうの芽を出したという労働大臣の御説明でございいますから、重ねて改正案をどうぞと出されていただきますという問題を急遽に進めていただきたいということ、中段でございいますけれども御要望申し上げまして、一応質問を打ち切りま

す。

○永山委員長 午後二時十五分まで休憩いたします。

午後一時十二分休憩

午後二時三十分開議

○永山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日付託になりました参議院提出の引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めま

す。

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案

引揚者給付金等支給法(昭和三十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

引揚者給付金及び遺族給付金を受ける権利の請求の実状にかんがみ、消滅時効期間を一年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○永山委員長 まずその趣旨の説明を求めます。参議院社会労働委員長加藤武徳君。

○加藤参議院議員 ただいま議題となりました引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明申し上げます。

引揚者及びその遺族に対する給付金の支給につきましては、昭和三十一年に引揚者給付金等支給法が制定され、ほぼ三カ年を経過いたしました今日、大部分の者が手続を終了いたしましたお

りましますもの、いまだ一部には手続の済んでおられないものもあるものであります。

引揚者給付金及び遺族給付金を受ける権利は、三年間行使されなるときは時効によつて消滅するように規定されてありますので、この法律に基づいて給付金を受ける権利を有している人たちは、その権利が本年の五月十六日で時効期間が満了して、権利を行使し得なくなるわけでありま

す。しかるに給付金を請求するための在外期間の立証等の書類や資料の収集、その他の理由により時効の期間満了までに請求手続

をなし得ない者が若干あると認められるのであります。従ひまして、この際時効消滅の期間を一年延長することによつて権利の行使に遺漏なからしめ、引揚者またはその遺族に給付金を支給して、その生活の再建に資してもらいたいと存するのであります。

これがこの法律案を提出いたしました理由でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○永山委員長 これより質疑に入りま

すが、通告がありますので、これを許します。濱井義高君。

○濱井委員 三十二年にこの法律が制定をされましたから現在まで、一体どの程度の人たちが給付金の支給の対象者となつて支給されたのか。そうしてその金額は一体どういふものなのか。与党からいろいろ文句が出ておりますが、われわれ野党は全然今までの実態を知らされてないわけ

です。そうして突如として、昨日でしたか、この法案が出て参つたのです。私はきょう参議院のわれわれの同志の諸君にも聞いてみたのですが、実はまだわれわれの政調にもこういう報告がなかったわけ

です。これは与党の方だけでは知つておつたかもしれないが、野党は全然こういう大事なことは知らないのです。一体政府は三カ年間、こういう大事なる法律——おそらく当時五百億くらい

の金を出したことになつておつたと思ふのです。私はこの法律の審議に、先頭に立つて参与したもので

すが、われわれも一体その実態がどういふように施行せられ、どういふ状態でこの対象者に周知をされて、そして金

がいつておつたかということがよくわからないわけ

です。まずその給付金が現在までに何人に支給されておるか、その金額はどの程度で、当初の見積もりに対してどの程度

の金がかつておるか、こういうところを一つ御説明願ひたいと思ひます。

○河野政府委員 本年の二月末現在で、認定人員二百七十八万七千四百八十八人、約二百八十万ばかりであります。これに支給されることになりま

す。金額は四百四十六万三千三百余りでございます。いまして、約四百五十億でございます。

法律ができました当時予想してございまして、対象人員が約三百三十万でございまして、実はまだ審査の途中でございまして、今後どの程度に出るかといふふうな見通しにつきましては、現在正確な数字を申し上げにくい実情にござい

ますので、御了承をいただいたいと思ひますが、御参考までにつけて加えて御説明申し上げますと、昨年遺族援護法の時効が参つたのでございまして、その後現在に至るまで、まだ相当申請があるような現状でございまして、ただいま申し上げました数字は、府県で認定した数字であります。市町村を通じて府県に出てくる、こういうふうなことになるので、今後どの程度に出てくるかということは、遺族援護法の例等を勘案してみますと、まだかなりの数字が出てくるのではないかと

いふことが予想されるだけであ

りまして、正確にお答えいたしかねますので、この点は一つ御了承いただきた

いと思ひます。

○濱井委員 そうしますと、当初の予定が三百三十万、厚生白書によると三百三十七万八千人になつて

いるわけ

です。二百八十万認定をいたしておるのですから、なお五、六十万残つて

るわけ

です。お金はあと九十五億円で

すか、それで足りま

もうすでに裁定が済んだ数字でございまして、現在手続中のものがかなりあるわけでございします。それから、きょうはもう五月中旬ごろになってきたわけでございします、まだ私どもに全然数字のつかめていない申請の教もかなり残っております。最近の状況を検討いたしております。最近の状況を検討いたしております。最近の状況を検討いたしております。

○河野政府委員 立証の問題につきましても、極力実情に即するようにいたしておるわけでございまして、そういうふうなことから非常に多数の者が申請できないというふうな実情にはないと思っております。先ほど申し上げたことでございしますが、多額な金額でもないのに、そうあわてて申請しなかつたという人が非常に多いというところではないか、かように考えておるわけであります。

○河野政府委員 そうすると、結局ほとんどの者が申請をしておる。あとは金額その他が少額のためにというものが大部分だという御答弁になるわけですね。そうすると、これは大問題が出てきますが、そういう人でもなおPRをしますから、これは一年延ばしていいと思ひます。そうしますと、その場合に昭和三十三年、三十四年度の引き揚げの状況は、集団でもソ連から二百二十九名と中共から二百五十三名くらい引き揚げてきていますけれども、こういう人たちは引き揚げの給付金の対象になるわけでしょう。

○河野政府委員 全員が対象になるわけではないと思ひます。要件がある、たとえば終戦時に生活の本拠が向こうにあったという場合にはもちろん対象になるわけでございます。

それから先ほど私お答えが不十分な点があったかと思ひますが、時効によつて今後非常に申請者ふえるのだという前提に立つての御質疑かとも思ひますが、そういうことはないのでないだらうかというように考えております。

○河野政府委員 ですから私はふえるとは言つていないわけですね。というのは、今あなたの説明でわかつたのですが、額がわずかなから申し出てくる人は大してないのじゃないかというあなたのそういうニュアンスの答弁があつたので、わざわざ二つに分けて、現実に申請しておる人で書類が不備のために五月の十六日ですかに片づかないのは時効になりますかという質問をしたの

の手を打つてどうこうというふうなことは必要はないのではないかとこのように考えておる次第でございします。

○河野政府委員 いろいろの御説明を願ひましたが、今まで五、六十万人の人が時効期限がくるまで申請をせずにこの法律を延ばさなければならぬという事態になった、その一番の隘路となつておるのは、すでにその五、六十万人の人も相当の部分は申請をしておるが、書類その他の不備のために認定ができないというものが一つある、それからまた、全然申請も何もしていないというものと、大ざっぱに言つたら二つあると思うのです。そうすると、いわゆる全額申請も何もしていないという人たちは、一体どうしているか。隘路になつてゐるのはPRだけですか。法律の存在を知らなかつた、こういうことだけですか。それをお聞きしたいのです。

○河野政府委員 PRが足りないから云々ということではなしに、PRは漏れる人がないようという趣旨でしておるわけですね。大多数の方々は、あれだけ大きな問題を起す問題でございします。大体御存じではないかと思ひます。手続にいたしてしまつても、時効との関係もございまして、かりに不備な場合でも受付だけは受け付けて、時効にかかるといふことのないように処置をするように、府県を通じて指導いたしておるわけでありまして、立証資料が足りないからといふことで時効にかかるといふことのないように、私どもは指導いたしておるわけでございしますが、そういう指導があるいは末端まで十分いかないで、やはり正確な資料がないと申請ができないのじゃないかというふうに思つて申請してお

らない者もあらうかと思ひるのであります。それからほかの法律でも、やはり時効まぎれになつてからさうと出るといふのが例でございします。まだ期間があるといふことで、またこれが多額の給付金でございしますと、あるいはもつと急いで出さうといふふうなこともございしますけれども、金額もそうあつて申請をしないというふうな実情にあるのではなかつたか、かように想像いたしておるわけでございします。

○河野政府委員 非常に詳しく説明していただくけれども、どうもびんごないの期間の中でなぜ認定を受けられなかつたかといふこと、この一番の隘路はどこにあるかといふことを教えてもらえば、すぐそれを直してあげればいいわけですね。ところが一年延ばしても、その隘路といふものがそのまま放置されておつたのでは、一年たつたときにまた一年延ばさなければならぬといふことになる。これは延ばすことが一番いいのです。ところが、今参議院から一年くらい延ばしたらどうだといふのが、われわれは何も一年でなく、どうせあげなければならぬ金だから、三年くらい延ばしたらいいと思ひます。それは一年で五、六十万人の者が確実に来ますという隘路がここにあるから、この隘路を克服すればできますという事態ができればいいです。さうでなければ三年くらいにしたら方がいいです。一年でいいですかといふことを言いたいために私はそれを言つておるわけですね。だからその隘路が一体どこにあったかといふことを明示してもらわな

いと、一年でいいかどうかかわらないのです。

○河野政府委員 立証の問題につきましても、極力実情に即するようにいたしておるわけでございまして、そういうふうなことから非常に多数の者が申請できないというふうな実情にはないと思ひます。先ほど申し上げたことでございしますが、多額な金額でもないのに、そうあわてて申請しなかつたという人が非常に多いというところではないか、かように考えておるわけであります。

○河野政府委員 そうすると、結局ほとんどの者が申請をしておる。あとは金額その他が少額のためにというものが大部分だという御答弁になるわけですね。そうすると、これは大問題が出てきますが、そういう人でもなおPRをしますから、これは一年延ばしていいと思ひます。そうしますと、その場合に昭和三十三年、三十四年度の引き揚げの状況は、集団でもソ連から二百二十九名と中共から二百五十三名くらい引き揚げてきていますけれども、こういう人たちは引き揚げの給付金の対象になるわけでしょう。

○河野政府委員 全員が対象になるわけではないと思ひます。要件がある、たとえば終戦時に生活の本拠が向こうにあったという場合にはもちろん対象になるわけでございます。

それから先ほど私お答えが不十分な点があったかと思ひますが、時効によつて今後非常に申請者ふえるのだという前提に立つての御質疑かとも思ひますが、そういうことはないのでないだらうかというように考えております。

○河野政府委員 申請を受け付けたものにつぎましては、その後書類が不備だといふことではないかという書類の往復がございしますが、そういう場合には一切

時効とは関係ないように処理をいたしております。

○河野政府委員 そうすると、結局ほとんどの者が申請をしておる。あとは金額その他が少額のためにというものが大部分だという御答弁になるわけですね。そうすると、これは大問題が出てきますが、そういう人でもなおPRをしますから、これは一年延ばしていいと思ひます。そうしますと、その場合に昭和三十三年、三十四年度の引き揚げの状況は、集団でもソ連から二百二十九名と中共から二百五十三名くらい引き揚げてきていますけれども、こういう人たちは引き揚げの給付金の対象になるわけでしょう。

○河野政府委員 全員が対象になるわけではないと思ひます。要件がある、たとえば終戦時に生活の本拠が向こうにあったという場合にはもちろん対象になるわけでございます。

それから先ほど私お答えが不十分な点があったかと思ひますが、時効によつて今後非常に申請者ふえるのだという前提に立つての御質疑かとも思ひますが、そういうことはないのでないだらうかというように考えております。

○河野政府委員 ですから私はふえるとは言つていないわけですね。というのは、今あなたの説明でわかつたのですが、額がわずかなから申し出てくる人は大してないのじゃないかというあなたのそういうニュアンスの答弁があつたので、わざわざ二つに分けて、現実に申請しておる人で書類が不備のために五月の十六日ですかに片づかないのは時効になりますかという質問をしたの

の手を打つてどうこうというふうなことは必要はないのではないかとこのように考えておる次第でございします。

○河野政府委員 いろいろの御説明を願ひましたが、今まで五、六十万人の人が時効期限がくるまで申請をせずにこの法律を延ばさなければならぬという事態になった、その一番の隘路となつておるのは、すでにその五、六十万人の人も相当の部分は申請をしておるが、書類その他の不備のために認定ができないというものが一つある、それからまた、全然申請も何もしていないというものと、大ざっぱに言つたら二つあると思うのです。そうすると、いわゆる全額申請も何もしていないという人たちは、一体どうしているか。隘路になつてゐるのはPRだけですか。法律の存在を知らなかつた、こういうことだけですか。それをお聞きしたいのです。

○河野政府委員 PRが足りないから云々ということではなしに、PRは漏れる人がないようという趣旨でしておるわけですね。大多数の方々は、あれだけ大きな問題を起す問題でございします。大体御存じではないかと思ひます。手続にいたしてしまつても、時効との関係もございまして、かりに不備な場合でも受付だけは受け付けて、時効にかかるといふことのないように処置をするように、府県を通じて指導いたしておるわけでありまして、立証資料が足りないからといふことで時効にかかるといふことのないように、私どもは指導いたしておるわけでございしますが、そういう指導があるいは末端まで十分いかないで、やはり正確な資料がないと申請ができないのじゃないかというふうに思つて申請してお

らない者もあらうかと思ひるのであります。それからほかの法律でも、やはり時効まぎれになつてからさうと出るといふのが例でございします。まだ期間があるといふことで、またこれが多額の給付金でございしますと、あるいはもつと急いで出さうといふふうなこともございしますけれども、金額もそうあつて申請をしないというふうな実情にあるのではなかつたか、かように想像いたしておるわけでございします。

○河野政府委員 非常に詳しく説明していただくけれども、どうもびんごないの期間の中でなぜ認定を受けられなかつたかといふこと、この一番の隘路はどこにあるかといふことを教えてもらえば、すぐそれを直してあげればいいわけですね。ところが一年延ばしても、その隘路といふものがそのまま放置されておつたのでは、一年たつたときにまた一年延ばさなければならぬといふことになる。これは延ばすことが一番いいのです。ところが、今参議院から一年くらい延ばしたらどうだといふのが、われわれは何も一年でなく、どうせあげなければならぬ金だから、三年くらい延ばしたらいいと思ひます。それは一年で五、六十万人の者が確実に来ますという隘路がここにあるから、この隘路を克服すればできますという事態ができればいいです。さうでなければ三年くらいにしたら方がいいです。一年でいいですかといふことを言いたいために私はそれを言つておるわけですね。だからその隘路が一体どこにあったかといふことを明示してもらわな

いと、一年でいいかどうかかわらないのです。

○河野政府委員 立証の問題につきましても、極力実情に即するようにいたしておるわけでございまして、そういうふうなことから非常に多数の者が申請できないというふうな実情にはないと思ひます。先ほど申し上げたことでございしますが、多額な金額でもないのに、そうあわてて申請しなかつたという人が非常に多いというところではないか、かように考えておるわけであります。

○河野政府委員 そうすると、結局ほとんどの者が申請をしておる。あとは金額その他が少額のためにというものが大部分だという御答弁になるわけですね。そうすると、これは大問題が出てきますが、そういう人でもなおPRをしますから、これは一年延ばしていいと思ひます。そうしますと、その場合に昭和三十三年、三十四年度の引き揚げの状況は、集団でもソ連から二百二十九名と中共から二百五十三名くらい引き揚げてきていますけれども、こういう人たちは引き揚げの給付金の対象になるわけでしょう。

○河野政府委員 全員が対象になるわけではないと思ひます。要件がある、たとえば終戦時に生活の本拠が向こうにあったという場合にはもちろん対象になるわけでございます。

それから先ほど私お答えが不十分な点があったかと思ひますが、時効によつて今後非常に申請者ふえるのだという前提に立つての御質疑かとも思ひますが、そういうことはないのでないだらうかというように考えております。

は、そこを確認しておきたいからなんです。そうしますと、今後も新しく——今個別引き揚げなんかは三十四年八月までやはり一人、二人と来ておるわけですね。こういう個別引き揚げと、集団引き揚げがずっとなお今後幾分かずつあると思うのです。そういう人たちは、法律の期限に関係なくやることになりましたか。一年延ばしたら一年きりでだめになるわけなんですか、新しく引き揚げてくる人は。

○河野政府委員 三年間権利を行ななかつた場合でございます。権利を行なえる状態になったときを考えると、うことで、帰ってきて初めて引揚者になるということでございますので、帰ってきてから現在の法律に基づきまして三年の期間は進行するという解釈でございます。

○滝井委員 そうすると、新しく引き揚げてきた人は、三年間の時効の権利を獲得するわけですね。わかりました。それからこの法律ができてから、引揚者の団体に国債を担保にして貸付が行なわれておりますね。この状況をちょっと御説明願いたいと思うのです。どういう状況でどの程度の生業資金の貸付が行なわれておるか。

○河野政府委員 的確な数字を手元に持っておりませんので、数字は必要でございましてまたあとでお届けすることにしたかと思ひますが、大体五年間に百億というところで、年々二十億ずつの貸付をいたしておるわけでありまして、大体円滑に運営が進行しておりますものと考えておるわけでありまして、そのほかに三十四年度におきまして、それとは別に大蔵省と折衝いたし

まして、二十一億ばかりのワケをとりましたて、買い上げを実施しておる次第でございます。

○滝井委員 生活保護者なり台風その他の災害によって買い上げのワケが三十四年から二十一億だという御説明がありました。その実績はどういうことになっておるのですか。

○河野政府委員 これは各府県に割り当てまして、貸付なり買い上げをやっておるわけでございますが、大体消化をいたしておるというように考えております。

○滝井委員 大体わかりました。政府はできるだけすみやかに、この法律ができておるということ各府県にPRしてもらって、そうして帳面づらでは五、六十万認定を受けていないのに、すみやかに認定を受けるように、ある程度の経費でも市町村に差し上げてPRをやる必要があると思うのです。実は各自自治体の状態を見ても、金は一人分くらいは金しかこない。しかし当初は二百七、八十万の人が殺到してきてたわけですから、そのときには各市町村では、金の割当、いわゆる人件費は一人分しかなかったが、使っておる人件費は、四人分も五人分もの経費を使っておるという市町村はざらです。そういうことで市町村にはこれの実施について不満がある。最後の追い込みです。一年延期されたならば、厚生省としては相当の金を、この際最後だからということではやはり自治体に事務費をあげて、そしてやってもらう必要があると思うのです。来年度に納つてから納お二、三十万も残つておるのだというのでは、やはり問題だ

と思うのです。これは政務次官にお願いしたいのですが、現実はどうです。これは私は調べておるのです。私の市なんかでもこの事務のために五人か六人置いておる。ところが経費は多分五万円くらいしかきていないのです。ちやうど年金の事務と同じです。だから市町村はあそこを出しているのです。だから、そういう点も少し事務費をやつて、そして事務の円滑化をはかりなす。PRをして未申請者はすみやかに申請させる措置をとる、この方法をこの時効期間一年延期を契機としてやるべきだと思ふのですが、その所見を承つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○内藤(隆)政府委員 滝井委員のおっしゃるような点があるだろうとは思ひますが、それと今ここで直ちに事務費を云々というわけには、予算的な立場からいかなければ、予算的に、かしPRをうんとやりまして万端漏れを期したい、かように考えております。

○永山委員長 本島百合子君。○本島委員 ただいま提案されましたことにつきまして、滝井委員の御質問に答へられないようにしてお尋ねいたしますが、最後に申されました一年間の期限でいいのか悪いのか、こういう点については、私も実際調べてみますが、政府のPR活動が非常に足りなかつたということが言えるんじゃないか。しかも、現在申請をしないという人々を聞いてみますと、申請するまでの手続が非常にめんどろであるということ。そして納税証明とか在外証明とか引き揚げの当時の証明というふうなものとならなけれ

ばならないというふうなことで、現在生活に困窮しておる人であるとか、あるいは未亡人の方や、こういうふうな人々はなかなかそれをやることのできないというふうなことで申請がされていらないというのを聞いておるのです。この中で一番私氣になりますことは、この引き揚げ証明を得ることがむずかしいということが言われるのです。なぜかという、引き揚げましてから五十年間は大体どこでもわかるようになつておるけれども、紛失したり、あるいはまた自分自身でなくて、夫の場合であつたとかあるいは妻の場合であつたとか、こういうふうな場合

にその証明書をなかなかもらえないというのです。ですから、おかしな現象で、東京部内のある区におきましては手数料料金の収入が非常にふえておるのです。何のためにこの手数料料金がふえたのかと議員さんが質問したところ、今申し上げた引揚者の人たちの証明手續のための増である、こういう答弁があつたというくらいです。そうしますと、いかにこれが複雑であるかという点が是正がされない、ほんとうに救つてあげなければならぬ、保障がなかなか受けられないのではないかと、こういうことが言われておりますが、この点はいかがでございますか。

○河野政府委員 法律ができました当初は、立証につきましても相当慎重を期しまして、いろいろ書類等を要求したこともございまして、その後でできるだけ実情に合わせるような意味で、立証資料等につきましてもできるだけ緩

和をしていくというふうな指導方針をとつて現在に至つております。ただいまお話しのごさいます、たとえば引き揚げ証明書でも、必ずしも引き揚げ証明書がなければいぬというところではなしに、引き揚げ証明書があれば引き揚げ者であるということがはつきりいたしますが、引き揚げ証明書がなくても、いろいろほかの方の資料で、たとえばお子さんがおれば学校に転校されたと云ふふうなこともございまして、あるいは戸籍の面でだれはどこで産まれたかというふうなことが、なるほどこの人は外地で産まれたのだということ

がはつきりすれば、それによつて、この人は確かに引揚者であるというふうなことも推定がつかますので、そういうふうなことでできるだけ手續を、引き揚げ証明書がなくても済むようにいろいろ工夫をいたしておるわけでありまして、あるいはそういう工夫でなす足らない点がありますれば、今後ともそういう点の改善をできるだけ実情に沿うように善処して参りたい、かように考えております。

○本島委員 その問題ですが、私もだいが御相談を受けて、原籍地あたりに照会いたしました。何とか証明書を出してくれ、こう言つてやりまして、大体五回くらいやらないと証明を書いてくれないのです。そうしますと、今日申請しようとする人はこのケースにひかかつている人が多いと思ふのです。ですから、そういう点で、たとえば証明者があれば便法をはかるとかなんとかしていただかないと、この引き揚げ証明はなかなか出してくれないのです。そういう点はどうかというふうにお考

えになりましようか。

○河野政府委員 今お答え申し上げます。したと同じことをお答えすることになるわけですが、必ずしも、引き揚げ証明書がなければならぬというふうには扱っておられないわけであり、そういう点の趣旨が十分徹底しない向きがありますれば、いろいろの機会を通じて、府県市町村にもその趣旨を徹底するように指導して参りたい。できるだけ実情に沿うようにいたしまして、受給資格がありながら受けられないということがないよう考へて参りたいと思ひます。

○本島委員 ただいまの点については特段の御注意を払っていただいて、あまり不自由をかけさせないように――田舎の役場なんかは五回も問い合はせをして、それが冷たい言葉でそういうものはわかりません、出しませんというふうな返事がくるようで、非常に長くかかっているのです。この点ですばいぶん時間をつぶしたという方があつたわけであり、そういう点、今後関係機関に対して一つ御注意願ひたいと思ひます。

それから、ここに提案されたことは別に御尋ねしたいことは、この法律が出来たときに在外六カ月という条件があるのですが、この六カ月という点になると、五カ月までというのとは認められないわけですね。そうすると、五カ月でも一カ月でも産まれていたというところはわかっているわけですが、こういう条件がどうしてついているのか、六カ月という条件がついておられることについてはどうでしょう。

○河野政府委員 この給付金の法律を作るに至りました経過はすでに御承知

かと思つてありますが、大体の考え方といたしまして、嘗てとして外地に生活の基礎を築いておつたという人たちが無一物で内地に引き揚げた、こういった人たちはほっておくわけにはいかぬじゃないか、そういうようなことでこの法律ができたわけでございます。従ひまして、外地に相当期間おつた、生活の基礎を相当期間持つておつたというふうなことが、この法律を作ります際の出発点であつたと考へるものであります。そういうふうな考へ方が、だんだんできるだけ広い人たちに給付ができるようにということ、当初考へられた期間をできるだけ縮めるというところで、ぎりぎり六カ月というふうなことに落ちついたように私は記憶をいたしておるわけでございます。この六カ月の問題につきましましてはいろいろ御議論もございまして、さらに検討いたしてみたいと思ひますが、法律の趣旨はそういうところにあつたわけでございます。相当期間外地で生活基礎を築いておつた人、この人たちが救うというふうな出発点からできた法律でございますので、そういう期間が設けられておる次第でございます。

○本島委員 これは六カ月以上ということになっておるのですが、それより一日足りなくてもこれにひつかからないわけですね。こういう矛盾というものは、私は、今回の提案のような場合には、やはりある程度改正してもらいたかつた、こう思ひます。

いま一つは、二十五才未満で死亡した場合、これには遺族給付はしないというところになっておりますが、これはどういう根拠でなされておるのでありますでしょうか。

○河野政府委員 こちらに帰つてきまして、法律ができる前になくなつた場合に、遺族給付金を出すわけでございますが、その場合死亡当時の年令を二十五才で切つておるわけであり、こ

ちらに帰つて参りました者に出します遺族給付金にいたしまして、引揚者給付金にいたしまして、趣旨はやはり生活の再建の資金というふうな趣旨でございます。そういう趣旨からいたしますと、やはり一家の中心をなすような人がなくなつた場合に出すということが筋だろうということ、二十五才がいかにどうかということについては御議論があると思ひますが、一応一家の中心をなす者というものであればそのくらの年令であらうといふことで、法律案ができたわけでございます。これらの問題につきましまして、今の六カ月の問題その他いろいろ御議論のあるところでございまして、さらに今後の問題としては検討してみたい、かように考へております。

○本島委員 もう一点、終戦前の引き揚げがこの対象になつていないわけですね。これはもちろん日本軍の命令によつて引き揚げをさせられた、こういうような形になつておるのですが、こういう点の不合理といふこともお考へになつたことはないでしょうか。生活の根拠を失つたといふことには変わりないわけなんです。そうしますと、終戦直前に引き揚げてきた人たちは、こういう人たちがこの恩恵に浴さない、こういうことになつておるようですが、そういう点はどうでございましょうか。

○河野政府委員 引揚者をどこで定義づけるかということ、これもいろいろ議論があるところだと思ひますが、法律の考へ方といたしましては、やはり終戦といふ一つの事態をとらえまして、終戦によつて内地に帰つてこなければならぬような事態になつた者というふうな立て方を、実はいたしておるわけであり、従ひまして終戦前の引揚者につきましては、原則として法律を適用しないという立て方になつておるわけであり、終戦前の引揚者でも、だんだんニュアンスの差はあるわけでございます。終戦後の引揚者と似通つた事情にある者もあるかと思ひますが、どこかで線を引かなければならぬといふことになり、終戦といふことで線を引くのが一つの考へ方であらう、かように考へるわけでございます。終戦前の引揚者と終戦後の引揚者と比べてみました場合に、内地へ来てからの生活の建て直しというふうなことを考へますと、やはり終戦後の引揚者の方に相当のハンディキャップがある。これが非常に多額な金額でございまして、また考へ方が変わつて参ると思ひますが、平均いたしましたとして一人一万四、五千元程度のものでございまして、その程度の金でございまして、終戦後の引揚者と終戦後の引揚者といふのはその程度のハンディキャップがあるんではなからうかといふふうな考へ方もできるわけでございます。一応終戦といふところで線を引いておるわけでございますが、御趣旨でもございまして、さらに検討をしてみたい、かように存するわけでございます。

○本島委員 提出者の加藤先生の方に御尋ねいたしますが、ただいま申し上げました在外六カ月の条件撤廃、ある

いはまた引き揚げ後二十五才未満で死亡した場合の給付について、あるいは終戦直前の引揚者、こういうような問題については、引き揚げ団体の方々からも相当要求されてこられたことと思ひます。今答弁にありましたように、非常にむづかしいといふことが言われておりますけれども、こういう点はちよつとの違いで恩恵を受けるとか受けないとか、こういう形になるわけなんです。そういう点と、この法の精神からいつても、外地にあつて苦勞されて、そして負けて日本に帰つてこられての御苦勞、終戦直前に帰つてきた者と戦後に帰つてきた者とは、社会情勢が違ふからという御答弁がありましたが、それによつて、御意においてはそんなに変わらない面もあると思ひます。こういう点について、今回一年延期といふことでなしに、もう少し延ばしていただくといふこと、同時にこういう人たちの面について改正を多少でもしようかという御意思があるかどうか、これをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○加藤参議院議員 ただいま本島委員の御質問の点でございまして、在外期間の六カ月以上、また二十五才以上という年令制限の撤廃、この二点につきましても、参議院の社会労働委員会において相当論議がございまして、改正したかどうか、かような意見もあつたのでございまして、また三番目に御指摘の終戦前に引き揚げた方、この方につきましては昭和三十三年五月十七日、参議院がこの法律案を通しましたその日に、附帯決議がなされておるのであります。その附帯決議の内容は、その実情が終戦後の引き揚げと同様であ

る

五十三名、福岡県側が二千九百五十九名、熊本県側が千九百四名でございませう。それからこの数の中には福岡県並びに熊本県以外に九州各県、いわゆる長崎、佐賀、鹿児島、宮崎、大分等からそれぞれ応援をとって参加いたしておるわけでありませう。

○赤松委員 私、資料によりますと、福岡県警本部でこれを統括しておる人員が四千八、それから熊本県警が千五百五十人、福岡から三千二百人、大分から百五十人、佐賀から二百人、長崎が二百五十人、宮崎が二百人、こういう多数の警察官が動員をされておるのであります。そこでこの五千をこす警察官が現在三池のそれぞれの地区に配置をされておるわけでありませうけれども、この警察官が一体どこで宿泊しておるか、その宿泊の箇所をこの際明らかにしてもらいたいと思ひます。

○石原国務大臣 宿泊の場所はいろいろになつておりますが、大きな施設としては大牟田市の体育館でありますとか、あるいはまた今休校しております保育所などいろいろ利用しております。それから一部旅館もあるようであります。あるいは会社の事務所の一部、こういうようなところ、これだけ多数の警察官でありますので、いろいろの施設を利用いたしまして宿泊をしておる次第であります。

○赤松委員 私の資料によれば、宮浦炭鉱内、四山炭鉱内、四山保育園、友愛クラブ、宮原保育園、臼井保育園、その他緑ヶ丘、いろいろあるのでありますけれども、これらの施設は会社の施設と保育園等の施設とに分かれておまして、警察が駐在する以上は、お

そらく会社及び保育園との間には何らかの契約があると思ひますけれども、その点はどういうふうになつておりますか。

○石原国務大臣 警察と会社との間にはいろいろ賃貸契約を結びまして、利用料等もきめておるようでありませう。すでに福岡県ではその利用料等を支払つたりいたしておりまして、熊本県も私は先般参りましたときは近く支払いたい、こう言うておりました。賃貸契約で利用料をきめてやつておるようであります。

○赤松委員 その契約の内容を明らかにしてもらいたいと思ひます。これは労使の当事者である一方の、ことに今紛争の一番大きな根源をなしておる会社の施設の中に警察官がたむろしておる。これは非常に重要な問題だと私は思ふのでありますけれども、その前に契約の内容を明らかにしてもらいたい。

○柏村政府委員 ただいま大臣からお述べになりましたように、会社との間に契約を結び、福岡県警におきましては四月二十八日まで会社施設二十九件に對しまして十三万九千九百円を支拂つております。熊本県警におきましては五月一日までに会社施設十五件に對しまして六万六千九百円を支拂つておる状況であります。

○赤松委員 厚生省は来ておりますか——来ておらなければ、あとから田中織之進君が詳しくこの点については追及すると思ひますけれども、現地に於いてはこの保育園の子供が保育園に通えない、そのために父兄たちは非常に困つておるわけなんです。こういう点については後ほど私は

厚生省に聞きたいと思ひますけれども、その前に労働大臣に對してお尋ねしたいが、現に紛争中の労使の間で一方の当事者である経営者の施設の中に、本来中立であるべき警察官を駐在させて、そして絶えず会社側の立場に立つような行動を繰り返しておる。このことについては私は明らかにこれは国家権力の介入であると同時に、不当な労働争議に対する介入である、こういうふうに思ふ。労働大臣はこの事態に對してどうお考えになりますか。

○松野国務大臣 警察官が争議に介入することは誠に慎まなければなりません。ただ警察官が駐在する場所によつて介入を一方的にきめるという解釈は、これは私は別個の問題だと存じます。警察官というものは常に公平の立場であるのですから、たまたま駐在の場所が会社の施設だつたらどうだ、組合の施設の中におつたらどうだということではなしに、その行動において介入というものをきめるべきものであつて、たまたま施設がどうだということでは、これは労働問題には関連ないことである。その行動がたまたま一方的だつたというときに、これはやはり公平の立場からいふならば好ましいことではございませう。しかし施設の問題と争議の問題と——必ずしも施設の中におつたからという、それは状況の判断によつて違ふのではなからうか、私はこう考へております。

○赤松委員 現に労使の間で紛争が起きておる。しかもその労使の間の紛争にはしばしば警察官が介入をして、そのことについては衆議院においても参議員においても問題になつておる。

従つて一方の当事者である会社の施設の中に警察官が寝泊まりをする、そして當時会社の方を抑制するのでなしに、労働者の団体行動権に對していろいろな抑制を加えておる。そういう事実があるとなれば、これは全く労働者を保護しなければならぬところの労働大臣としては今の答弁はおかしいと思ふ。これは明らかに警察の中立性を失つておるものだと云わなければならぬと思ひますが、もう一度労働大臣の答弁を伺いたい。

○松野国務大臣 先ほども答弁いたしましたように、警察官のおる場所がどうだということは、私はこの争議の問題とは別個だと思ひます。それではたまたま工場内において紛争が起きます、あるいは起きた、またそういうことがあつたというときには、当然工場内において警察官がその現場を監視するといふ必要があれば、工場内におることは当然なことでありませう。紛争の起る場所、その状況によつてきまるべきであつて、あるいは警察行動の発動によつてきまるべきであつて、どこにおる、どこにおらないということでは、これはその起る場所にも影響することじやなからうか。私はそういう意味で、警察官が争議そのものに関与する方法と、その関与の仕方が問題であつて、どこにおる、おらぬというの

は、警察官が実証するために必要な場所、あるいはそういう危険を未然に防止するために必要な場所におること、警察官としてはあるいは妥当かも知れない、私はそういう意味で、どこにおつたからどうか、一方的に不利な立場をとるといふのは、その現実問題であつて、私はその紛争の場所

におつたからどうかといふことは、これはまた問題が別な問題じやないかと考えます。

○赤松委員 現に紛争中の労働者の側からすれば、会社の施設、つまり紛争中の相手である会社の施設の中に警察官が駐在しておるといふことは、少なくとも労働者に異常な刺激を与えることになる。それから今労働大臣は、危険な状態が発生する場所に駐在しておるのだ、こういうことをおっしゃいましたけれども、私はここに現地の地図を持っておりませう。全然衝突の危険のない会社の施設に、たくさん分散駐在しておる事実がある。こういう点についてはさらに田中織之進君から追及すると思ひます。

そこで公安委員長にお尋ねしたいのは、前に柏村長官は、この四月十八日の第二組合の強行就労の際に、執行吏の要請によつて警察官が出動した、その際に私は三千人と言つたら、長官は千五百人だ。それから第一組合のピケ隊は十三人、十三人のピケ隊に對しては千五百人の警察官を必要としたか、こういう質問に對して、それは十三人のピケ隊を抑えるために千五百人を動員したのではない、十三人のピケ隊を支援するために第一組合の組合員が多数動員されるということを想定して、千五百人の警察官を動員したのである、こういう答弁です。そこで私も

は、これは多賀谷君の質問にもありますけれども、その十三人の組合員に對して説得の機会も時間も与へないで、いきなり数百人の警察官がそれを取り巻いて、そして第二組合を強行就労させた、明らかにこれは警察官の不当介入です。私はそのときにあなたに

聞いたのだが、どうしてその十三人の人を数百人の警察で押える必要があるのか。あなたは衝突の危険がある、こういうふうには判断をしてそうしたのである。私どもの方は、これは妨害排除でなしに封殺だ、封殺行為だ。ところがあなたは、そうでなしに、危険の発生が予測できたので、警職法五十条によってこれをやったのだ、こういう答弁だったわけでありました。ところが四月四日に至りまして、四月十八日の三川事件、ことに十三人のビケ隊、この十三人のビケ隊が百五十人の第二組合に立ち向かえるものでもないし、あるいはそれによって何か第一組合が第二組合に集団的な暴行事件を起こすというようなことは、常識から考えてそんなことは考えられない。そのわずかに十三人の人間を数百人の警察官が包囲をして、そうしてビケの合法性を奪ったばかりでなしに、第二組合の強行就労を助けていくというような不当介入をやったわけでありました。この間のあなたの答弁は速記録にございますけれども、きょうは公安委員長にお尋ねするが、あの四月十八日の十三名のビケ隊に正当な説得の時間、機会を与えないで、警察官が千五百人動員されて、それを封殺しながら第二組合の強行就労を助けた、この事件に関する公安委員長のお考えを聞きたいと思ひます。

○石原国務大臣 私は過般の委員会には故障で出られなかったものであります。が、大体令赤松委員が言われましたように、警察庁長官が出まして、例の答弁を申し上げておるのであります。私の考えも大体警察庁長官の言ったことと同じでございます。四月十八日のあの事態に処しましては、ちょうどその前に三月二十八日あるいは二十九日にあれだけの事態を起こしておるのでございますから、あの就労に当たりましては、これが接衝するなりいろいろなことがあれば、非常な事態が起り得る可能性がある、そういうわけで執達吏の要請もございましたが、執達吏の要請ということだけでなく、あの事態を総合判断いたしましたので、警察官を待機させ、あれだけの措置をとったのでございまして、四月十八日のあの事態に処しては、私も警察のとりました処置について何ら間違ひはなかつた、むしろあれだけにおさめたということとは非常によかつたことである、かように考えております。

○赤松委員 十三名のビケ隊を数百人の警察官が包囲して、説得の機会も時問も与えないで、第二組合の強行就労を助けたという点に對して、あなたはそれは正しいのだ、こうおっしゃいますか。

○石原国務大臣 たしか十三名は通用門にいたビケ隊であらうと思ひますが、正門には相当のビケ隊がおつたのであります。正門、通用門、これはずつと並んであるものであります。十三名だけのビケ隊にあれだけの警察官を向けたということではないのであります。全体のビケ隊の全部の情勢から判断して、これだけの警察官で警察権を發動した、こういうふうに私も思ひます。

○赤松委員 その門のところに十三人おつて、そのほかにはその付近にはビケ隊はいないのです。これは長官も当時認めておつた。その後になつて、第一組合の諸君が現場に來たのであつて、當時は現場にいなかったのです。

十三人よりビケ隊はいない。それを数百人の警察官が包圍し、さらに第一組合の諸君がかけつけて來るのを防止するために残余の警察官、つまり總勢千五百人の警察官をあそこに配置して、そうして説得の妨害をやつた、こういうことなんです。この点についてはどうですか。国家公安委員長としてはっきり言つて下さい。

○石原国務大臣 私も先般大卒田なり荒尾の地区をずっと見ましたが、これは相當のビケ隊がいろいろの要所にずつとおるものであります。ことに四月十八日は三月二十八日のあの事件からそう隔たつてない、まだ若干興奮のさめないときでありますから、諸般の状況を総合判断して警察官があれだけの措置をとつたということは、これは私は何ら間違ひではない、かように思つております。

○赤松委員 この間長官は「本月十八日三川鉦におきます新労組の就労は、これは執行吏からの要請に基づいて警察が出たわけでございます。今委員長は、執行吏の要請があるうとなかろうと、あの場合に警察は出るのだ、また出たことが正しかった、こういうことを言つておられますけれども、柏村長官は執行吏からの要請に基づいて出たと申しては、四時ごろに入構させる予定をしたようでございます。三時ごろ警察側も、四時ごろ入構させるつもりであるという通報を受けたわけでございます。」「そのときの状況を申し上げますと、」「両者の衝突というところによつて、また不測の事態が生ずることを警察としては十分警戒すべきである」という判断に立つたものと思ふわけ

でございます。ただいま三千人というお話でございますが、大体あのとき警備に当たつた者が千五百名、実際に新労組についていきましたのはたしか一個中隊程度でございます。そうして十三名の組合のビケに對して、これを排除するために行つたというのではなく、途中あるいは現場においてどういう事態が起らないかと限らないというふうなことから、そういう事態に對処するために警察が出動したということでございます。實際の問題としては、通用門から何らの抵抗なしに新労組が入つたわけでございます。これについて警察としては特別にどうこうということではない、その入るまでの間における不測の事態の発生を防止し得るだけの警備力を持つておつたというふうに答弁されておられます。従つて、ここでは十三名のビケ隊を抑えるというのが目的でなしに、あとからいろいろな形で応援に來るとか、あるいは説得に來るとか、そういうような第一組合の組合員の行動を抑制するために千五百名の警察官を使つたのである、こう長官ははっきりこの間述べておる。そうだとすれば、十三名のビケ隊に對してこれを封殺したという事実、長官自身も認めておるわけですが、國家公安委員長は、この十三名のビケ隊を封殺したことはあくまで正しかったんだ、そうお思ひになるならば、ここではっきり言つてもらおう。

○石原国務大臣 當時正門前に約百名の者がおつたようでありまして、裏門に約百名、その他計約三百六十名のビケ隊がおつたようでございます。當時の諸般の状況から総合判断いたしましたので、三月二十八日なりあるいはその前後ごろのあつた事態が再び起つてはいけないという判断のもとにやつたのでございまして、私は、あの措置はあのときとしては正しかった、とかよくに思つております。

○赤松委員 當時の新聞報道を読んでも、柏村長官が答弁されておるのと同じことなんだ。ビケ隊は十三名、はっきり新聞も書いています。今公安委員長の話を聞くと、何百名なんということを言つておる。それはいつの日ですか。私の言つておるのは四月の十八日の三川事件ですよ。公安委員長と長官の答弁が違ふやないですか。

○石原国務大臣 先ほどから申しておりますように、通用門は十三名でありまして、正門あるいは裏門その他合計して約三百六十名の者がおつた。正門に私は私は見えてきませんでした。

○赤松委員 その當時は正門にも何にもいなかった。十三名で、よもやあの朝強行就労させるというところは予想しなかつた。そのすきを突いて行つたのです。あなた、よくそれを調べてみない。

それから、この間亀井労政局長は「ビケの限界が平和的な説得を越えるものでないことは先ほど来申し上げた通りでございます。説得の機会というものが、現実にはその事態においてどういう限度までが機会であるかどうかというところは、現実には私の場の事情を承知いたしませんので、警察庁長官の御説明が説得を聞かなかつたのか、あるいは聞く余裕がなかつたのか、そういう点につきまして判断はつかないの

でございますが、一般論としましては、そのビケが合法的なビケであれば、そういう合法的な行動について一応耳をかすということは、これは一般論としては当然なことだと思ひます。これはあたりまえのことである。ビケの限界については、もちろん学説がいろいろあります。これの判決についてもいろいろあります。その先に労働省が三十二年一月に出した同結権、団体交渉その他の団体行動権について、というそれを見て、ビケの限界については説得の権利と自由を認めておる。これは一般論として、現に亀井労働局長も答弁しておる通りである。そうだとすれば、十三人のビケ隊になぜ説得の機会を与えなかったか。この間長官は巧みに私の質問をすりかえて、こう言っている。そのビケ隊の説得を聞く自由もあるし、聞かない自由もある。そういう答弁をあなたはしたでしょう。私はそんなことを質問しているのではない。聞く自由あるいは聞かない自由、それを言っているのではないに、なぜ説得をさせる自由を与えなかったか。警察がなぜそれを封殺したか、これを私は言っているのです。この点について労働大臣はどうお考えになりますか。

○赤松委員 それでは、あなたが現地を見ない、また十分な報告を受けていないから判断ができない、こうおっしゃるならば、一番権威のある、おそらくあなたといえどもこの決定には服さなければならぬ、つまり裁判所の決定を読み上げまして、あなたや国家公安委員長の見解をお聞きしたいと思うのでありますけれども、本月の四日に福岡地方裁判所で決定が出ておる。申立人は三池炭鉱労働組合、相手方は三井鉱山株式会社、その異議申し立ての理由は、「中村、吉次両執行吏は、同年四月十八日午前三時三十分頃申立人組合員および応援者計一〇数人、一〇数人」といふのは十三人のことです。「一〇数人が相手方の三池炭鉱業所三川鉱の三井病院通門附近において、申立人組合のストライキ中に同所から三川鉱へ就労のため入構しようとする者を監視し、説得する目的でビケティンクを行つてゐるのを現認するや、右ビケティンクは、前記仮処分決定第二項により許されないものと認定して、直ちに警察官の援助をえて、右ビケ隊員を排除して、三池炭鉱新労働組合員約一五三人を右通門から三川鉱内へ入構させた。」以下四月二十日の午前九時の問題も取り上げておりますけれども、これに対して福岡地方裁判所の判断はどうかといへば、「申立人組合主張のとき仮処分決定」というような書き出しで、「仮処分決定第二項は申立人組合が平和的な説得もしくは団結による示威の方法によつて、就労希望者に心理的な影響を加へながら、しかもなお就労希望者が自由意思によつて出入を為しうる余地を残して、これらの者に働きかけ、その就労を思

止まらせることは、許容されてゐる趣旨であるから、申立人組合の行うビケティンクであつても右限度内のもものは、実力による妨害行為に当らない事は多言を要しない。従つて執行吏は当ビケティンクが前記ビケティンクの正当性の限界を超えてゐるか否かを判断し、右逸脱が認定された場合に、はじめて右ビケティンクの排除の可能性が生ずる。ところで、中村、吉次両執行吏の同年四月十八日付作成にかゝる執行調書(甲第四号証)には「大牟田市三池炭業所三川鉱正門及病院裏門等を見るに、被申立人組合に於て、ビケを張り、右ビケは、警察上の援助を求むるにあらざれば、之を解くこと不可能と認めたるにより云々」なる旨の記載がなされてゐること、吉次、半田両執行吏の同月二〇日付作成にかゝる執行調書(甲第五号証)には、「大牟田市三池炭業所三川鉱正門附近に隣り、申請人主張の如き妨害行為の有無につき観察したるに、被申請人組合員等において、正門前附近にビケを張り実力をもつて妨害行為をなしあることを認めたるをもつて、云々」なる旨の記載がなされてゐる。しかし、右各記載は、その趣旨明確を欠くが、右執行吏等は申立人組合の行つてゐたビケティンクが前記ビケティンクの正当性の限界を越えてゐるか否かを判断するまでに至らず、前記仮処分決定第二項が申立人組合の行つた団結による示威もしくは平和的な説得をも禁じてゐることを解釈して、前記各執行吏をなしたものと一応解せざるをえないように思われる。したがつて、申立人組合が団結による示威もしくは平和的な説得を行うことは、前叙の通り許され

てゐるのであるから、右執行吏等が、これを許されないと解釈したこと、前記仮処分決定第二項の解釈を誤つてゐたものというべきである。しかし、相手方の指定する職員又は新組合員の就労に際しては将来においても申立人組合のビケティンクが行われることが予想されるので、右のごとき誤つた解釈にもとづく執行行為が将来においても繰返される可能性が充分に考えられる。よつて本件異議申立は、理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり決定する。昭和三十五年五月四日、福岡地方裁判所裁判長裁判官中池利男、裁判官宇野榮一郎、裁判官阿部明男。こういう決定が出てゐる。すなわち、執行吏のビケを――その場合、十三人のビケを排除する、あるいはこれを封殺する、そういう行為及び警察官の出動を要請したる示威もしくは平和的な説得を行なうことは当然許されてゐるものであるから、右執行吏がこれを許されないものと解釈したことは誤りである、こういうふうに明確に判決が出てゐる。あなたはこの判決に同意されますか。どうですか。あなたの先ほどの答弁によれば、十三名のビケ隊を封殺したといふことは決して誤りでなかつた、こういう答弁なんです。福岡地裁は明らかに執行吏のこれは行き過ぎであると同じに、そういう判決を出してゐる。これに対してどう考えられますか。まず国家公安委員長の答弁、その次に労働大臣の答弁を伺いたい。

○石原国務大臣 先般出されました判決といふますか、あるいは決定といふますか、それはまさしく裁判所の判決、決定でありまして、一応正しいものと思ひますが、しかし会社は抗告もしておりますのでございまして、問題はまだあると思ひます。しかし、警察の行動は、先ほどから申し上げましたように、執達吏の要請もありました。したがひ申し上げましたように、三月二十八日、二十九日、あゝいう事件の直後でもありますし、あゝあたりの地帯の全体の情勢から総合判断すれば、まさにいろいろの事態が起るんじゃないかといふので、警察官職務執行法に基づいてあれだけの措置をとつたのであります。私はこれは間違つておるものとは考へておりません。

○赤松委員 この決定は、さらに深く読んでみますと、いわば執行吏の解釈の誤りもさることながら、その誤つた解釈に導かれて出動した警察官自身に対する批判の意味も含まれております。客観的にいへば、この判決で説得の機会を与えなくともよいものだが、こういうふうに解釈したことには誤りである。言葉をかえていへば、十三名のビケ隊に当然説得の機会を与えるべきであつた、こういうことなんですか。あなたは権力をもつて十三名の正當な、憲法によつて保障されておるところの説得権を封殺して、それでもって正しいとおっしゃいますか。労働大臣はいかがですか。

○松野国務大臣 正當な労働者の権利を圧迫するようなことは私はいけなしいと思ひます。ただ、ただいまお読みになられましたのは、執行吏の執行に関する判例だと私は存じますので、これ

は労働大臣の関与するところじゃございせん。しかし私は一般的話しかできませんが、この判例文は労働大臣に対する問題じゃないと思ひます。これは執行吏のその執行の問題でありま

日であらためて、あなたがその資料を入手して本委員会において責任ある答弁をしてもらへばいい。ただ私はこの判決に対して労働大臣としての見解を伺つておる。再度御答弁願ひたい。

して執行吏の解釈の誤りからこういう結果が出たんだと正直におつしやるならば、それならそれで、われわれの方も一応納得する。ところがあなたの答弁はそうじゃないんだ。実にふてぶてしい。執行吏が何と判断しよう、どのように解釈しよう、あの場合私ども警察権力を発動することが妥当であつたと思ふ、正しかつたと思ふ、こ

それから三月二十八日事件のあとであるという諸般の状況からの総合判断をしてあのときやつたのであつて、これは私は間違つていないと今日でも思つております。しかし警察としてああいふ場合にいろいろ判断するには、もちろん慎重の上にも慎重を期さなければならぬと思ひますが、四月十八日のこ

○松野国務大臣 労働争議に関して警察権の介入ということは好ましくない、私は心からそう思つております。同時にやはり、労働争議でありま

○赤松委員 執行吏の問題であるが、その執行吏の誤つた行為と解釈は、すなわち憲法二十八条によつて保障されておるところの労働者の説得権といふものをじゅうりんした。つまり説得をすることが何故違法だというように解釈したことは誤りであつた。当然説得の自由があるのであるから、この十三名の者に説得の時間を、機会を与えなければならなかつたんだ、こ

○松野国務大臣 ビケに対する解釈は、すでに労働省として、私としてもたびたび申し上げております。従つて、この判例がそのような判例であることは、私はこの判例文においては異議はございせん。ただこれがその執行吏に対しての問題であるといふことだけを私は申し上げておるので、私は何も責任を回避してゐるんじゃない。

○赤松委員 さらに質問したいのでありますけれども、先ほど自民党と民社党との間で協約を結びました。大体四十分というところになっておりますので、私は良識を持っておりま

○赤松委員 さらには質問したいのでありますけれども、先ほど自民党と民社党との間で協約を結びました。大体四十分というところになっておりますので、私は良識を持っておりま

○松野国務大臣 労働争議に関して警察権の介入ということは好ましくない、私は心からそう思つております。同時にやはり、労働争議でありま

○赤松委員 執行吏の問題であるが、その執行吏の誤つた行為と解釈は、すなわち憲法二十八条によつて保障されておるところの労働者の説得権といふものをじゅうりんした。つまり説得をすることが何故違法だというように解釈したことは誤りであつた。当然説得の自由があるのであるから、この十三名の者に説得の時間を、機会を与えなければならなかつたんだ、こ

○松野国務大臣 ビケに対する解釈は、すでに労働省として、私としてもたびたび申し上げております。従つて、この判例がそのような判例であることは、私はこの判例文においては異議はございせん。ただこれがその執行吏に対しての問題であるといふことだけを私は申し上げておるので、私は何も責任を回避してゐるんじゃない。

○赤松委員 さらに質問したいのでありますけれども、先ほど自民党と民社党との間で協約を結びました。大体四十分というところになっておりますので、私は良識を持っておりま

○赤松委員 さらには質問したいのでありますけれども、先ほど自民党と民社党との間で協約を結びました。大体四十分というところになっておりますので、私は良識を持っておりま

○松野国務大臣 労働争議に関して警察権の介入ということは好ましくない、私は心からそう思つております。同時にやはり、労働争議でありま

○赤松委員 執行吏の問題であるが、その執行吏の誤つた行為と解釈は、すなわち憲法二十八条によつて保障されておるところの労働者の説得権といふものをじゅうりんした。つまり説得をすることが何故違法だというように解釈したことは誤りであつた。当然説得の自由があるのであるから、この十三名の者に説得の時間を、機会を与えなければならなかつたんだ、こ

○松野国務大臣 ビケに対する解釈は、すでに労働省として、私としてもたびたび申し上げております。従つて、この判例がそのような判例であることは、私はこの判例文においては異議はございせん。ただこれがその執行吏に対しての問題であるといふことだけを私は申し上げておるので、私は何も責任を回避してゐるんじゃない。

○赤松委員 さらに質問したいのでありますけれども、先ほど自民党と民社党との間で協約を結びました。大体四十分というところになっておりますので、私は良識を持っておりま

○赤松委員 さらには質問したいのでありますけれども、先ほど自民党と民社党との間で協約を結びました。大体四十分というところになっておりますので、私は良識を持っておりま

○松野国務大臣 労働争議に関して警察権の介入ということは好ましくない、私は心からそう思つております。同時にやはり、労働争議でありま

○赤松委員 執行吏の問題であるが、その執行吏の誤つた行為と解釈は、すなわち憲法二十八条によつて保障されておるところの労働者の説得権といふものをじゅうりんした。つまり説得をすることが何故違法だというように解釈したことは誤りであつた。当然説得の自由があるのであるから、この十三名の者に説得の時間を、機会を与えなければならなかつたんだ、こ

○松野国務大臣 ビケに対する解釈は、すでに労働省として、私としてもたびたび申し上げております。従つて、この判例がそのような判例であることは、私はこの判例文においては異議はございせん。ただこれがその執行吏に対しての問題であるといふことだけを私は申し上げておるので、私は何も責任を回避してゐるんじゃない。

○赤松委員 さらに質問したいのでありますけれども、先ほど自民党と民社党との間で協約を結びました。大体四十分というところになっておりますので、私は良識を持っておりま

○赤松委員 さらには質問したいのでありますけれども、先ほど自民党と民社党との間で協約を結びました。大体四十分というところになっておりますので、私は良識を持っておりま

○松野国務大臣 労働争議に関して警察権の介入ということは好ましくない、私は心からそう思つております。同時にやはり、労働争議でありま

従つて憲法を尊重するという建前から、そういう扱いをすべきではないかと伺つておるのであります。

○松野國務大臣 ただいまの御趣旨のように、基本的にはやはり労働者の権利をまず守るということについて最大の注意を払うべきであるとも考えます。しかしその限界というものもまた考えなければならぬという意味で――立場から申せば、ただいまの田中委員の御趣旨のように、警察権というものはやはりそういう行動というものを常に心がけるべきだと、私は労働争議については考へております。

○田中(幾)委員 本日の段階における執行といひますか、仮処分といひますか、それについて何か公安委員会もしくは労働省の方に報告はありますか。その後の仮処分もしくは執行の段階について……

○松野國務大臣 労働省にはまだ正文が正式には来ておりません。まだ正式に正文というものが届いておりません。

○田中(幾)委員 赤松委員の質問の要点は、結局警察権の発動が当を得ておつたかどうか、もしくは不正ではないかという論議であつたようでありませう。私は今聞いておりまして、やはりこれが十三人のピケ隊であつたかどうかということはもっと調査を願ふなければならぬと思ひますけれども、少なくともこのピケを張つておつた人数に比較して多くの警察官がこれに当たつたということははつきりしておるのであります。そこで今長官からもお話をありますが、これは執行吏の要請によつてやつたのなら、赤松委員のおしやつた通りこれはそう警察の責任を追及す

ることはできないかと思ひます。執行吏の誤つた要請であつても、その要請に基づいてやつたということならば……しかし長官のお話では、警察側から見ても、要請があるにかかわらず、警察官を派遣しなければ事態がさまらぬというふうな判断をしたということになりますと、これは発動のよしあしでなしに、発動をしたということに對する政治的責任が生じてくるのではないかと私は思ふのです。ですからこの場合においては、やはり私も警察官の発動があまり早過ぎたのではないかというふうに考えます。その点はいかがですか。

○石原國務大臣 三月二十八日の事件のときには、警察官の発動が非常におそかつたということで、非常な論議があつたわけでございます。そこで先ほども申し上げましたように、こういう場合の判断は慎重の上にも慎重を期さなければならぬけれども、やはりある場合、あつた全体の雰囲気、あるいはひとり通用門だけでなく、正門なり裏門なり、全体の情勢から考えまして、再びあつたような事態が起きたならば大へんであるとするは考えまして、あれだけの措置をとつたということは、私はこれは今日考へても間違つていなかったと、かように思ひます。

○田中(幾)委員 私はここであらためて仮処分の、裁判所の命令に基づく執行吏の執行、すなわち裁判の執行、これと争議権との限界を明らかにしておかなければならぬと思ふのです。先ほどの場合における赤松君の読み上げたあれはおそらく執行吏の執行方法に對する疑義があるのであつて、裁判所の下した仮処分そのものに對する異議の判

決できないと私は理解いたしました。執行吏の執行、その方法がつまりまづいというのであつた異議があつたので、その通りです。ピケの権利を認めておるのですから、その範囲でやつておることに對して、執達吏がそれを認めなかつたのですから、明らかにこれは執行方法を誤つたということになります。

しかし執行吏が裁判の仮処分あるいは仮執行の宣言に基づいてやる執行の場合には、あの限度においては、執行吏にまかしておけばいいのです。執行吏は裁判所の命令によつて執行するのです。執行吏も裁判所の執行機関ですから、その執行機関がやることについて、ある程度まかせればいいと思ふ。私も弁護士ですから、強制執行はしばしばやつております。たとえば家屋の明け渡しの執行命令をもちつたときに執行しますけれども、その執行は、いつときに第一回の執行によつて明け渡しはいたしません。必ず二回、三回という段階を踏んで執行吏は執行していくのです。ですから、この場合でも、執行吏がよく心得ておるならば、一挙にあれを執行する必要はないのであつて、次に第二回目をやる、第二回目も工合が悪いと思へば、第三回目にする。こういうのですから、そういう執行吏の職務の執行の際には、警察官はまずこれを保護するつもりで見守ればよいわけなんです。それをあわてて第一回の執行に飛び出していったというところにこの問題があるわけなんです。反對に、執行吏が執行をして、そして手を尽くして一回も二回もやつて、なおかつこれが妨害を受ける、ピケの権利の限界を越えた実力妨害とい

う段階に來たときに、初めて執達吏は警察官の応援を求めるのです。ですから、私はその段階でいいと思ふのです。私は決して警察権の発動というところのもの悪いとは思いません。この場合においては、この警察権の発動をした時期と申しますか、警察権の発動の取り扱いと申しますか、そこにその問題があつたので、警察官が活動するの、別に何も悪いことはしない。時期を誤つたのがこの問題の焦点だと私は思ふ。執行吏の責任がこの問題の大きい焦点ですから、これはここで申し上げても何です、これはこの間も法務委員会だ、いふん最高裁判所の事務局長を呼んで聞いておりますから、執行吏の執行の当、不当については、私はここでは責任者が来ておりませんから伺ひませんけれども、どう見てもこの警察権の発動については、どうも長官の黒星のように考えられてならない。長官はやはりもうそれを言い張らずに、時期については多少の責任を感じていいんじゃないですか。

○石原國務大臣 私も先般三池の状況をつぶさに見まして、しかも四月十八日のころのことでありませう。あのとき警察官があつた出動の態勢をとりましたことは間違つていない、かように思ひます。

○田中(幾)委員 もうこれ以上申しませんが、これはたくさん聞いておりますから、その判断は各位におまかせをいたすことにいたしますが、ここでもう一度私はこの裁判所の仮処分に基づく執行吏の行為と、それからスト権の限界を明らかにしておかないと、ここで、刑事局長は来ていませんから、警察庁長官にちよつとお考えを伺つてお

きますが、執行吏が仮処分を受けて執行をする段階、ただいまの第一回にはピケで説得の機会を与える、それもやつた、あるいは二度目にやつたら、なおそれもあつたら、それもやつた。しかし人数がだんだん多くなつてきて、もはや説得の段階ではないというところへきたときには、これはすでに労働者の方もスト権の限界を越えていくのじゃないか、こう私は考へる。これは労働大臣でもあなたでもよろしいが……

○柏村政府委員 執行吏が仮処分の執行に当たりまして、平和的説得の限界において、ピケに説得をする機会を与え、しかしながらどうしてもこの執行をしなければならぬということ、これが実力によつて妨げられるということに相なりますれば、これは当然スト権の限界を越えたことになると思ひ考へております。

○田中(幾)委員 私はこの三池の争議は、すでに争議の形態をはずれて、これは二つの段階に入つておると思ひます。一つは、今の正道を争議の形を離れていつて、そして実力と実力の衝突、それに第二組合が介入して、非常に複雑な少し型の違つた労働争議の態勢になつてきておると思ふのです。それからもう一つの段階は、争議の余波といひますか、あふりを受けて、家族ないし住宅街におけるところの治安もしくは人権というものが非常に危殆に瀕しておるという、この二つの状態でありませう。

前の争議の状態については、これは警察権の介入はたやすく発動すべきではないと思ひますけれども、あとの方

の段階につきましては、これはよほど重大な段階であると思ふ。この間、石原長官も御視察になったと思ふが、実はあなたのようない人が行く、そういう背後のすみずみまで知らんにならなかつたのじゃないかと思ふのですけれども、そのときのあなたの視察の状況もしくは感想を、大ざっぱでよろしいから、一つお聞かせ願ひたい。

○石原国務大臣 田中委員も現地を見られたのでありますから、くどくどは申し上げませんが、非常な広範囲にわたつて住宅街が点在しておるわけでございます。しかも各集団住宅街の入口のところには警察の方でも検問所のようなものを設けておりますが、第一組合の方においても見張所といひますか、そういうものを設けております。かりにそういうものがなくても、いわゆるち巻をした多数の男、女がその辺にたむろしておる、こういうふうな状況であります。大体私は福岡県側、熊本県側、両方の住宅街を見て回りました。私がおりましたときに、別にあれこれという事態は起こっておりませんでしたけれども、一、二カ所、やはりデモ隊のようなものは動いておりました。これはやはりなかなかの事態である、普通の人は容易なことではないう、住宅街の治安確保といふことについて、これはもう一般治安維持の問題でありますから、警察としては全力をあげて治安の確保に当たり、あるいは暴行、不法行為等がありましたものは、即時これを摘発してやつていか

なければならぬ。ことにまだ相当の疎開者が帰つておりません。それから四月十八日の事件以後はまた若干再疎開をしておるといふような事態がありまして、両県の警察当局にも指示をいたしまして、住宅街の治安確保については特別の、むしろ特科班組織くらいを作つて、もつと警備力を増して、しかもただ集団パトロールというようにただでなしに、常時各住宅街に目の届くような態勢にしておかなければいけない、こういうふうに表示したものであります。大体私の感想はそういうところであります。

○田中(幾)委員 私も見参りました。もうこの住宅街においては、労働争議でない、もうそれを越えて人間と人間との闘争のようなものができ上つておる。たとえて申しますならば、炭住街へ参りますと、いわゆる新組合、第二組合といふものの人数が少なくて、あそここの住宅街は共同浴場です。そこへ行くと、新組合の主婦がふろへ入つておるところへきて水をぶつかけたら、あるいは着物を隠したりというふうなことで、もうこれは個人的な人権のじゅうりんです。それからあそこは掃除に主婦が毎朝出勤しておりますけれども、それもまた掃除の仕方が悪いからといふので、住宅街の連中がみんな主婦一人をつるし上げる。それから山にこもつた主人公が仕事を終えて帰ってくるけれども、住宅街に帰れない。百人からの組合員が寮に閉じ込められてたき出しをしておる。それからその住宅街に居住するに耐えない連中は、いわゆる疎開と称しまして家財道具を持ち出して料亭のような広いところを借りて、そこで

共同生活をしておる、こういう状態でありますから、私はこの委員会にも人権擁護局からお願いしようと思つておいたのですけれども、こういう点は、これはもう争議を離れて人権じゅうりんの問題だ、あわせて治安の問題もありまして、これは法務省の方からどなたか行つて、実際に御調査でもなさつたのですか。それをちよつと。

○川井説明員 三月二十九日の四山鉱の事件が起きた直後に、私とそれから最高検察庁の公安部長検事が直ちに現場へ参りまして、状況をたづねて視察をしまして、かつ現地の警察庁に対してその後の処置について連絡をいたして参りました。

○田中(幾)委員 そんなただ通り一べんの調査でなしに、もう少ししばらくあそこ滞在でもしてもらつて、よく調査していただきたい。これは大きな人権の問題であります。これは私第二組合の方だけを言うのじゃない。これはあるいは旧組合に対して新組合の方でもあるかもしれせん。これは争議を離れて問題ですから、これは人間的な問題です。私はなぜそう言うかと申しますと、やはり労働争議はルールがなくてはならぬです。ルールをはずれた争議といふものは私はどうもいけないと思ふ。ですからこれは新組合といふ旧組合といわず、やはり警察も会社も一つのルールの上に立つて争つていかないといけません。

もう一つ、これに関連して私の申し上げておきたいことは、これは第一組合の方ですけれども、道路を占拠して道路に、あるいはビケの延長かもしれ

ませんけれども、このごろでは公道にバラックのようなものを建てて、それがだんだん広がつてきたようです。これは交通上の問題があるし、町の治安の上からいっても、私はよくないと思ふのですが、公安委員長これを知らんになつてきましたか。

○石原国務大臣 公道の中に小屋があつたといふような、ちよつと私は記憶にはございせんが、公道にいろいろのビケッティングのさくが出てるのか、いろいろのことがございまして、そういう点については、警察としても警告をいたしまして、問題によつては、あるいは道路交通取締法に關係して措置をとる、こういうことをやっておりますが、広い範囲にわたつていろいろ多数のことではございまして、違反をそれぞれ全部摘発するといふことはできませんけれども、不当な行為に對しましては警告をし、それぞの措置をとるように、これまで強く注意を與えて参りました。

○田中(幾)委員 これはやはり先ほど申し上げましたように、一方に偏することなく、やる方もルールを守らなければならぬが、取り締まる方も公平にやつてもらわなければ、やはりそこから不平なり不満が爆発するのですから、これは十分御注意を願ひたいと思ひます。

それから最後にもう一つ申し上げておきたいことは、今の疎開の問題ですけれども、これは長くこの問題が続きますと、衛生の問題が必ず起こつて参ります。私も参つたところでは、疎開者は一つの部屋にみんなごろ寝しておる。ですからこれは雨期に入つて、入梅の時期に入りますと、衛生上

重大な問題が起つてくると思ひます。その点も一つ公安委員長の方から十分御注意願ひたいと思ひます。

○永山委員長 大坪保雄君。警察権行使の限界といふものはなかなかむずかしいと思ひます。なかなか警察当局にも御苦心の存するものがあるかと考えます。もちろん労働大臣のお話のごとき、争議自体に警察が介入するといふことはこれは誠に慎まなければならぬ。特に一方に偏して警察が関与するといふときは許すべからざることでございまして、しかしながらその本来労働者の権利として認められておると了解すべき線を逸脱して行く行為に對しては、やはり警察は本来の立場から自主的に職としてその立場を明らかにしなければならぬ。そうでなければ一般国民大衆の生活は場合によつては守られないこともあるし、そういう点からして国民が警察に對する不信を持つ。警察に對して国民が不信を持つようになりますと、それこそいわゆるあばれ者が勝つといふことになつて、社会の治安が保てないことになるわけではございまして、よく憲法二十八条に規定しております労働者の基本権といふものについて論議がございしますが、往々にして憲法二十八条が労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障しておるといふことは、もう絶対優位の唯我独尊的な権利であるが、ことき主張をする者があります。しかしこれはもちろん間違ひであつて、労働者のために許され認められておる労働基本権といふようなもの、これはもちろん憲法の他の条項が明らかに示し

また、労働争議に關連して警察権行使の限界といふものはなかなかむずかしいと思ひます。なかなか警察当局にも御苦心の存するものがあるかと考えます。もちろん労働大臣のお話のごとき、争議自体に警察が介入するといふことはこれは誠に慎まなければならぬ。特に一方に偏して警察が関与するといふときは許すべからざることでございまして、しかしながらその本来労働者の権利として認められておると了解すべき線を逸脱して行く行為に對しては、やはり警察は本来の立場から自主的に職としてその立場を明らかにしなければならぬ。そうでなければ一般国民大衆の生活は場合によつては守られないこともあるし、そういう点からして国民が警察に對する不信を持つ。警察に對して国民が不信を持つようになりますと、それこそいわゆるあばれ者が勝つといふことになつて、社会の治安が保てないことになるわけではございまして、よく憲法二十八条に規定しております労働者の基本権といふものについて論議がございしますが、往々にして憲法二十八条が労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障しておるといふことは、もう絶対優位の唯我独尊的な権利であるが、ことき主張をする者があります。しかしこれはもちろん間違ひであつて、労働者のために許され認められておる労働基本権といふようなもの、これはもちろん憲法の他の条項が明らかに示し

また、労働争議に關連して警察権行使の限界といふものはなかなかむずかしいと思ひます。なかなか警察当局にも御苦心の存するものがあるかと考えます。もちろん労働大臣のお話のごとき、争議自体に警察が介入するといふことはこれは誠に慎まなければならぬ。特に一方に偏して警察が関与するといふときは許すべからざることでございまして、しかしながらその本来労働者の権利として認められておると了解すべき線を逸脱して行く行為に對しては、やはり警察は本来の立場から自主的に職としてその立場を明らかにしなければならぬ。そうでなければ一般国民大衆の生活は場合によつては守られないこともあるし、そういう点からして国民が警察に對する不信を持つ。警察に對して国民が不信を持つようになりますと、それこそいわゆるあばれ者が勝つといふことになつて、社会の治安が保てないことになるわけではございまして、よく憲法二十八条に規定しております労働者の基本権といふものについて論議がございしますが、往々にして憲法二十八条が労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障しておるといふことは、もう絶対優位の唯我独尊的な権利であるが、ことき主張をする者があります。しかしこれはもちろん間違ひであつて、労働者のために許され認められておる労働基本権といふようなもの、これはもちろん憲法の他の条項が明らかに示し

また、労働争議に關連して警察権行使の限界といふものはなかなかむずかしいと思ひます。なかなか警察当局にも御苦心の存するものがあるかと考えます。もちろん労働大臣のお話のごとき、争議自体に警察が介入するといふことはこれは誠に慎まなければならぬ。特に一方に偏して警察が関与するといふときは許すべからざることでございまして、しかしながらその本来労働者の権利として認められておると了解すべき線を逸脱して行く行為に對しては、やはり警察は本来の立場から自主的に職としてその立場を明らかにしなければならぬ。そうでなければ一般国民大衆の生活は場合によつては守られないこともあるし、そういう点からして国民が警察に對する不信を持つ。警察に對して国民が不信を持つようになりますと、それこそいわゆるあばれ者が勝つといふことになつて、社会の治安が保てないことになるわけではございまして、よく憲法二十八条に規定しております労働者の基本権といふものについて論議がございしますが、往々にして憲法二十八条が労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障しておるといふことは、もう絶対優位の唯我独尊的な権利であるが、ことき主張をする者があります。しかしこれはもちろん間違ひであつて、労働者のために許され認められておる労働基本権といふようなもの、これはもちろん憲法の他の条項が明らかに示し

また、労働争議に關連して警察権行使の限界といふものはなかなかむずかしいと思ひます。なかなか警察当局にも御苦心の存するものがあるかと考えます。もちろん労働大臣のお話のごとき、争議自体に警察が介入するといふことはこれは誠に慎まなければならぬ。特に一方に偏して警察が関与するといふときは許すべからざることでございまして、しかしながらその本来労働者の権利として認められておると了解すべき線を逸脱して行く行為に對しては、やはり警察は本来の立場から自主的に職としてその立場を明らかにしなければならぬ。そうでなければ一般国民大衆の生活は場合によつては守られないこともあるし、そういう点からして国民が警察に對する不信を持つ。警察に對して国民が不信を持つようになりますと、それこそいわゆるあばれ者が勝つといふことになつて、社会の治安が保てないことになるわけではございまして、よく憲法二十八条に規定しております労働者の基本権といふものについて論議がございしますが、往々にして憲法二十八条が労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障しておるといふことは、もう絶対優位の唯我独尊的な権利であるが、ことき主張をする者があります。しかしこれはもちろん間違ひであつて、労働者のために許され認められておる労働基本権といふようなもの、これはもちろん憲法の他の条項が明らかに示し

また、労働争議に關連して警察権行使の限界といふものはなかなかむずかしいと思ひます。なかなか警察当局にも御苦心の存するものがあるかと考えます。もちろん労働大臣のお話のごとき、争議自体に警察が介入するといふことはこれは誠に慎まなければならぬ。特に一方に偏して警察が関与するといふときは許すべからざることでございまして、しかしながらその本来労働者の権利として認められておると了解すべき線を逸脱して行く行為に對しては、やはり警察は本来の立場から自主的に職としてその立場を明らかにしなければならぬ。そうでなければ一般国民大衆の生活は場合によつては守られないこともあるし、そういう点からして国民が警察に對する不信を持つ。警察に對して国民が不信を持つようになりますと、それこそいわゆるあばれ者が勝つといふことになつて、社会の治安が保てないことになるわけではございまして、よく憲法二十八条に規定しております労働者の基本権といふものについて論議がございしますが、往々にして憲法二十八条が労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障しておるといふことは、もう絶対優位の唯我独尊的な権利であるが、ことき主張をする者があります。しかしこれはもちろん間違ひであつて、労働者のために許され認められておる労働基本権といふようなもの、これはもちろん憲法の他の条項が明らかに示し

また、労働争議に關連して警察権行使の限界といふものはなかなかむずかしいと思ひます。なかなか警察当局にも御苦心の存するものがあるかと考えます。もちろん労働大臣のお話のごとき、争議自体に警察が介入するといふことはこれは誠に慎まなければならぬ。特に一方に偏して警察が関与するといふときは許すべからざることでございまして、しかしながらその本来労働者の権利として認められておると了解すべき線を逸脱して行く行為に對しては、やはり警察は本来の立場から自主的に職としてその立場を明らかにしなければならぬ。そうでなければ一般国民大衆の生活は場合によつては守られないこともあるし、そういう点からして国民が警察に對する不信を持つ。警察に對して国民が不信を持つようになりますと、それこそいわゆるあばれ者が勝つといふことになつて、社会の治安が保てないことになるわけではございまして、よく憲法二十八条に規定しております労働者の基本権といふものについて論議がございしますが、往々にして憲法二十八条が労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障しておるといふことは、もう絶対優位の唯我独尊的な権利であるが、ことき主張をする者があります。しかしこれはもちろん間違ひであつて、労働者のために許され認められておる労働基本権といふようなもの、これはもちろん憲法の他の条項が明らかに示し

また、労働争議に關連して警察権行使の限界といふものはなかなかむずかしいと思ひます。なかなか警察当局にも御苦心の存するものがあるかと考えます。もちろん労働大臣のお話のごとき、争議自体に警察が介入するといふことはこれは誠に慎まなければならぬ。特に一方に偏して警察が関与するといふときは許すべからざることでございまして、しかしながらその本来労働者の権利として認められておると了解すべき線を逸脱して行く行為に對しては、やはり警察は本来の立場から自主的に職としてその立場を明らかにしなければならぬ。そうでなければ一般国民大衆の生活は場合によつては守られないこともあるし、そういう点からして国民が警察に對する不信を持つ。警察に對して国民が不信を持つようになりますと、それこそいわゆるあばれ者が勝つといふことになつて、社会の治安が保てないことになるわけではございまして、よく憲法二十八条に規定しております労働者の基本権といふものについて論議がございしますが、往々にして憲法二十八条が労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障しておるといふことは、もう絶対優位の唯我独尊的な権利であるが、ことき主張をする者があります。しかしこれはもちろん間違ひであつて、労働者のために許され認められておる労働基本権といふようなもの、これはもちろん憲法の他の条項が明らかに示し

また、労働争議に關連して警察権行使の限界といふものはなかなかむずかしいと思ひます。なかなか警察当局にも御苦心の存するものがあるかと考えます。もちろん労働大臣のお話のごとき、争議自体に警察が介入するといふことはこれは誠に慎まなければならぬ。特に一方に偏して警察が関与するといふときは許すべからざることでございまして、しかしながらその本来労働者の権利として認められておると了解すべき線を逸脱して行く行為に對しては、やはり警察は本来の立場から自主的に職としてその立場を明らかにしなければならぬ。そうでなければ一般国民大衆の生活は場合によつては守られないこともあるし、そういう点からして国民が警察に對する不信を持つ。警察に對して国民が不信を持つようになりますと、それこそいわゆるあばれ者が勝つといふことになつて、社会の治安が保てないことになるわけではございまして、よく憲法二十八条に規定しております労働者の基本権といふものについて論議がございしますが、往々にして憲法二十八条が労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障しておるといふことは、もう絶対優位の唯我独尊的な権利であるが、ことき主張をする者があります。しかしこれはもちろん間違ひであつて、労働者のために許され認められておる労働基本権といふようなもの、これはもちろん憲法の他の条項が明らかに示し

また、労働争議に關連して警察権行使の限界といふものはなかなかむずかしいと思ひます。なかなか警察当局にも御苦心の存するものがあるかと考えます。もちろん労働大臣のお話のごとき、争議自体に警察が介入するといふことはこれは誠に慎まなければならぬ。特に一方に偏して警察が関与するといふときは許すべからざることでございまして、しかしながらその本来労働者の権利として認められておると了解すべき線を逸脱して行く行為に對しては、やはり警察は本来の立場から自主的に職としてその立場を明らかにしなければならぬ。そうでなければ一般国民大衆の生活は場合によつては守られないこともあるし、そういう点からして国民が警察に對する不信を持つ。警察に對して国民が不信を持つようになりますと、それこそいわゆるあばれ者が勝つといふことになつて、社会の治安が保てないことになるわけではございまして、よく憲法二十八条に規定しております労働者の基本権といふものについて論議がございしますが、往々にして憲法二十八条が労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障しておるといふことは、もう絶対優位の唯我独尊的な権利であるが、ことき主張をする者があります。しかしこれはもちろん間違ひであつて、労働者のために許され認められておる労働基本権といふようなもの、これはもちろん憲法の他の条項が明らかに示し

また、労働争議に關連して警察権行使の限界といふものはなかなかむずかしいと思ひます。なかなか警察当局にも御苦心の存するものがあるかと考えます。もちろん労働大臣のお話のごとき、争議自体に警察が介入するといふことはこれは誠に慎まなければならぬ。特に一方に偏して警察が関与するといふときは許すべからざることでございまして、しかしながらその本来労働者の権利として認められておると了解すべき線を逸脱して行く行為に對しては、やはり警察は本来の立場から自主的に職としてその立場を明らかにしなければならぬ。そうでなければ一般国民大衆の生活は場合によつては守られないこともあるし、そういう点からして国民が警察に對する不信を持つ。警察に對して国民が不信を持つようになりますと、それこそいわゆるあばれ者が勝つといふことになつて、社会の治安が保てないことになるわけではございまして、よく憲法二十八条に規定しております労働者の基本権といふものについて論議がございしますが、往々にして憲法二十八条が労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障しておるといふことは、もう絶対優位の唯我独尊的な権利であるが、ことき主張をする者があります。しかしこれはもちろん間違ひであつて、労働者のために許され認められておる労働基本権といふようなもの、これはもちろん憲法の他の条項が明らかに示し

また、労働争議に關連して警察権行使の限界といふものはなかなかむずかしいと思ひます。なかなか警察当局にも御苦心の存するものがあるかと考えます。もちろん労働大臣のお話のごとき、争議自体に警察が介入するといふことはこれは誠に慎まなければならぬ。特に一方に偏して警察が関与するといふときは許すべからざることでございまして、しかしながらその本来労働者の権利として認められておると了解すべき線を逸脱して行く行為に對しては、やはり警察は本来の立場から自主的に職としてその立場を明らかにしなければならぬ。そうでなければ一般国民大衆の生活は場合によつては守られないこともあるし、そういう点からして国民が警察に對する不信を持つ。警察に對して国民が不信を持つようになりますと、それこそいわゆるあばれ者が勝つといふことになつて、社会の治安が保てないことになるわけではございまして、よく憲法二十八条に規定しております労働者の基本権といふものについて論議がございしますが、往々にして憲法二十八条が労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障しておるといふことは、もう絶対優位の唯我独尊的な権利であるが、ことき主張をする者があります。しかしこれはもちろん間違ひであつて、労働者のために許され認められておる労働基本権といふようなもの、これはもちろん憲法の他の条項が明らかに示し

また、労働争議に關連して警察権行使の限界といふものはなかなかむずかしいと思ひます。なかなか警察当局にも御苦心の存するものがあるかと考えます。もちろん労働大臣のお話のごとき、争議自体に警察が介入するといふことはこれは誠に慎まなければならぬ。特に一方に偏して警察が関与するといふときは許すべからざることでございまして、しかしながらその本来労働者の権利として認められておると了解すべき線を逸脱して行く行為に對しては、やはり警察は本来の立場から自主的に職としてその立場を明らかにしなければならぬ。そうでなければ一般国民大衆の生活は場合によつては守られないこともあるし、そういう点からして国民が警察に對する不信を持つ。警察に對して国民が不信を持つようになりますと、それこそいわゆるあばれ者が勝つといふことになつて、社会の治安が保てないことになるわけではございまして、よく憲法二十八条に規定しております労働者の基本権といふものについて論議がございしますが、往々にして憲法二十八条が労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障しておるといふことは、もう絶対優位の唯我独尊的な権利であるが、ことき主張をする者があります。しかしこれはもちろん間違ひであつて、労働者のために許され認められておる労働基本権といふようなもの、これはもちろん憲法の他の条項が明らかに示し

また、労働争議に關連して警察権行使の限界といふものはなかなかむずかしいと思ひます。なかなか警察当局にも御苦心の存するものがあるかと考えます。もちろん労働大臣のお話のごとき、争議自体に警察が介入するといふことはこれは誠に慎まなければならぬ。特に一方に偏して警察が関与するといふときは許すべからざることでございまして、しかしながらその本来労働者の権利として認められておると了解すべき線を逸脱して行く行為に對しては、やはり警察は本来の立場から自主的に職としてその立場を明らかにしなければならぬ。そうでなければ一般国民大衆の生活は場合によつては守られないこともあるし、そういう点からして国民が警察に對する不信を持つ。警察に對して国民が不信を持つようになりますと、それこそいわゆるあばれ者が勝つといふことになつて、社会の治安が保てないことになるわけではございまして、よく憲法二十八条に規定しております労働者の基本権といふものについて論議がございしますが、往々にして憲法二十八条が労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障しておるといふことは、もう絶対優位の唯我独尊的な権利であるが、ことき主張をする者があります。しかしこれはもちろん間違ひであつて、労働者のために許され認められておる労働基本権といふようなもの、これはもちろん憲法の他の条項が明らかに示し

れども、全然関係のない、事情の知らない一般の市民、善良なる国民があの太宰田市内に入れば、戒厳令がしかれておるのではないかと思わせるほどの実情である。これは石原大臣もおいでになってみずからごらんになったと思うのです。ただいま道路の占拠の話もございましたけれども、道路上に、それは国道もあり、県道もあり市道もあるようである。その上にビケや検問所のためのテントをたくさん張ったり、いわゆる納屋をこしらえて、たくさんの人々がはち巻をしてたむろしておる、また中には立つておる、いわゆる検問所というものがある。これは民間の検問所です。そしてあそこには、たとえば構内に入るとか社宅街に入るとかいいう者を推問しておる。中には追尾というおる。こういうことがいわゆる民衆の警察みたいなものでやられていものであるかどうか。それに対抗するため、に、現地の治安を守るためとして警察官がまた警棒を持って立ち並んでいるという状態です。警察官が立つてやっているということは民衆、市民に対する安心感がある程度与えておりましようけれども、それは少し雨でも降ったとき、夕方の薄暗がりときには実に陰惨なる感じがするんですよ。これは私は無警察、無法状態だと思うのです。これはいつまでも放置すべきことではないと私は思う。ただそれがどうして行なえないか、どうしてその治安が確保されないかという点なんです。ただいま田中委員の御質問に対して石原大臣御答弁になりましたが、現地のものにも注意をしておいたという程度の御答弁のようであります、道路上にああいいう小屋がけをして、そして白は

し、できるだけ現行犯検査、かりに現行犯検査ができない場合におきましても、十分な採証行為を行なつてできるだけすみやかに検査をするというような方向で、無法は許すべからずということで警察をあげて努めさせておるような状況でございます。事態というのが非常に深刻な要因を持つてあつた事態に相なつておりますので、なかなか一朝一夕に炭住街の治安の確保とあることも行なうことは非常に困難であらうと思うのでありますけれども、先ほど来申し上げましたように、これは警察本来のせひとも遂行して参らなければならぬ責任でございますので、警察をあげて治安確保に努力をいたさしておる次第でございます。

○大坪委員　私はとりあえず道路上の工作物等にたむろする、及び検問所を設けてやっているという点についてお伺いしたい。炭住街の治安の問題については続いてお伺いしたいと思いますが、道路の問題はどうなんです。私も今まで放置されて、三月二十七、八日以後今日まで放置されておつたものを、この五月十一日の現段階において違法があれば直ちに全部撤去しろとは申しません。それはなかなか客観情勢によつて警察もやりにくいことがあらうと思うから、しかしこれは説得するのには説得するといふようなことを明らかにして、違法なものには正さなければいかぬじゃありませんか。それで道路の問題はどうなんです。いかなる法律に違反し、どういう措置を講ずべきものであるか、現状が正しいものであるか、正しくないものであるか。違法であるものならば、これはどういう法律に照らしてどう措置すべきである

117

ら、それは警察が苦心されているであらうことは想像いたしますが、決意、覚悟のほどを伺いたい。

○相村政府委員 警察としても引き続き強力に警告をいたして、そういう不当な、違法なことのしないような事態の実現に努めたいと考えております。

○大坪委員 それでは先刻長官の御答弁になりましたところの、住宅街の治安の問題であります、住宅街の治安を維持することに極力努力している、こう仰せられた。私はある程度何かやっておいてなるだろうということには想像いたしますが、住宅街に違法状態がずいぶん繰り返されて続いているんです。それを正そうと警察が本気になってやっておられるように感じられない。なぜかといえは疎開者があるのです。住めないからたたくさんの疎開者が出てくるのです。この疎開者がまだ帰れない状態じゃありませんか。私は疎開者に現実と面接して、その気持を聞いてみた。不安で帰れないと言ふ。これは非常に多いんですよ。この問題は先刻田中委員もいろいろお話になりましたから、私もどういことは申しませんが、たとえばこの間——これは最近の事例だが、犬をつないでなかったといって、犬をつなげというデモをしかけてくる。ある人は、ちよつと家の中で子供とふざけて手をたたいたら、たまたまそこを第一組合のだからか通りかかっていて、手をたたくとは何事だ、侮辱したと言つてデモをかける。こういう事態が今日なお行なわれておる。そういうことであの住宅街には、平等な神経の持主では住めないのです。たとえば炭住街では、新組合員が六十五人おるそうですが、そのうち六十四人まで疎開している。ただ一人残っている。これはどうしたわけかと聞いたら、彼は剣道の先生だそうなんです。これでは何何でもやりはしないだろうということで残つておる。家族はどういう心理状態か知りませんがね。こういう状態が現にある。疎開者があつて、それが帰れないという実情です。なお新しく疎開もしなければならぬじゃないかと仰つておる者もある。これは先刻石原大臣も言つておられた。これではどうい治安が確保されている状態だとは言えないじゃありませんか。こういう状態を治安が確保されている状態とお考えになつて、努力いたしておられますと言ふならば、私も警察にはたよれないという気がいたしますよ。だから私は警察の力が足らぬのじゃないかと思う。ほんとうに炭住街の治安を維持するためには、少なくとも疎開者をもとの炭住街に帰つてくるという気持になるまでは治安を確保しなければいかぬと思ひます。

社会党の諸君が非常にヤジつておられますけれども、私は第二組合員がどうこうしたとかいふことを言つておるのではない。その家族がやられておるといふことを言つておる。いかに社会党の諸君といえども、こういう状態が正常な平安な国民生活の状態とはお考えにならぬと私は思う。この点に一つ御決意を伺いたい。

○相村政府委員 確かにお述べになりましたように、現在において治安が非常に乱れておるといふ実情は私もよく承知いたしております。また警察のやり方というものが十分でなかったといふことも、私は確かに考えられる状態

だと思ひます。しかし先ほど申し上げましたように、この大坪田におきます事態というものは、そのよつてきたるところは非常に深刻なものであるわけでございます。なかなか計画通りに秩序が保たれるということとは困難な事情もあるであらうと思ひのであります。私ももといたしましては、従いまして、機動隊と申しますか、部隊警らというようなことをできるだけ強化いたしますと同時に、さらにやり方についても検討を加えて、治安の確保のために、先ほど申し上げましたように、まず犯罪の即時摘発ということに重点を指向する。ただ、疎開者が帰つてこない、これも帰つてくるような状況にならなければならぬと思ひます。住宅街のところに、治安の乱れ方についても非常に甲乙があるやうでございます。従いまして、個々に、具体的にそういう状況を把握しまして、先ほど来申し上げておりますやうに、警察として炭住街の治安確保のために十分に力を注いでいくやうに、これは去る二十八、二十九の事件のあと、いろいろこん棒を持ったりして非常に物騒な状況であつたものに対して、まずそうしたこん棒等を警告によつて提出せよということから始めて、警察としても努力いたしておるわけでございますが、確かに御指摘のやうに、決して治安が十分によくなつておると申せないのであります。場所によつてはかえつて悪化しているといふやうなところもあるやうに考へておるわけでございます。この点につきましては、各地域々々具体的に警察として方策を講じて参りたい、こう考へております。

○大坪委員 先ほど同僚の社会党議員の議席から不正常な発言がありまして、疎開をされている者は故意にやつた、謀略的疎開だという発言が私の耳に入つた。平等労働者の味方はわれらなりと言つておる社会党の議員の諸君が——この第二組合員といへども労働者ですよ、その家族ですよ。それが、第一組合と対抗するために謀略的に疎開をやつたなどというところをおくびにも出すといふことは、労働者の味方だなどということを今日この際言うことは不適当だと思ひます。この声をほんとうに第二組合員及びその家族並びに日本全体の労働者が聞いたなら、何と受けるか。私は実に心外にたえない。しかし今柏村長官という決意のほどをお示しになりましたから、今後違法者の検査等もよくやるから、私ももともと日本の警察を信頼し、少なくとも柏村長官を非常に信頼しておるから、一つほんとうに間違ひのない警察になるやうに、今後とも御健闘願ふなければならぬと思ふ。この際あまり多くのことを申し上げる気はございません。もう一、二伺いたいと思ひますが、今度の三池の争議に対しては、多数のオルグ団が入つてきておる。このオルグ団の行動が、私もから見ると、非常に目に余るものがございます。最近、ほんとうは労働争議をしている争議団員よりもオルグ団が、あそここの治安を乱しているのではないかと——私は想像であります。想像されるやうな状態である。それが完全に、様子を見、話を聞いてみます。警察と同じやうな組織を作つていふそうです。軍隊組織です。中隊組織です。そしてなかなか軍隊式行動を

やつておる。休め、足をふけななどという号令をかけるそうです。これは驚き入つたオルグ団の状況です。これらが、この間一時立ち入り禁止の仮処分のできました四山鉄のホッパあたりで、水筒と称して、水入れたと称する青竹の大きなものを持てきておる。水の入つておる水筒だといふから、おそろく警察も持ちなさんというわけにいかぬでしょう。こういうものが非常に治安を乱す状況になつておりますが、このオルグ団が裁判所の出した命令を阻害するいろいろの行動をやつておる。これを警察の力をもつて阻止するといふことになる、おそろく流血の惨を見るやうになるであらうと思ふから、なるべくその事態を避けようと思ひます。これはなるべく避けようと思ひます。流血の惨は避けて、警察も取り締まりをするといふことがいいと思ふけれども、ああいふことも、違法状態をいつまでも放置しておくと、正常状態のごとく誤認されるおそれがある。だから方法等はいろいろございしようが、ある時期にはああいふものを強力に排除しなければならぬ。正常状態に直す、国全体の治安維持のために法の秩序を維持するといふことは、私はやはりやらなければいかぬと思ふのですが、あのホッパ地区等のいわゆる立ち入り禁止の命令の出ているのをあえてこれを侵犯して、裁判所の命令を無視している、法律を無視しているといふ行動に対しては、どういふお考えなんでしょうか。

○柏村政府委員 確かに仮処分におきまして、立ち入り禁止、妨害禁止といふことはいわれておるわけございま

だと言われている。ところが数日前の朝日新聞には、田中寿美子さんという女流評論家が、警察都市という題目の授書をされておつて、まさに大牟田をさしておるように私は読んだのであります。また先ほど赤松委員の質疑に對しまして、公安委員長並びに柏村長官からお答えになりましたように、大牟田には現在九州七県の五千名を上山口県からも動員したところの五千名を上回る警察官がおる。こういう状態になつておるにもかかわらず、あなたも大牟田の治安が乱れて無警察状態にあるということを警察庁長官が自認せられるようなことは、これは私は警察の權威にかけても、あなたたちの言えたる義理ではないと思つてあります。あなた方が、現実で大牟田は無秩序であり、無警察状態であると言ふならば、それでは何のために五千名を上回る警察官を大牟田に配置しておるのか、その理由を明確にしていだきたいと思つております。

○柏村政府委員 大牟田委員からはまさに無警察状態であるという御発言がありました。私は無警察状態ということは申しておりません。しかしながら特に炭住街を中心として、あの一帯に不法事犯が起り、治安が十分に確立していないという実情は確かに看取し得るわけでございますので、できるだけすみやかにそういうことの確保されるように警察官を配置いたしておるわけでございます。ただいま山口県からというお話がございましたが、現在では山口からは応援に参つておりません。

○田中(總)委員 当初山口県からも応援の警官が参つたことを私承知いたしましたので、現在おられなければそれでけっこうだと思つております。しかし先ほど私は大牟田委員との質疑応答を聞いておりましたけれども、大牟田は全く治安が乱れておるという大牟田の発言を柏村長官がほとんど無条件に肯定するやうな態度は、私は大牟田におる多数の警察官——われわれは一日も早く大牟田署の常時治安に当たつておる諸君以外の警察官は大牟田から引き揚げるべきだ、今日の状態においては私はそういう考えを持つておるのであります。けれども、大牟田に出動しておる多数の警察官の名譽のために、あなたはそういうことは言うべきではない。もし大牟田の無警察状態をなにするならば、あなたは現地にへつて大牟田の指揮をとりなさい。これは警察官の諸君の名譽のためにも私は訂正してもらいたいと思つております。

○柏村政府委員 先ほど来申し上げておりますように、大牟田、特に炭住街を中心とした大牟田地域の治安が十分に確保されるために、近県に對して応援を要請して、それが動員されたわけでありまして。

○田中(總)委員 それは柏村長官、少しあなたは、三月末のことでありましてけれども、事実を忘れておられると思つておる。幸い法務省の公安課長も見ておられるということでありまして、それから、私は伺いたいと思つてあります。すが、たしか第二組合ができたのが三月の十八日でありました。十五日の中央委員会からあつた、十七日か十八日であつたと思つて、それから第二組合ができたというのを、会社側が第二組合による生産再開をやるうといふことで仮処分の申請をいたしました。それに対して、福岡の地裁が、いわゆる對立しておる側の労働組合側の意見をも何らしやくすることはなく、あの仮処分の決定を出したことは、公平なべき裁判所当局としては、公平なべきことである。あの仮処分の決定は、後日その執行の過程においても問題が起つて、先ほど赤松委員から指摘したやうな仮処分の執行についての総評弁護団からの異議申し立てを取り上げた決定が出るということになつて参つたと思つて。また四日に三川のホッパに対する仮処分が出ましたけれども、その仮処分においても、おそろく会社側の意図するやうなものを裁判所が受け付けたという点は、当初の仮処分の決定というものがあまりにも申請者側である会社側の主張を認め、不公平な取り扱いであつたといふこととの裁判所側の反省であると私は見て

おるのであります。そういう過程のもとに、三月二十八日、会社側が暴力団を先頭にいたしまして、その背後に第二組合関係の諸君を入れて強制就労しようとしたときに、第一次の紛争が起つたことはその通りであります。そうして第二組合の諸君の若干名が暴力団の手引きでビュを破つて押入へ入つたといふことから、いわゆるこの間の国会で民社党の武藤君から盛んに指摘をした問題が起つたことは、これは事実であります。しかしその当時の警察官の出動というものは私はきわめて少数であつたと思つております。ところが、越えて翌二十九日に、御承知のやうにこの日は会社側も強制就労を敢行しようといふやうな強い気配も出なかつた。ところが当日いわゆる山代組を先頭といたしまして大牟田、荒尾あるいは全九州から集めたといふ何千名かのいわゆる町の暴力団がパレードを行なつた。そうしてそのパレードの一隊が、主力部隊が四山組の正門前において、前日の強制就労に基づく紛争の關係から、大牟田、荒尾の両警察が中に入りまして、第二組合もそれから第一組合もともに鉦山の作業に使うやうな關係の、しかしそれは使い方によれば凶器に類するやうな棒ちぎれといふやうなものは全部放棄しようといふことで協定ができました。警察の目の前においては、特に四山組の關係者におきましては、一カ所に集めてこれを焼却したといふ事実があるものであります。そのれにもかかわらず、翌二十九日に、当時朝日新聞にも出ましたやうに、山代組の山代興業のトラクタに、四山組の正門前から労働組合員がとつた写真に明らかなやうに、トラクタ一ぱい凶器

を満載した暴力団が、乗用車によつて三台、四台で乗りつた。しかもその後には大牟田署それから荒尾署の關係から警察がパトロールの意味で、数十名の者が前後に警備するやうな形のもとにおいて、久保君の刺殺事件が行なわれたといふことは、これはあなたもその後暴力団の検査はほほえていて、ということをお先ほど言われたから、事情がはつきりしてゐると思つて、それが、そういう事実があつて、いわば五十名からの警察官の目の前において、無防備の労働組合員である久保君が刺殺された。それを食いとめるために身を挺してこの暴力団に武器を捨てしめたのが、この間大牟田委員から本会議であつたか暴力団の扱いをされ、今度はまた第二組合から、あなたも暴徒の集團のやうな確実な差別をされておるわれわれ部落解放同盟の福岡県連のオルグで、この暴力団に身を挺して武器を放棄せしめたといふ事実があるのです。こういう警察監視の中で労働組合員に暴力が加えられるといふやうな事態の中に、第一組合からもういふやうな事態を警察が見ていていかうかといふところに、多数の警察官を派遣しなければならぬといふ事態が出てきたのではございませんか。あなたがおっしゃるやうに、炭住街における紛争がどうであるとかこうであるとかいふやうな問題で動員されていく警察官は、福岡県下で動員可能な数数百名の諸君で当日まではあつたのです。この二十九日の暴力団による労働争議へのいまだかつてない刺殺事件といふものを契機にして、これは与野党いふて、この警察の態度はなまぬいじやないか、こういうことであつたかたち

警察官を多数に派遣することになった経過をたどつておると私は思うのです。そうではございませんか。

○柏村政府委員 警察をあそこに近県から応援要請に基づいて動員をいたしましたのは、確かにお話のような事案も一つの契機ではあるうと思ひますが、その当時におきます大牟田、荒尾全体の治安の問題を考へて、福岡県並びに熊本県において近県に応援要請をいたした次第でございます。

○田中(織)委員 柏村長官、私が申し上げたように、二十九日の、第一組合員である久保君の暴力団によつて警察監視の中での刺殺事件が起こつたといふことから、警察の責任からも大牟田に多数の警官を動員しなければならぬ事態になつた。私は逆にその意味から見て、福岡空港にも常時三名の警察官がおりますけれども、一名しか残つていない。二名の人が大牟田へ動員されておりました。急なために、動員されてからまだ三日目になるけれども、三十一日、ふろへも入りません。ちやうど十二時ごろでしたけれども、まだ朝食も食つておりません。そういう状態に緊急に警察を動員したので、この争議の最初の段階においては、多数の警官は動員されるような情勢ではなかつたのです。ところが警察が——私はそれでは伺ひますけれども、この久保君刺殺事件の暴力団の捜査は一応めどがついたようでございますが、どういふ状況になつておるのですか。またこれには四山鉾の通用門の前で会社側からトラックの中へ向いてトビの柄であるとか青竹であるとかいふような凶器を供給したという事実が明白になつておるのであります。そういう

うような捜査当局の調べた状況をこの際明らかにしていただきたいと思ふ。

○柏村政府委員 四山事件につきましては逮捕令状を発行した者七十三名でございまして、そのうち逮捕いたしました者が六十九名、未逮捕四名というところに相なつておるわけでございまして、捜査も相当進んでおりますが、まだ捜査を完結したという段階ではございません。

○田中(織)委員 この暴力団が明らかに会社側と気脈を通じておつたといふことの証左といひまして、刺殺事件が起こるやいなや、大牟田の市民も知らない間に会社側が声明を出しておるのです。この暴力団の刺殺事件には会社側は関係がない。これは当時会社側が暴力団と明らかに関係があるといふことをみずから証明したものと朝日新聞も読売新聞も、大新聞はどうもその点について会社が語るに落ちたといふ論評を加えたことを私は見ておるのではありませんが、その背後関係はどういふように捜査をされておるのであります。明らかな範囲でお答えを願ひたいと思ふ。

○柏村政府委員 もちろんあらゆる角度から捜査を続行いたしておるわけでございまして、今までの捜査におきまして私の報告を受けております範囲においては、会社側とはつきりした関係があつたといふことにはなつておりません。

○田中(織)委員 この事件は大牟田で起こつた問題であります。日本全国で関心を持たれておる問題でありますので、捜査については早急に今私が質問を申し上げたような点について明らかにしなければ——この捜査の段階

でも、当日現場にいた者を一応荒尾署に全部連行しておるのです。任意同行であるか知りません。それから一応全部釈放したので、それからその晩になつてあつてふために逮捕状を出しておるから、暴力団が全部逃げたは逮捕するためには多くの日時がかかつておるのです。これは新聞にはつきり見えておるのです。荒尾署にたん現行犯として——あなた方は今徒住街で起こるちよつとしたいざこざの問題でも現行犯で即時逮捕する、こういうことを言つております。現に住宅街で感情的な対立もございまして、首切りという問題は深刻な問題です。だから主婦の人たちが、家族の間にいざこざがあつたといふことで、あなたたちは何人かの主婦を逮捕したでしょう。しかも一週間拘禁をして、そうして処分保留のまま一昨日あなたたちは釈放しておるではありませんか。第一組合の関係の主婦、家庭を守る人としてこの人たちは住所をくらましませんよ、暴力団の人と違つて。それにもかかわらず荒尾署なり大牟田署は、この四山事件の關係について現場におつた者を六十何名といふものを一たん荒尾署へ全員連行して取り調べをしているといふ写真が翌日の新聞には出ておるのにもかかわらず、あなた方は晩に釈放しているじゃないですか。この事件は少なくとも捜査の段階において私は責任を明らかにしなければならぬと思ふのであります。警察庁の本部といたしまして、この捜査の間が延びた、その意味において警察が手ぬるいという非難が出たことに対して、どういふ処置をとられたのですか。

○柏村政府委員 確かに四山事件におきまして、五十数名の者を任意同行いたしました。確かにあそこでも暴行傷害、殺傷といふものが起こつておることは事実でございますけれども、個々についてこれが客観者であるといふことの確認をすることがもちろん必要になるわけでございまして、従つて令状を得て初めて逮捕する、身柄を拘束するといふことに相なるわけでございまして、あのときとつた措置といふものは、私は万全の方法であつたといふふうには申しませんが、それからまた非常に遺憾な事案でございするけれども、あのときとつた警察の態度といふものについては相当な措置であつたといふふうには考へております。

○田中(織)委員 これは柏村さん、あなたは部下を愛する気持は、かばう気持は僕にはわからぬではないです。わかぬではないけれども、あのときにとつた荒尾署の態度といふものは全くなつていません。現にあのときの荒尾署長は、事件当日運動によつて異動するといふことであつた。荒尾署には責任者がいなかったのです。現地の情勢について——警察といふものは労働争議であるから介入しないという警察本来の立場であつてほしい、ところがその裏をかかれたように、会社側と気脈を通じた暴力団によつてあいつ事件が起されたから、あなたたちとしても世論にこたへる意味においても、大牟田に多数の警察官を動員しなくてはならなくなつた事情はわかります。われわれとしてもまた動員しろといふことを要請しました。しかしその要請されたままの警察が数千名現在大牟田にそのまゝおるといふことは——それは与

党の大坪君なんか言はせまうと、総評のオルグ団や友誼団体、すべてが暴力団だといふのです。会社側の、人を殺した町の暴力団には何ら触れなくて、われわれ部族解放同盟までが暴力団だといふふうには本会議で発言してしまつては重大なる人権侵害問題として彼を究明しようとしてゐる。現に大坪君にもその意味の抗議は申し上げております。しかし問題は今与党の諸君が言うようなそういう状態ではないのです。警察官が現に多数おつて、あなかも挑発するように、あなたは先ほど戒嚴令下云々といふようなことをだれから言われたのを肯定されておりました。が、そんな情勢ではないのです。現在、四日に裁判所から出したような、これは執達吏のあやまちでありますけれども、あやまつたことに基つて警察が行動した結果が第一組合に不当なる不利益を及ぼしておるといふことを考へますならば、これは警察が明らかに争議に干渉したことになるのです。そういう立場から警察が中立的な立場に一日も早く戻ることを、この争議を、いわゆる民社党の田中三郎君からも指摘されたように、当事者にとつたところの話し合いへの道を開くことになるのです。国家権力を背景にして申労働の藤井会長が出したあつせん案が何ですか。会社側の言い分をそのまゝ出してそれが公正なるいわゆる仲裁としてのあつせんと言へますか。こういう情勢の中で今や会社側にこそ政府を初めとして権力をあげて支援しているけれども、三池の労働組合の諸君は実に気の毒な状態にあると思ふ。大坪君は第二組合の家族が疎開を

しておる問題であるとか、あるいは警官の問題についても触れておりますけれども、第一組合の諸君が仲間の千二百名の首を切られて、ロツク・アウトのために、仲間から集められる一万円の切り詰めた生活の中に、子供たちは保育所へ行きたくても警官の宿泊所として取り上げられていたために保育所へも行かれないような状態にあることに對して、与党の大坪君は一言だつて触れたのです。私はこういう状態のもとに警察が法の維持だという美名のもとに多数国民の血税——われわれから納めた税金を、特定の資本家のために大牟田に五千名からの警官を配置するということは、これは国の政治として断じて許せることではない。労働大臣、あなたの所管の労働争議に關連してこれだけへんば行政が行なわれている現実に対して、あなたは國務大臣の一人として、また石原国家公安委員長は國務大臣の立場から、この争議の現状に思いをいたして、政府としてこの争議の解決のために何らかの英知をしほるべき段階にきているのじゃないかということについてのお考えを、いまだ持つに至りませんかとか、國務大臣としてのあなたたちの所見を伺いたいと思うのです。

○松野國務大臣 三池の争議の解決には政府は非常に関心を払い、実はあらゆる努力を払っております。ただこの努力の現実の表現としていかなることをすることが一番妥當かという方法は、これはおのずから争議の内容と性質によるものであります。御承知のごとくこの争議は、昨年の秋から続きまして百数十日の長期のものでございまして、その間に中山さんが職権のあつて

んをもつて入れられ、これは会社及び組合の当事者から拒否をされた。従つて自主解決をするのだという争議がことの一月からなお非常に激しくなりまして、ことに先般炭労からこのあつせん申請が出ましたために、藤林中労委員長が再びこのあつせんに努力いたしました。あつせん案が出まして会社側は受諾しましたが、組合側はこのあつせん案を不満として拒否をいたしました。そういう経歴を見ますと、いたずらに政府機関がここに関与すべき方法と時期というものはおのずから限界があるわけでありまして、またそういうことが可能かどうかという現実の姿も考えなければなりません。従つて政府としては、やはりその円満解決を急じながら、今日は政府が立ち入るべき限界では断じてないと私は判断をしていくわけでありまして。

ただその間における治安の問題は、警察当局として非常に御苦勞ではございまいしやうが、やはりこれは争議であるうがなからうが、国家の中に一部の治安が乱れるところがあるならば、それに対処するだけの施策をするということは、当然のことだと考えます。しかし基本的なそれが争議に關与するならば争議の早期解決を急願するに私は何人にも劣るものではないと思ふ。しかしその方法がほんとうに解決するという目安と状況であると判断をしなければ、そういう問題というものは解決いたしません。それには両当事者間の歩み寄りという精神的あるいは現実の姿がまず第一。みずから解決するというのが労働争議なんですから、両者がきらうものにはいきなり権力をもつてやるといふことは、争議の本質を曲げ

ることであります。私はそういう気持ちの上に、今日は政府は静観することが両当事者間における解決の道を早めることだと判断して、政府は今後も静観をするつもりであります。

○石原國務大臣 今回の争議に對しましては、ただいま基本的態度について労働大臣からいろいろお話がございましたが、しかし私も國務大臣の一人といたしまして、やはりこの争議に對しましては、ただいまの現状では、まあ静観の方法でないかもしれせんが、しかしやはり解決の方向への施策というものは何か今後考えておいていかなければならぬと思つております。

しかし当面の治安の問題につきましては、先ほど田中委員からいろいろお話がございましたが、しかし私も先般現地の状況をつぶさに見て歸りまして、現に約六百戸ばかりのものが疎開をいたしましたして、歸つておるのは百戸ばかり、五百戸以上のものがまだ歸つておりません。しかも四月十八日の事件以後は再び疎開をするものが出ておるといふ状況であります。それからまたちやうど私が参つておりましたときでございまして、四山嶺の大島住宅地帯に、第二組合の長く就労しておった人が、先ほどどなたかのお話もありましたように、なかなか家へ歸れない。自分の着がえその他をとるために自分のうちへ歸ろうとしたところが、それがなかなか歸れない状態でありまして、相當の混乱まで起つております。そういう事態でありますから、むしろ住宅街の治安確保については、私はまだ警備力を増さなければならぬくらいに思つております。それから山全体の問題につきましては、やはり数千のピケ

が場合によつてはおるのであります。しかも一方仮処分まで就労しようという場合に、その事態で非常事態が起こるといふことになりますれば、これはひとりで勤勞者であるとか会社というこぼかりじやなく、一般大牟田地域の治安確保ということに、やはり警察は当然らねばならぬのでありまして、う。そういう意味から申しまして、私はまだある程度の警備力を大牟田と荒尾周辺に置いておくことは必要である、かように考えて戻つた次第でございます。

○田中(繼)委員 時間の關係もあるので——しかし私は松野労働大臣並びに石原國務大臣の答弁、きわめて不満です。先ほど田中幾三郎委員並びに大坪君から、警察官あるいは疎開者の集団的な生活、その意味から見ますならば、第一組合の關係の諸君も集団的な生活をやつております。ちやうど梅雨の前途のような時期が参りました。われわれ現地で、第一組合の諸君には、伝染病等の発生のないように、十分保健上注意することを、特に社会党の立場から組合側にも注意を喚起して参つたのであります。現地に、家を離れて不自由な生活をしておる警察生活をしておる警察官の中に、われわれの聞くところによると、多数の下痢者を出しておるといふようなことを聞くと、——上部の指導者につきましては、私これから具体的な事例をもつて申し上げますように、実に警察官の風上に置けるいふようなファッショ的な不遜な指導者がいますから、そういうものは私はかばいたくはありませんけれども、第一線の警察官諸君が実に気の毒な状態にあります。ここで雨季にでも入れば、

きわめて健康上も重要な問題が発生するのではないかと思ふのであります。が、そういう観点から見て、会社側が第一組合をのめすだけのめすんだ、そういうことを見るのが政府の静観の方針ではないはずだと私は思ふのです。第一、最初に中山あつせん案にあったように、会社が、整理しなければ山の経営が立つていかないということになりましたならば、まず希望退職者を募るといふようなことが常套手段ではありませんか。それにもかかわらず、会社から特定の者を名ざして千二百人、お前らやめろといふことは、労働大臣、あなたは労働者のサービスの責任者として、明らかに不当労働行為であるという観点に立つて、この事態の拾取をなせ考えないのですか。この会社側の指名解雇の問題は、明らかに不当労働行為にやありませんか。この点に關する労働大臣の所見を伺いたい。

○松野國務大臣 会社側の不当労働行為であるかどうかということは、ただいま現地の労働委員会に提訴されている事件もございまして、従つて労働委員会においてこれは判断すること、これが不当労働行為であるかないかという現実のことは、労働委員会の判決がなければ、私は軽々に言うわけには参りません。従つて、そういう道もあるのですから、不当労働行為なら正々堂々と、不当労働行為の保護の方法があるのですから、その道をおとりになることがいいのであつて、私がいたずらにそれをもつて不当労働行為だなんと言ふことは、まだ軽々に過ぎる言葉じやなからうか。従つて、私はこれを絶対是認はしておりませんけれども、しかし少なくともそういう方法が与え

られ、今日そういう方法をとっておられる事件もこの中にはあるのですから、その判決が出なければ、私が不当労働行為であるかと言わなければなりません。従って私はあくまで、先ほどのお話の中にもありましたように、この解決というのに対して、私は非常な熱意を示しております。またその方法がないわけじゃございません。しかしそれは、それ相当地に、私の気持と同じような時期と方法が組合、会社側に醸成されなければ、労働大臣がどうしろ、こうしろと言うわけには参らないこととあります。それこそ、権力をもって争議の解決をはかるということは、本質をゆがめることとあります。私はまだいろいろな案がないわけじゃない。ありますけれども、またその時期と、組合と会社がその方向になつてこなければ、どんな名案を出したところで、一方が拒否、一方は受諾じゃ、解決はできません。従って、争議というものの本質から考えて、私は静観せんがための静観じゃありません。両方の情勢を見ると、今日政府が関与すべき、解決の時期にあらずと判断して静観しておるのでありますから、その裏表は田中委員も御承知のことと、今日の状況というものを御判断いただければ、私の言う言葉が一番妥当だと考えております。

○田中(蔵)委員 その点は、中労委の藤林会長のおっしゃる案の中にも、会社側の主張する指名解雇というものはオブラードで包んでいるのです。これは、少なくとも中労委の会長等の脳裡には、会社側の不当労働行為であるという事は明らかなんです。あなたは労働行政の最高責任者という立場に

立つて、もっと英知を働かせる道はあると思う。あなたの先ほどの御答弁を伺つておると、静観のために、たゞ第一組合がたたきのめされるまであなたが見守るといふ、この岸内閣の無慈悲な、ファッショ的な労働行政の現われであると私は断ぜざるを得ないと思ふ。しかしこの点は、いずれあらためて私は議論するといひましたし……。

○赤松委員 関連して、労働大臣にお尋ねします。あなたは、労働委員会があるから——今度の三池の争議のいわけの争点になつておる、組合活動家を排除するんだ、いや、そうじゃなしに、生産阻害者を排除するんだというこの両者の主張に対して、あなたは労働大臣として、議員の質問に対してその見解を明らかにする義務があるし、またそれを明らかにしても少しもおかしくはないと思う。明らかにしたからといって、あなたの中立性が侵されるわけでも何でもないであつて、たとえば警察などの行き過ぎに対して、労働大臣は労働者を保護するという立場に立つて——労働者設置法をごさんなさい。あそこは何と書いてあるか。あの目的の中に、労働者は経営者の利益を守るなどというものは一つも書いてない。明らかに、労働者の利益を守れ、弱い労働者の立場を保護しろ、こういうことがちゃんと書かれてある。従つて、あなたは中立ぐらいいじやだめなんだ。むしろはつきり労働者の立場に立つて、そうして今度のロックアウトの問題等についても、そのロックアウトは不当労働行為であるかないか、あるいは生産阻害者ということと向こうが指名解雇をしたことに対して、こ

れは不当労働行為であるかないか、その見解を明らかにする義務があると思ふ。いんや、立法院の議員が行政政府の国務大臣に対してそれを質問しておるのですから、あなたが明確にこゝで答弁をしても、ちつともおかしくなない。それを中央労働委員会の責任に転嫁して、中央労働委員会なり地方労働委員会がそれを明らかにしない以上は、自分が言うことは軽率だといううな言ひ方は、自分の責任を他に転嫁するものだと思う。だからこの際あなたの見解を明らかにして下さい。

○松野国務大臣 業務阻害者というこゝで今度の問題が出ておりますが、それがいわゆる労働法の保護における組合活動家を問題にしたときには、これは当然不当労働行為であります。しかし、今日、会社側は業務阻害者というこゝでこれを解雇しておる。そこに相違があります。従つて、この相違点をどこで判断するかというところは、その後本人から、手続に応じて労働委員会に提訴されておるのですから、従つてその提訴に應ずる公平な判断があることが一番正しいのであつて、私がどちらとこで言うのはまだ軽々だと言うのであります。従つて、そういう道に依つてこの問題は解決すべきであつて、労働大臣が、それは不当労働行為だとか、いやどうだとかというのとは、個々の事犯、個人々々の問題であります。また個人々々の問題について提訴されておるのですから、その方法によつておやりいただく以外にならうと思ひます。私は責任を回避しておりません。私に判断すべきということ、そういう手続を経てこの問題は解決す

べだ。これが明らかに労働法における組合活動保護の阻害をしたという場合には、これは当然労働委員会において不当労働行為の判決が出てくるでしょう。しかし今日はまだ審査中であるし、その道——私がこゝで言うにはまだ早い、こういうことで申し上げているので、私は責任を回避してゐるとか、逃げてゐるという意味でなしに、当然手続と保護の方法でこれは判決しなければ、私がこゝで一々判決するということではございません、こういうことを申し上げておるのであります。

○赤松委員 あなたがこゝで発言することが、第三者の機関であり、しかも三者構成で構成されておる地方もしくは中央労働委員会の考え方を拘束したり、その決定に影響を与へたりはしない。あなたは行政官なんです。あなたを労働者の長官ですよ。従つて、行政府をあくまであなたが、行政府の立場から、自分はこう考へるということとを言うことは、私は当然の義務だと思ふのです。同時にまた、第三者の機関である労働委員会なりがどのような決定を出そうとも、あなた自身はそれに干渉することはできないでしよう。しかし、それは別個に、たとえば労働委員会なり中労委なり中労委なりおつても、その地労委なり中労委なりが態度をきめなければ、その判定を出さなければ自分は何も言えないのだ、何もそんな関係じゃありませんよ。労働大臣と中労委と地労委という関係はそんな関係ではない。全然別個の問題です。従つて、三者構成の地労委なり中労委なりの第三者の機関でどのような判定が出ようとも、あなたはあなたの立場から、現実に起きておるストラ

イキ、しかもこれは大きな社会問題になつてゐる、その社会問題になつてゐる労働争議に対して介入しろと私は言つてゐるのじゃない。少くとも今問題になつておる指名解雇に対して、これが会社側の言うところの生産阻害者であるか、あるいは組合側の言うところの組合活動家の排除であるか、そういう点についてあなた自身は考えを持ってゐるはずですよ。もし持っていないとすれば、あなたは全く無能力な労働大臣といわなくてはならぬ。考え方はちゃんとあるはずですよ。ただ、あなたは、あるのだけれども、おのづからその時期がある、あるいは手続があるというこゝをさつきおっしゃつたけれども、手続は何も関係はありません。しかも、今や重大な段階にこの争議が差しかかつておるのではありませんか、この機会に、田中委員の質問したことに對して、あなたははっきり、私はこう考へるという見解を表明しなさい。何もそれは影響ありません。またそれが当然のことだと私は思ふ。

○松野国務大臣 それは赤松委員の言われる方が無理じゃないかと思ふのです。と申しますのは、不当労働行為というのとは、個々の問題個々の事案について、その行為について判定をすべきであつて、従つて、総合的なものの判断というわけには参りません。不当労働行為というわけは、だれだれの不当労働行為というわけでありませう。私は千二百名の方を個々に存じ上げてゐるわけではないし、あるいは何百名の方を個々に存じ上げてゐるわけでもないのです。おそらくそういう手続と方法のときには、個々にその審査というもの

が嚴重に証証されなければできないの
ですから、私がここで何百人の方をど
うだこうだということとはとても言え
ることじゃない。同時に、私は、そうい
う立場で、保護の道があるのですか
ら、その保護の経過によって、この問
題が不当労働行為であるかどうかを判
断する以外にない。それ個々の問題は
はできません。これはそういうものな
んです。従って、一がい、この千二
百名に対して、不当労働行為だとか、
生産阻害者だとかいう判決を私にし
ろというのは無理なことなんです。そ
れは私がどう言おうとできることじゃ
ありません。これは赤松委員御承知の通
りだと思います。

○赤松委員 今まで倉石、小坂君は、
労働大臣をやっておるときに、裁判所
で係争中の問題についても、われわれ
が質問した場合に、これは労働組合の
方が悪いのだ、経営者の方が正しいの
だ、こういうことを平気でこの委員会
で自分の見解を明らかにしておる。前
に小坂、倉石の諸君がその見解を明ら
かにしておるのに、三池の問題につい
てあなたが言えないというわけはな
い、また次官通牒などを出された当
時、ロック・アウツの問題、あるいは
不当労働行為の問題、あの問題につ
いてもわれわれはここでいろいろ議論を
した。その場合に、ここまでするまで
労働行為ですよ、ここまでするまで
ロック・アウツの正当あるいは不当です、そ
ういう限界についてこれを明らかにする
ために通牒を出すのだ、こういうこと
でもって労働省は一貫してそういう答
弁をやってきた。従ってロック・アウ
ツの正当性、不当性、あるいは不当勞
働行為に対する自分の見解というもの

を明らかにできないというわけは、私
は絶対にないと思う。

○松野国務大臣 一般論としてこうい
うものが不当労働行為だ、こういうも
のがロック・アウツだ、これがビケの
限界だということとは明白に申し上げて
おる。ただ三池の千二百名について言
えということではあるものではありま
せんということを明確にしたわけであ
ります。不当労働行為というものは、
労働法に關係がございしますように、
労働組合活動をしたかゆえにこれを解雇
するとかいう場合には、不当労働行為の
疑いが濃厚である。従って、その例を
どういう例をおとりになるかわかりま
せんが、今回三池の千二百名を具体的に
にどうだということとは、個々に審査さ
れる所管の委員会ではなければできな
い。これは、また両者の意見を聞かな
ければできるものではない。また、一
がい、どういふことか、おそれるこ
とに、前に前大臣であらうが、おそれる
きないのではなからうかと私は思いま
す。

○田中(總)委員 この問題について
は、松野君もあなたの選挙区に近いと
ころで、労使ともに非常に多数の人が
一日も早い解決を願っておるのです。
私は私が希望する解決をあなたに押
しつけようという考えはございませ
ん。あなたはあなたの立場で日本の産
業労働が平穏な状態に属するという念願
の上からあなたは動くべき時期がきて
おる、また動くべき道があるのではな
いかということ、同僚議員として私は
あなたに勧告を申し上げておるので
す。

労働省の立場においても、たとえば
第二人工島のバケットから第二組合の

諸君が就労に入ることとは、労働基準法
を認めないということですか。平時で
あれば人が乗ることをいわれる労働安
全の建前から禁じておるじやありません
か。争議になると会社側がこれを
もって入っておるということについて
労働省が見のがしておるということ
は、会社側の言う方をあなた方は放任
しておるとわれわれが断定したってい
たし方がありません。あるいは第二人
工島に繰り込んでいく者に対して、海上
保安庁の警備艇が手先になったとい
うことは、人間が入ってならないところ
から入るのに対して、どんな人命救助
の事故が起こるかわからないから警
備をしたということ、橋樑運輸大臣
が本会議で答えたが、あまりにも権力
機関が勝手な解釈をし過ぎませんか。
もし第二組合の諸君が、バケットの事
故のために何名か死亡者が出たとい
う場合には、責任はだれが負うのであ
りますか。そのために労働基準法とい
うものがあるじやありませんか。どう
ですか。

○松野国務大臣 第二組合の人工島の
問題は、鉱山保安法の規定でございま
して、鉱山保安法の所管の方からお聞
きしませんと、私の方では現実にはそ
の問題はございしません。従いましてそ
の問題は所管省でない、私の方では
明確に答えるわけには参りません。

○田中(總)委員 石原国務大臣、今労働
大臣と応答しておるような状況で、
やはり争議の解決は一日も早く急がれ
なければならぬ。あなた方はあなた
たちの警察情報に基づいて、山なりあ
るいは炭住街なりの治安を維持するた
めにさらに警官を動員しなければなら
ない、もしあなたの方の下部からきてお

るような事態があるとするならば、何
万人の警察官を動員しても山の状態、
大牟田の状態は平穏には戻りません。
あなたたちがこの際大牟田の常時警備
の警察官だけにすると英断を示し
ますならば、私も社会党が責任を
もって大牟田の治安を維持しまし
よう。私ははっきり申し上げます。先
ほ赤松委員が質問をいたしましたけれ
ども、あなた方はそういう立場で現に
三井の施設を、それは賃料を払って
おるということ、先ほど答弁になりま
したけれども、苦小牧のあの苛烈な争議
のときにも多数の警官が出ましたけれ
ども、会社の施設は一つとして使った
ことはございせん。ことに親たちが
争議というような形で、お母さんもお
父さんも争議問題で家事を見てやれな
いために、いたいけない子供たちのた
めにせめて半日でも保育園の先生方に
よって子供たちが楽しい時間を過ごす
保育所が、何カ所にもわたってすでに
五十日以上も占拠されておるという。
警察がオール・マイティの権力を持っ
ておるから、会社側に賃料を払って
おるというところで、いたいけない子供
たちの保育所を警察の宿所や詰所に使
うことが許されるのですか。またこれ
は厚生省の所管ではありますけれども、
保育所がこういう状態に放置されて
おるということに対して、厚生省当局
としてはどうするのですか。この点に
ついては人権擁護局の立場から、小
さい子供たち、ものを言えない子供
たちのために私は特に関心するのです
けれども、人権擁護局の立場から、こ
の問題に対しては警察当局とあなた
方は話し合って早急にこれはあける
べきだと思ふ。文部省は今度の争議に
関連して、

学校教育の問題について一片の通達
が出ておりますけれども、これこそ、保
育園へ行く子供は国会ではものを言
えないのですよ。だから私は言うん
ですけれども、これは早急にあけるべ
きです。同時に、会社の施設まで使
う警察が大牟田に滞留しなければなら
ないような事態ではあります。引き上
げること、私は強く要求するのであり
ます。その点についての長官の御答
弁をわすれたいと思ふ。

○柏村政府委員 警察といたしまして
も、多数の者をあいうところに集結
して、そのために各県もそれぞれや
り相当の不便を忍んでおることでは
ございせん。事態によりましては
いまするし、事態によりましては
ただ帰すということが好ましいこと
は申すまでもございせん。ただ先
ほど来申し上げておりますように、あ
の地区の治安をもっと確保して、そ
うして平穏な状態をもたらし、責任を
果たした上で警察を適当に戻すとい
うことにはいたしたい、こういうふう
に考えておるわけでございせん。

○滝井委員 そうしますと、柏村さ
ん、今まだ警察は保育所と体育館に置
いておるのですか。一体、この前何
という約束をしたのですか、できるだ
け早くやるということが政府の児童局長
の答弁だったじやないですか。営利会
社の施設を、中立であるべき警察が
使っておったならば、警察の中立性は
保てませんぞというのを、私はあれ
だけここで忠告をしたのです。そして
あなた方は契約書をすぐ出しますと
言ったのだが、出しやしません。契約
書を出したのか、二十八日出しまし
たか。石原さん、あなたは警察の中

よって中立性が破壊されるものとは私は考えておりません。しかしながら誤解をすることがあるということはあり得るわけでございますから、できる

たけ早くそういふ事起つてないようになつた方がよろしいということで、指導をいたしておるわけでごさいますが、まだそれを移す段階には至つていないという状態であります。

○滝井委員 その段階に至っていないというのです、石原さん、いつになつたら全部のけますか。これはきょう私ははっきり言質をいただきます。厚生省は退去してくれと言つておるのですから、いつになつたらのけますか、はつきり日にちを明示して下さい。

○石原國務大臣 これはやはり現地でいろいろ折衝することと思ひますから、私がここで何日までということばは申し上げることはできないと思ひます。また先ほど厚生省からそういう折衝をしておるといふお話でございまして、私が先般現地に参りましたとき

には、まだそういう話は聞いていなかった。そこでございまして、厚生省の方から児童福祉法に基づいてそういう話があるということであれば、これは適切な措置を講じなければならないと

考えております。

○田中(鐵)委員　その問題は、厚生政務次官の方で警察庁に早急にのけてもらいたいということのお話もすでに開始されておることでありますか

ら、私はできるだけすみやかにこれからのけるということをお答えになるのが、石原国務大臣なり柏村長官の当然のお答えだと思ふのです。まだ保育所はこういう關係で使つておらないから、こゝ

ういう子供たちの中から山の融和を作り出すためにもこれをのけてもらいたいというの、第一組合も第二組合も、主婦たちの切なる願いだから、私は特にこの問題を強調しておたわけです。少なくとも、この保育所の問題については、警察庁の長官はもうろん、現地の折衝なり、かわりのものを見つけない限り、若干の時を考へなければならぬというようなことも常識的にわかります。しかし、誠意のほどというものはあなたたちは示さなければ私はいけないと思うのです。

○石原国務大臣 先ほど適切な措置をとらしめるということを申し上げましたので、警察庁を通じてそのようにいたします。

○田中(總)委員 そこで、だいぶ時間を経過しました。恐縮でございますが、もう一つの問題をぜひこの機会に伺っておきたいのであります。先ほど私はちよつと冒頭に申し上げたのであります。四月七日付で、ちよつと炭労の大会で藤林あつせん案をのむかまないかという重要な時期に、三池の新労組から「友山労組の皆さんに訴える」、こういうことできわめて悪質なる差別どろが配布されたのであります。その問題のところを読んで見ますと、「皆さん!! いままで、三池労組(旧労)は、三池連の中でも特殊部落とよくいわれておりました。こういうことで、それから「向坂教室」の狂信徒達は向坂イズムに合わないものは、組合員といえども全て敵視し、向坂イズムに奉仕することが、ホントの組合運動であるかの如く宣伝し、統制、団結の名のもとに、一切の批判と発言を封殺し、シモン烈なる暴圧を加え組合

員を引きつづけて来たのです。三池労組(旧労)の特殊部落たるユエンは、まさにここにあります。それから一番最後のところに、新組合は「特殊部落にならないうで、友山労組の皆さんと共に信義と友愛のもとに団結して行く日の近いことを確信しております。」ということとで、このピラの中に三カ所「特殊部落」という用語が使われておる。しかもそれは圧倒的暴力の集団が特殊部落であるというきわめて特殊な先入観念を持ってこの文章が書かれておるわけです。実は皆さんも御存じだろうと思ひますけれども、炭鉱の労働者といふものは、あすではない今日の生命も保障されない。だから九州の、特に田川地区等におきましては、炭鉱に働く労働者の、多い場合には五割、六割までが未解放部落の人なんです。これはその日の生命も保障されないうところなれば仕事を与えられなかつたという長い差別の結果きているわけなんです。従ひまして、三池労組の中には、私も明瞭には調べておりませんが、私も、少なくともその三分の一近い人たちは未解放部落出身の労働者がいるわけなんです。しかも今度のように、先ほどから労働大臣にも伺つたのでありますけれども、千二百名からのいわけの組合活動家を業務阻害者だといふことで首を切つておる。常識的に考へても、会社の業務阻害者が千二百人もあつたならば、三池の炭鉱の経営が維持されるはずはございません。こんな無慈悲な首切りを行なつてきました。首切りの中には未解放部落関係の人たちもおります。そういう関係から私ども部落解放同盟の福岡県連は、二月二十四日の県連大会の決議をもつて、三

池の闘争組織に対する支援と共同組織を組んでおります。ことに二十九日久保君の刺殺事件が起こりまして、全く組合の諸君も暴力団の前に、それこそ當時は無警備状態でこのいにておりましたのに対して、福岡県下から約七百名の緊急動員をかけたもので、大牟田の各炭住街なりあるいは市民諸君に對して、大牟田から暴力を追放するたに、また第一組合にも第二組合の中にも解放同盟の関係の会員もおりますので、指導者の考え方は別として、労働者は一体となつてもらいたいといふことで、松本委員長並びに書記長の私どもが陣頭に立ちまして行動をしたことも事実でございます。そういう背景の中に、第二組合が四月の七日に三井の田川、山野の鉱山を中心にしたして数万枚のこの悪質な差別ピラを配布したのであります。私も部落解放同盟が共同組織に立っている三池の中には、未解放部落の出身者がいる。これは第一組合をさういふ差別文書によつて分裂させようという明らかなる卑劣なる、今日残つておる封建的な身分制の残滓によるところの差別を利用して、組合の分裂をはかろうとする、きわめて悪質なる差別事件だとわれわれは考へておる。この事件が四月七日に起こりまして、それから解放同盟の県連からの声明書あるいは一昨九日三池におきましてこの差別文書に對して、第二組合を中心にして抗議集令をわれわれは持つたのであります。この問題については、警察当局なりあるいはこれらの人権侵害の問題について日ごろの機関として関心を持つておる法務省の人権擁護局は、どういふような報告を持ち見解を持つておるか、

まずこの際明らかにしていただきたいと思う。○柏村政府委員 ただいま田中委員がお述べになりましたような文書が相当広範囲に配布されたという事実は、私も聞いておるわけで、国民の平和団結と申しますか、融和といふ問題に對してこいういふうな文書が配布されたといふことについては、私もさういふことはまことに遺憾なことであつたといふふうに考へるわけでございます。ただいま田中さんのお話のように、それでいろいろ抗議がなされ、また聞くところによれば、第二組合側としてもそれに対して陳謝をするといふことなどもさういふ事態があつたといふことは聞き、また遺憾に存じておりますけれども、警察としてこの問題に深く関与していく筋のものではなからうといふふうに考へております。○鈴木(才)政府委員 今御指摘の点は、まだ福岡の法務局から報告がなかつたのであります。私、今伺ひまして、今もつて特殊部落といふ言葉が田中委員のおつしやつたような意味において公然とピラに書かれておることは非常に遺憾に存じます。これは私としてできるだけ早く処置をとりたいと思ひます。○田中(總)委員 この問題について、柏村長官はピラが配布され、部落解放同盟を中心にしたしまして、この問題に對する限りない憤りのもとに抗議が行なわれておることは御存じだといふことを今お述べになつたわけですが、ところが法務省の人権擁護局は、まだ福岡の法務局からこの種の点についての報告がないという点は、私きわめて遺憾に思ひます。その点については、

いずれこれから二、三伺つてみたいと思ひますが、ただいま長官はさういふようにお答えになつたのであります。私は去る九日の日に、先ほど申し上げましたように、私も部落解放同盟は、全国から中央委員以上のものが集まりました。動員の主体はもちろん福岡県連であります。私も解放同盟の関係から二千五百名の者が集まりまして、三池の労働組合その他の関係から約五千名と、おそろく七八千名の抗議集會になつたと思ひますが、開いて、第二組合に對して重大な反省を求めるとともに、実はこうした問題で第一組合と第二組合との間の差別された、また第一組合を引き合ひに出された未解放部落のものといひましたけれども、死に値する侮辱として憤激を持つておるわけでありまして、それは大会をやつたのであります。さういふことについて、先ほどから三池争議に関する警察の中立性の問題について、いろいろ質疑をいたしたわけでありまして、こいういふ文書が福岡県内に多数まかれるといふような事態は、私は治安上もあるいは人権擁護の立場からもゆゆしい問題として、やはり警察は関心を払われべきが当然だと思ひます。それにもかかわらず、どうも現地の警察としては、さういふ形跡を払われた関心が見られないものであります。実は警察にこの問題について、こを考へ方を何うと同時に、本件については別として、非常に違法な行為でありますから、われわれは警察の公正なる調査活動を期待する意味において、抗議集會が終りました後に、抗議大会の代表者が、大牟田署における県警の

警備本部あるいは大牟田署の幹部に会
見をしたいというこの連絡を前日の
八日におつたのであります。そこ
で第二組合に私は主として行ったので
あります。第二組合は風をくらって
だれも責任者がおりませんでした。私
は引き続いて大牟田署に参ったのであ
りますが、私が市内をバスで行進を
しているときから、大牟田署の警備が
異常な状態にあるわけです。ジープあ
るいはトラックというようなものを大
牟田署の玄関口に十台ばかり並べま
して、一種のバリケードを築いて、そ
れから警棒を携えた警官が玄関に立っ
ておるので、私は非常に異様な感じを
持っていたのであります。私も第二組
合の事務所から警察までデモを行
ないました。そのデモ隊が到着する
までの間に、埼玉県代表の野本君を初
めとして、警察に前日に通知を
しておつた代表七、八名の者が、会
見をいたしたいということで、デモ隊
よりも三十分前に警察へ参りました
ところ、前日の約束にもかかわらず、
その代表を入れないのであります。押
し問答の末、吉田法政参議院議員を交
えて四名の者を入れたのであります。け
れども、それを中に入れたと、署長は
当日おられなかったのではありません
けれども、次席なりあるいは後にわか
ったのであります。県警の本部から公安
部長も出ておつたのであります。約
二百名の警棒を持った警官によってわ
れわれの代表者四人が取り囲まれて、
約三十分以上も待たされた。そういう
するうちにデモ隊が来る、こういう事
態の中で私は代表者が責任者に会って
いるかというのを聞いたところが、

まだ、こう言いますから、私も中に
入ったわけではあります。そうしてい
ると、それも私が入ってから二十分
くらいたちまして、ようやく釘原とい
う次席が出て参りまして、会見をする
から、あとに二、三名残っているから代
表だけは入れなさい、代表だけが中
に入つて話をしておるということによ
ってデモ隊が逐次流れ解散することに
なつておるのである、ということをし
上げたにもかかわらず、どうしても
その代表を入れない。不可解なのは、
釘原次席は代表者三、四名は入れて下
さいと言っているにもかかわらず、第
一線の警備隊長はどうしても入れない
という形です。実は会見がおくれま
した。しかもようやく中に入りました
ところが、私が通されたのは少
年補導室であります。国会議員二名、
県会議員三名、それから地方代表三名
と八名の代表を入れるのに、これもあ
るうに少年補導室に入れるのは一体何
という非難なことをするのか。しかも
釘原次席と私が話を始めようとして、
ようやく話に入ろうとすると、後に公
安部長であるということがわかりまし
た。電話がかかつたとかなんだとか
いう形で釘原君を引張り出しまし
た。そうするとドアが開いたのを見
ると、表に警棒を持った警官が七、八
名警備だと称して立っている。これは明
らかにわれわれの正当な手続を通して警
察に会見を申し込みに行った代表に対
して、私は監禁も同様の状態にわれわ
れを閉じ込めたと言わざるを得ない
と思うのです。第一にそういう事実が
あったということ、しかも私は釘原次
席に、県警の警察本部長あての抗議文
もあるから、県警からどなたか来てい

か、和田君は来ておられないが、私が
三月に行ったときにはお会いしてお
りますが、どなたか課長なり本部長に
かわる代表者に会いたいということ
で、どなたか来ておられないならな
いのであります。おられないとこう言
う。やむを得ないということで、私が
釘原次席にようやくわれわれが参りま
した趣旨をお話しした。実は、今
柏村長官にお伺いしたように、この
ビラのことについて聞いたのです。と
ころが驚くなかれ、大牟田署の署長が
おられないで、次席が、それは知りま
せんでした。けさになって抗議集會が
開かれるということ初めて知つたよ
うなことです。こう言う。柏村長官
は、先ほどどういふビラのことを報告
を受けておると言われましたが、一
それはいつ聞かれたのですか。私はこ
れだけ全国から三千名近い人を集め
て、自分たちに対して今日民主主義の
世の中において、同じ日本人でありな
がら古い封建遺制に基づく部落差別を
浴びせられたことに對して憤激をし
て、抗議集會を持っておる大事件の中
で、先ほどから治安のために御苦勞な
さつておるといふ所轄警察が、その日
の朝でなければ全然知らないというよ
うな形は、私は第二組合と同様に、今
日この部落差別と同じ考え方を現地の
警察官諸君が持っておるのではない
か、こういう点を非常に心配をしまし
たから、実は釘原次席にこの点をま
だしたのであります。伺つた答弁
は、実は田中さん、率直に申し上げま
すけれども、私はけさ初めて知つた、
こう言う。そんなことは現地の警察と
して許されていいことではあります。か
また私たち部落解放同盟の者が押し

かけてくるからということになると、警
察の表には警察のトラック、ジープ等
でバリケードを築いて、警察官が警棒
を持って警備する、現地の警察にそう
いうようにやれという指令をあなた
たちは出されたのかどうか、この際
きりしてもらいたい。

○柏村政府委員　まずこういうふうな
事件が起こりましたことは、田中委員
のお話のように、警察では深い関心を
持つてこの動向を十分に見守るべき筋
のものであらうと私は考えております。
いづころ聞いたかというお話でござ
います。私もはっきり覚えておりま
せんが、相当前にそういうものが配
布されたということを私は聞いておる
わけでありませう。

また代議士の方などにおいでになる
につぎまして、警察のとりました態度
というものが今お話のようであります
ならば、やはり敬意を持った取り扱
いしなければならぬと思つて、さう
もに、いわんや私の方からさうい
う措置をとるということにさうい
う措置をとることは全然ございませ
ん。

○田中委員　ただいま柏村長官は
率直に、かなり前にこのビラが配布
されたと言われた。従つて、差別問題
として関係団体でこの問題を取り上
げているということについても、私は報
告があつたから承知されたのだと思
う。それが実情だと思つておるわけ
けれども、私が先ほど申し上げました
のは、私自身体験したこととございま
す。私は、誇張も何もございませ
ん。誇張も何もございませぬ。誇張
も何もございませぬが、この部落問題
というふうなことが、また大牟田の問
題で第一組合側の関係の者がさうい
う意味で一緒に参るということになると、

あたかも暴徒か暴力団に對決するよ
うな形で、一種の過剰恐怖というか、こ
ういふ考え方警察がわれわれ人民に
對処している姿というものは、私は非
常に重大な問題だと思つておる。こ
ういふ考え方があるから、私は先ほど
はばつたことではあります。けれども
も、大牟田の常備警察の諸君にまか
して大牟田から引き揚げていただい
ても、私も社会党は党の全生命と党の
名譽にかけて大牟田の治安を守りま
すと言つた。しかし現実にはさうい
う姿があるということ、しかもさうい
う現地の松岡県議が仲へ入りまして
われわれがやかましく言つても、入り
口に七、八名の警官が警棒を持って立
つのを、最後に最後までやめなかつた。
これはわれわれ身分を明らかにしてい
る者に対して不都合だと思つてい
る。しかもさういふ状況の中で、六時
間半くらいたったころに、公安部長と
いうのが出てきた。こちらは、釘原次
席と出てくるから君はどなたですか
と聞いたら、なかなか言わない。しか
し釘原次席と一緒に抗議団の代表に会
うという以上は官姓名を名乗れ、こ
ういふことを言つたら、公安部長とい
う。それで、君はさきからここに
おつたのじゃないか、先ほど釘原次
席を引っぱり出した来たのは君じゃ
ないか、こういうことで、前日から連絡
をとつて来ているのに對して、県警の
警察本部長がいなければ、その代理者
と会いたいと言つておるのに来
ないというものを言つておる。しかも
立つたまま、物件を話して下さいと
言う。不都合千万ですよ。私は、こ

いう形で警察庁長官が現地の第一線の諸君を教育し指導されているとは思われない。それから私が釘原次席に伺ったと同じような形で、憲法十四条を精読みしたような形で聞いたのだけれども、ふんぞり返っている。それですから私は、そういう態度、経過について話をしました。きょうの警察の態度は常軌を逸しているし、君らが興奮しているからというのはいくらもわからないことではないが、われわれを数時間待たしたという事は無礼なことだから一通りのことわりは言いたくないと云うても何も述べません。だからこれは、部落解放同盟の連中——田中などの部落の人間が来たら、あいつらは人間じゃないのだから、こういう蔑視観念のもとに警察が応待しておいたものとわれわれは見ざるを得ない。本部長への抗議文を伝達してもらいたいと思つて来たけれども、会見はこれで打ち切るといふことで、私もこれは新たな警察の差別事件として徹底的に究明するといふ立場で、すでにそれに先だつてデモ隊は静かに解散をさせまして、私は引き揚げたのであります。ところが、越えて翌日福岡市で、県警の本部長に、抗議大会の決議文、それから前日の大牟田署における問題が私はどうしても納得ができませんので、私がしたためた具体的な事実をあげました抗議文、これを作成して代表が面会に行つたのであります。大牟田へ今指令を流している、指令室へ入つていふことで会わない。そういうことで、福岡県警本部長もわれわれの代表に現在の時間までにまだ会つておらない。この問題は、それだけでなく深刻な感情的な対立問題をはらんできて

おるのであります。政治に関する問題だとして、首を切られた組合側の諸君は今や精神的には全くエキサイトした状態のもとにあるが、そこにこの不幸な差別事件が起る、それに対して輪をかけてるような警察の態度というものが、これは新聞、ラジオで報道せられております。それが大牟田の市民にどういう影響を及ぼすかといふことを考えますと——きょうはたまたま社労委員会が開かれて、三池争議の問題についての警察の処置等についての質問が行なわれるといふことでございまして、で、同僚に交代していただきまして実は質問に立つたわけでありまして、これは実に許すべからざる問題だと私は思ふのであります。私が申し上げている事実は、何らの誇張なくありのまに申し上げておるのであります。警察庁長官として、これを調査されてどういふような処置をとるか。責任がある処置をとるか。私もやはり国民の一人として納税の負担もしてありますし、警察に対する民衆協力の立場でいろいろ行動している者もございまして、警察が今度大牟田でとつた態度が全警察官の考え方の中にあるものだとはいえませんが、しかしもしそういうものが全国的に何しますと、これは警察官とわれわれの同盟委員のみならず、国民との間を分離する重大な問題だと思つておられます。責任ある処置をとつていただかなければならぬと思つておられますが、この点に対する警察庁長官並びに主管の石原国務大臣の御見解を伺いたいとともに、法務省の鈴木人權擁護局長にも伺いたいのだが、こういう重大問題が起つてくるのに対して、部落問題だといふこ

とになれば、何か特殊な問題であるかのような考え方、現地の法務局が動いていふことになれば、それこそ法務省人權擁護局長自身がこの問題について今日なお誤った考えを持つていふものと断ぜざるを得ない。国会では御承知のように一兩日中に与野党一致いたしまして同和対策問題の審議会を設置することに社労委員長の永山代議士等にも非常な協力をいただいて、これが今国会で成立する段階にまで進んできているのです。この部落問題について政府が重大な関心を払う時期に、第一線の警察官がこの問題に対して、こんな今度起つたような無理難題な態度では、私は先が思いやられると思ひます。この点についての政府側の責任ある答弁をわずらわしいと思つておられます。○柏村政府委員 今大牟田におきまして、非常に新劣、旧劣ともに相当気分が興奮状態にあるという状況の中にあるとして、警察としては、そういう事態に対して特に冷静に、紳士的に事を運ぶべきであることは申すまでもないと思ひます。また、ただいまお話しのような問題について、先ほど来私申し上げておりますように、非常に重大な関心を持って対処しなければならぬことであることは申すまでもありませんし、全国の警察はそういうつもりで動くように、われわれとしても十分に配慮をして参りたいと思つております。今回、田中さんのお話のように、そういう事例のことがございまして、まあことに私指導監督に当たる者として心から遺憾の意を表しますし、事態についてもよく調査をいたしてみたいと考えております。

○石原国務大臣 たいだ直接指揮監督いたしております柏村長官から、いろいろ所信の表明がございましたが、私も先般福岡へ参りましたときに、この話を承りました。組合側もさつそく陳謝したというふうな報告を承っております。いずれにしてもことに遺憾なことであつたと思ひますし、警察の所内における行動等につきましても、現地におります者はいろいろ興奮等しておつたかと思つておられますが、お話を承れば、いろいろ足らざるところもあつたようでありまして、所管を通じて調査もせしめ、善処させたい、かように思ひます。○田中(續)委員 直接差別事件そのものににつきましては、差別文書を出した第二組合の方でも、われわれ折衝した範囲では、まだ実は本質的な部落問題に対する理解も欠けており、何か誤解をされておる、こういうふうな考え方でおるわけでありまして、これはかつて封建時代に、時の支配者がとつたように、分裂支配のためにこの忌むべき差別問題を持ち出しているといふことは、これは明らかです。これは断じて私は許すことはできないと思ふ。そういう意味で、九日には第二組合へ参りましたが、菊川組合長以下幹部が大牟田へ出かけたといふこと、三十台のバスで第二組合員は——解放同盟から抗議に来る、何か差別問題で憤激を以て解放同盟が暴力的な糾弾にでも出たら、あたかもそれが暴力団であるかのごとく、また暴力団によつて三池第一組合がささえられていふ、こういう形であるいは組合員の中にでも分裂政策を持ち込もうといふところに私はこの差別ピラの本質がある

と思ふ。その意味において、これは争議にも直接関連して、実は許すべからざることなんでしょう。そういう意味で、警察が公正な立場に立つて、この問題についても第二組合をたしなめるなり、あるいはそういうふうなものを会社の機関を通じて配布させるというふうな——ヘリコプターで三池、山野にはまいたといふことであります。ヘリコプターは会社のものであります。こういうことを、われわれは正当に説明しておる。ちやうど全国水平社以来四十年になりますけれども、われわれは長い、痛ましい経験の結果、決して暴力をもつて差別者そのものを糾弾しようといふ考えはございせん。差別者が問題の本質を理解して、正しく、差別のない時代を作るために協力するところこそ、ほんとうの問題の解決だといふ考え方の上にも立つておりますから、抗議集会そのものも、われわれはきわめて秩序正しくやつておるわけですから、それにもかかわらず、実は代表の会見の問題について前日の連絡にもかかわらず私はやられた。しかも本部長までが、現地の誤った態度を裏書きするがごとく、代表者の会見にも、ごく数名の者の代表に県庁の本部長まで会おうといふのに会わないといふような態度は、私は警察そのものがやはり第二組合と同じような差別観念を持つておるものと断ぜざるを得ないと思ひます。これは争議をより暗くすることに思ひますので、もちろん私も現地の組織を通じて関係方面との折衝が続けられておりますけれども、この問題については一つ実情を明らかにして、また委員会に報告をしていただきたといふ思ひであります。

それから、この点については先ほどから各委員も触れておられますが、いよいよ雨季に入りまして、ちょうど梅雨の前兆のような天候が大牟田でも続いております。私も、第一組合のみならず、警察官あるいは第二組合の実族の人たちが、いろいろな面で睡眠も十分でないところに、もし悪い病気で出れば、それこそ大牟田は死の町と化するのではないかと、このことを心配するのであります。私はそういう高い観点からも、特に法務省の中に人権擁護のために設けておるセクションは、この際最大限の活動をしなければならぬと思う。内務厚生政務次官もおられますが、厚生省としてはそういう観点からも、先ほどの児童福祉の問題だけではなくて、この争議の解決のために、厚生行政の立場からも英知をしぼるべき段階にきておるのではないかと、思うのであります。厚生当局並びに法務省の人権擁護局としての御見解を最後に伺っておきたいと思ひます。

○鈴木(才)政府委員 御指摘の雨季に入りまして後の衛生の問題、これはもちろん直接には厚生省の問題でありまして、そういふ状態に多数の者が陥るということは、ほんとうに深刻な人権問題であると思ひます。ただどの程度われわれ人権擁護局として福岡の法務局に力が及ぶますか、これは人権擁護委員の動員も考えられるのであります。が、われわれもできる範囲の力をもつて、また賢明なる方法について考慮いたしまして善処していきたい、またいくべきである、こう考えております。

○内藤(隆)政府委員 仰せのごとく雨季を前にして、さらに集団生活をしておられる場合に、そこに伝染病等が発生する憂は十分に考えられるのでございます。厚生省といたしましては、現地の保健所等と連絡をとつて、どういふような対策を講じておるかということの情報をとつております。その情報を係官から御報告させたいと思ひます。

○田中(義)委員 最後に労働大臣に、先ほど労働大臣に、先ほど労働行政の立場から、特にこの三池の争議について英知をしぼっていただきたいということをお願いしたわけでありまして、たゞいま後段に私が指摘したような問題もからんで参りまして、現地の空気がそれだけに重苦しいものがあると思ひます。これは一にかかつて労働大臣が各閣僚諸君を動かして、また会社側の全く自分たちの利益以外に考えないという態度に対して、大きな国の政治の立場から反省と譲歩を求めるべき時期にきておると私は思ふのであります。そういう高い政治的な判断の上に立って——私も、政府が争議に権力的に介入することを決して要望するわけではございません。私はそういう問題を抜きにした形で、同じ国民の中でこれだけ深刻な争いを続けておることを、当事者が解決するだろつという形で、政治の衝に当たる者が傍観者の立場に立つことを一日も早くやめてもらいたいということとを最後に強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○大原委員 関連してちよつと労働大臣にお尋ねしますが、労働大臣は熊本県で、お隣の県であります。政治家で

ありますから関連して御答弁いただきたいと思ひますが、この第二組合員は、特殊部落から出てこいとか、そういうふうな、分裂といふか、基本的な人権を侵害して団結を乱すような行動が行なわれておる。これは謝罪をされたといふことでありますけれども、私はこの問題はやはり基本的な人権の問題、差別の問題としては非常に大きな問題であつて、労働運動の中においてこういう見方をして、そして分裂を配をする、団結を精神的にも侵害をしておる、そういうことはいけないと思ふのであります。労働大臣は非常に近い所で起きた問題ですけれども、そういう差別される立場に立つて考えた場合においては、炭労の事情から考えてみて許したいことだと思ふんです。が、時間も迫つておりますし、私は労働大臣の見解を記録にとめておきたいので、御答弁いただきたい。

○松野国務大臣 私は熊本ですが、荒尾は熊本県でありまして、同じ私の県で関係が深いのであります。私も炭住の事情というものが常によく存じておりますが、今回の問題は組合と組合の問題でありますので、組合問題については特に労働法の規制というものはございせん。

ただ今回の問題はやはり人権の問題、差別の問題で、これは労働争議以外にしても容易ならぬことだと私も考へております。ましてこれが争議行為にやられるといふことは、ちよつと激化したときの問題であります。そういうことはやはり国民すべてが注意しなければならぬ、私はこう考へております。組合の問題とか争議の問題よ

りも、基本的な差別待遇という問題は、断じて今日憲法上あるべからざる問題と考へます。人権の問題としては、私も同じようにこつこつと争議の中に使われるとなおその響きが大きいのであつたらうかと考へまして、労働大臣というよりも国務大臣として、国民の立場からこつこつと考へておるべきだ、こう考へております。

○津井委員 私は実は質問がたゞさんあるのですが、おそくなりましてからやめます。ただ、厚生省が児童福祉施設についてはすみやかに撤去を要求するという決意を固めたようでございますから、三井鉱山と警察との間に取りかわした契約書は出していただけるといふことでございまして、一つ今日委員長の手元に出していただきたいと思ひます。今日はお待ちでしょう、契約書を。この前私要求しておつたのです。

○倉井説明員 契約書といひますか使用承諾書がきております。写しはあります。

○津井委員 写しでけっこうです。

○倉井説明員 ただ、少し詳細に調査いたしたいと思ひまして、まだ提出はしておりません。

○津井委員 柏村さん、今お聞きの通り、私はこの前相当大きい声でお願いしたわけですが、まさき警察は誠意がないじゃないですか、こつこつ問題にいつても。国会でいひかけんの、そのときそのときの答弁をしておればいいといふことなんですか。そういうことならそういうことで、われわれもそういう腹がまえをします。今日は、私ちよつとそのときは安保の委員会におりましたから聞きませんでした、赤松

さんには、福岡県に十三万九千四百円、熊本県には六万六千九百円払つた、こつこつことなんですね。私はこの前、契約書と、そして一休警察のいかなる予算の費目からどういふ形で幾らお金をお出しになつたか、それを示して下さい。こつこつことを要請をしたわけなんです。特にそれは委員長に、一つ明日出して下さい、と、この前は二十七日でしたから、二十八日も委員会があつたわけですから、お願いしたわけなんです。それをまた今日詳細に調べなければならぬなんて、それじゃお金は払つておるけれども、契約書はないということなんですか。あれば今日お出しいただきたいといふのです。

○倉井説明員 一部でよろしければお出しいたします。

○永山委員長 これにて散会いたします。

午後六時五十六分散会

〔参照〕
引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第三号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年五月十七日印刷

昭和三十五年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局